

管 内 概 要

令 和 5 年 版

管 内 概 要

令 和 5 年 版

父 島



0 500 1,000m

母島



目次

第1章	管内概況	
第1	沿革	3
1	沿革	5
2	碑文	10
(1)	開拓小笠原島之碑	10
(2)	主な碑文	13
第2	地勢	15
1	位置及び面積	17
2	気象	19
(1)	概要	19
(2)	平年値の月別表	20
(3)	平年値の月別グラフ	21
(4)	主な気象要素の極値と順位	22
(5)	令和4年気象表	23
(6)	地震・津波	24
第3	人口	25
1	概要	27
2	復帰後の人口推移	28
3	住民基本台帳における世帯数及び人口の推移	29
4	人口の年齢構成（住民基本台帳による人口）	30
5	産業分類別就業者数	32
第4	交通	33
1	概要	35
2	海路	36
(1)	定期航路	36
3	島内交通	36
(1)	小笠原支庁管内車両台数	37
(2)	観光客を対象とした交通機関（令和5年4月1日現在）	37
第5	自然	39
1	生物相	41
(1)	植物	41
(2)	陸棲動物	41
(3)	海棲動物	42
2	法律上、捕獲・採取等が規制されるもの	42
(1)	文化財保護法	42
(2)	絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	43
(3)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）	43

3	世界自然遺産登録	44
(1)	概要	44
(2)	小笠原諸島の世界自然遺産としての評価	45
(3)	世界自然遺産の管理	45
第2章 組織・予算		
第1	小笠原支庁	49
1	支庁の所管区域及び沿革	51
(1)	支庁の所管区域	51
(2)	支庁の沿革	51
2	組織	52
3	人員構成	53
4	予算の状況等	54
(1)	最近5ヵ年度の執行額	54
(2)	最近5ヵ年度の収入額	55
(3)	都税調定及び収入実績	56
第2	小笠原村	57
1	概要	59
2	小笠原村役場組織図	60
3	財政の状況	61
(1)	普通会計歳入の状況	62
(2)	普通会計性質別歳出の状況	63
(3)	普通会計目的別歳出の状況	64
(4)	村税の徴収実績	65
(5)	令和4年度村税調定及び収入状況	66
第3	小笠原総合事務所	67
1	所掌事務	69
2	組織	69
3	業務内容	69
(1)	出入国管理等業務	69
(2)	検疫業務	69
(3)	植物防疫業務	70
(4)	労働業務	70
(5)	国有林野業務	70
第3章 事業		
第1	振興開発事業	73
1	小笠原諸島復興特別措置法	75
2	小笠原諸島振興特別措置法	75
3	小笠原諸島振興開発特別措置法	75
4	小笠原諸島振興開発計画	76

5	小笠原諸島の振興開発事業	76
第2	産業経済	77
1	概要	79
2	商工業	80
	(1) 概要	80
	(2) 輸送費補助	80
	(3) 資金貸付（小笠原諸島生活再建資金）	82
	(4) 火薬類及び高圧ガス	83
	(5) 砂利・採石	83
	(6) 小笠原村商工会	83
3	観光業	84
	(1) 概要	84
	(2) 世界自然遺産登録後の観光客の推移	85
	(3) 小笠原村の観光協会	86
4	農業	87
	(1) 概要	87
	(2) 農業生産基盤整備事業	88
	(3) 硫黄島旧島民定住促進事業	89
	(4) 農業近代化施設整備（農協共同利用施設など）	90
	(5) 農作物収穫量・生産額の推移	92
	(6) 農作物の生産販売状況（主要品目）	93
	(7) 特産化された作物について	93
	(8) 農業災害	94
	(9) 植物防疫	94
	(10) 農業協同組合	95
5	小笠原亜熱帯農業センター・営農研修所	96
	(1) 沿革	96
	(2) 現況	96
	(3) 組織	97
	(4) 施設及び圃場等	97
	(5) 主要業務の内容と実績	98
6	水産業	102
	(1) 概要	102
	(2) 水産行政	103
	(3) 漁業生産高	106
	(4) 漁業協同組合	106
7	小笠原水産センター	110
	(1) 現況	110
	(2) 組織	110
	(3) 敷地及び施設	110
	(4) 主要業務の内容と実績	110
8	森林・林業と鳥獣保護及び有害鳥獣の駆除	115
	(1) 森林・林業	115

(2) 鳥獣保護	116
(3) 有害鳥獣の駆除	116
第3 土木	119
1 概要	121
2 道路	122
(1) 概要	122
(2) 都道の認定	125
(3) 道路の管理	125
(4) 交通安全施設の整備	125
(5) 橋梁・トンネルの現況	126
(6) 村道整備	127
3 河川	130
(1) 法定河川（二級河川）	130
(2) 砂防河川	131
(3) 地すべり対策事業	132
(4) 土砂災害警戒区域等の指定	132
4 住宅	133
(1) 概要	133
(2) 小笠原の住宅事情	135
(3) 建築確認申請書の受付状況	135
(4) 景観形成	136
5 都市公園	136
(1) 概要	136
(2) 事業内容	137
6 自然公園	137
(1) 概要	137
(2) 国立公園区域の現況	138
(3) 公園施設整備	138
(4) 公園の管理	138
(5) 小笠原ビジターセンター	139
(6) 東京都レンジャー	139
第4 世界自然遺産保全	141
1 概要	143
2 ノヤギの排除	143
3 父島列島の植生回復	144
(1) 外来植物駆除	144
(2) 弟島のオガサワラグワ保全	144
(3) 兄島のグリーンアノール対策	145
(4) 南島の植生回復	145
4 聳島列島の植生回復	146
5 希少動植物の保護・増殖事業	146
6 エコツーリズムの推進	147
7 東京都自然保護指導員（都レンジャー）	148

第5	港湾	149
1	概要	151
	(1) 港湾・漁港施設の現況	151
	(2) 港湾・漁港施設の復興事業計画、振興事業計画及び振興開発計画の成果	157
2	港湾、漁港の管理運営	158
3	港湾利用状況	158
	(1) 二見港（父島）利用状況	158
	(2) 二見漁港（父島）の漁船の利用状況	159
	(3) 沖港（母島）利用状況	159
	(4) 沖港（母島）の漁船の利用状況	159
4	小笠原空港整備計画の概要	160
第6	社会福祉・社会保障	161
1	概要	163
2	生活保護	163
	(1) 生活保護状況比較	163
	(2) 世帯類型	163
	(3) 生活保護扶助別実施状況	164
	(4) 保護の開始・廃止状況	164
3	児童福祉	164
	(1) 児童の状況	164
	(2) 児童福祉施設	164
	(3) 児童に対する各種手当の支給状況	164
	(4) 入院助産	164
4	心身障害者	165
	(1) 状況	165
	(2) 障害別手帳交付状況	165
	(3) 特別障害者（児）手当等	165
	(4) 心身障害者福祉手当	165
5	高齢者福祉	165
	(1) 高齢人口（65歳以上）	165
	(2) 老人ホームへの入所状況	165
	(3) 後期高齢者医療制度対象者数	166
	(4) 老人クラブ（父島・母島）	166
6	民生委員	166
7	社会福祉協議会	167
	(1) 組織	167
	(2) 事業	168
	(3) 予算	169
8	社会福祉法人明老会	169
	(1) 組織	169
	(2) 事業	170
第7	保健衛生・食品・環境衛生	171
1	概要	173

(1) 島しょ保健所小笠原出張所の組織と職員配備	173
(2) 島しょ保健所小笠原出張所の分掌事務	173
2 保健衛生	174
(1) 感染症対策	174
(2) 母子保健対策	174
(3) 精神保健福祉対策	175
(4) 特殊疾病対策	175
(5) 保健師活動	175
(6) 健康相談事業	175
(7) 検査	176
3 保健栄養	176
(1) 特定給食施設指導	176
(2) 地域連携	176
(3) 地域における食生活改善普及事業	177
(4) 栄養表示等普及促進事業	177
(5) 栄養指導	177
4 食品衛生・環境衛生・獣医衛生	177
(1) 概要	177
(2) 食品衛生関係業態数と監視指導件数	178
(3) 環境衛生関係業態数と監視指導件数	180
(4) 狂犬病予防及び動物愛護	180
5 小笠原村健康診断	181
(1) 特定健康診査	181
(2) 肺がん検診	181
(3) 胃がん検診	181
(4) 婦人科検診	182
6 医療及び避難救助	182
(1) 村立診療所	182
(2) 急患移送	183
(3) 遭難救助	184
第8 防災対策	185
1 防災計画	187
2 災害通信連絡	188
3 小笠原地方隊	189
4 避難所、災害用備蓄物資	190
第9 警察・消防・海上保安	191
1 警察	193
(1) 治安関係	193
(2) 交通関係	194
(3) 災害対策関係	194
2 消防	195
(1) 組織	195

(2) 設備	195
(3) 火災発生件数	195
3 海上保安	196
(1) 沿革	196
(2) 業務	196
第10 学校教育・社会教育	199
1 学校教育	201
(1) 小中学校	201
(2) 高等学校	202
2 社会教育	205
(1) 概要	205
(2) 郷土資料館（ロース記念館）	205
(3) 文化事業・活動等	206
(4) スポーツ	206
3 文化財	207
(1) 概要	207
(2) 文化財の種類等	207
第11 通信	209
1 電話	211
(1) 概要	211
(2) 沿革	211
(3) 加入電話契約数	212
(4) 携帯電話	213
2 郵政業務	213
3 テレビ受信	214
4 インターネット	216
第12 電力関係	217
1 概要	219
2 組織	219
3 サービス区域の供給電圧・周波数	219
第13 上下水道・清掃	221
1 水道事業	223
(1) 父島	223
(2) 母島	223
2 生活排水処理事業	227
(1) 父島地域し尿処理施設	227
(2) 母島地域し尿処理施設	228
(3) 個別生活排水事業	228
3 施設概要	230
(1) 簡易水道施設	230
(2) 地域し尿処理施設・浄化槽	231
4 清掃	232
(1) 設備	232

(2) 回収 232

参考資料
管内地図 235

第1章 管内概況

第 1 沿 革

第 1 沿 革

1 沿 革

- 文禄 2年（1593年）信州深志（松本）の城主小笠原長時の曾孫、小笠原民部少輔貞頼が発見したと伝えられる。
- 延宝 3年（1675年）幕府は長崎の人島谷市左衛門に命じて、本島を巡航せしめる。
- 天保 元年（1830年）欧米人5人とハワイ原住民などの20数人がハワイから父島二見湾に来て、奥村に住居を構え最初の居住者となる。
- 嘉永 6年（1853年）アメリカ東インド艦隊司令官ペリーは日本へ来る途中、沖縄を経て父島二見港に寄港。島民のために牛、羊、山羊や野菜の種子を与え、石炭補給所用の敷地を購入した。
- 文久 元年（1861年）幕府は外国奉行水野忠徳らに命じ、小笠原調査のため、「咸臨丸」を派遣、居住者に日本領土であること、先住者を保護することを呼びかけ同意を得る。
- 3年（1863年）アメリカで西洋式捕鯨を学んだジョン万次郎が、父島周辺で捕鯨を行った。
- 明治 9年（1876年）国際的に日本領土と認められる。
内務省所管と定められ、移民を送り内務省出張所が設置される。
- 11年（1878年）父島北袋沢に内務省勤農局出張所設置
- 13年（1880年）東京府の管轄となり、内務省出張所が廃止され、東京府小笠原出張所が設置される。
- 15年（1882年）東京府出張所の行う行政に協議権をもつ会議所を設置し、議員15人を公選した。外国人が全て帰化した。
- 19年（1886年）東京府小笠原出張所が廃止され、小笠原島庁が設置され、島司が置かれる。
- 24年（1891年）火山列島を小笠原島庁の所管に入れ、硫黄島を正式に日本領とした。
- 31年（1898年）南鳥島が小笠原島庁の所管となる。
- 大正15年（1926年）小笠原島庁は、郡制の廃止とともに東京府小笠原支庁と改められる（北硫黄島ほか数島は小笠原支庁の直轄として残る。）。
- 昭和 2年（1927年）天皇、戦艦「山城」で父島、母島に行幸される。
- 6年（1931年）沖の鳥島が小笠原支庁の所管となる。
- 15年（1940年）大村、扇村袋沢村、沖村、北村、硫黄島村の5箇村に村制が施行される（硫黄島ほか数島は小笠原支庁の直轄として残る。）。
- 19年（1944年）住民6,886人（残留者825人）が本土へ強制疎開。ただし、そのうち20余人が引揚のとき事故で死亡
- 20年（1945年）小笠原支庁・村役場が下谷小学校に移転する。
- 21年（1946年）米軍の直接統治の下に置かれる。
欧米系島民135人が帰島を許され、うち129人が帰島する。

- 昭和23年（1948年）小笠原支庁・村役場が港区へ移転する。
- 26年（1951年）対日講和条約が調印される。
- 27年（1952年）対日講和条約の発効により、小笠原・奄美の施政権が分離、各村役場が廃止され、役場の一般事務は東京都総務局行政部地方課分室で行われる。
- 28年（1953年）4月28日、小笠原支庁廃止（東京都職制沿革）
- 40年（1965年）5月、第1回墓参団が渡島する。
- 42年（1967年）11月、佐藤・ジョンソン会談で、小笠原返還についての合意がなされる。
- 43年（1968年）4月5日、小笠原返還協定調印
6月26日、小笠原諸島が日本に返還される。小笠原村設置
小笠原総合事務所、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場の行政
機関設置
- 45年（1970年）7月31日、小笠原諸島復興計画閣議決定
- 47年（1972年）10月16日、小笠原諸島を国立公園に指定
母島出張所及び母島支所の設置
- 49年（1974年）4月1日、父島及び母島の全域を都市計画区域に指定
6月18日、小笠原諸島復興計画（改定10箇年計画）閣議決定
- 54年（1979年）3月31日、小笠原諸島復興特別措置法が小笠原諸島振興特別
措置法と改正される。
4月22日、村議会議員及び村長の設置選挙
4月22日、小笠原村が真の自治体として発足する（村政の
確立）。
6月13日、小笠原諸島振興計画を内閣総理大臣決定
10月7日、父島婦人会発足
- 55年（1980年）1月1日、村助役選任
1月25日、小笠原村総合開発審議会設置
3月15日、父島・母島スポーツ交流実現
4月1日、農業委員会設置
- 56年（1981年）7月1日、衛生局島しょ保健所小笠原出張所開所
12月24日、小笠原村基本構想を議決
- 58年（1983年）6月21日、通信衛星による電話のダイヤル即時通話開始
- 59年（1984年）1月10日、公益法人小笠原村商工会設立登記
3月31日、小笠原諸島振興特別措置法延長・改正
5月12日、通信衛星によるNHK衛星第一テレビ放送開始
6月13日、小笠原諸島振興計画（改定10箇年計画）内閣総
理大臣決定
- 60年（1985年）2月15日、ミカンコミバエの根絶が確認され、農林水産省に
よる植物防疫法施行規則が一部改正される。

昭和61年（1986年）3月17日、小笠原支庁新庁舎完成

8月、硫黄島旧島民による職業体験実習の実施



現在の小笠原支庁舎

62年（1987年）4月1日、小笠原出納事務所設置

10月20日、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会設立

63年（1988年）6月26日、小笠原村返還20周年記念式典が行われる。

平成元年（1989年）3月31日、小笠原諸島振興特別措置法が小笠原諸島振興開発特別措置法と改正される。

5月22日、都立小笠原高等学校落成式及び20周年記念式典

6月28日、小笠原諸島振興開発計画内閣総理大臣決定

11月25日、村政確立10周年記念式典が行われる。

12月1日、小笠原ラム・リキュール株式会社設立

2年（1990年）1月5日、国土利用計画法の監視区域（200㎡以上）に指定

3年（1991年）6月15日、新ははしま丸就航

11月29日、第6次空港整備5箇年計画で、小笠原空港が予定事業として採択

4年（1992年）6月26日、小笠原ラム・リキュール株式会社がラム酒の販売を開始

5年（1993年）9月17日、母島出張所新庁舎竣工

11月21日、小笠原諸島発見400年・返還25周年記念式典が行われる。

6年（1994年）2月12日、天皇皇后両陛下が小笠原諸島を行幸啓される。

3月31日、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

6月24日、小笠原諸島振興開発計画（改定10箇年計画）内閣総理大臣決定

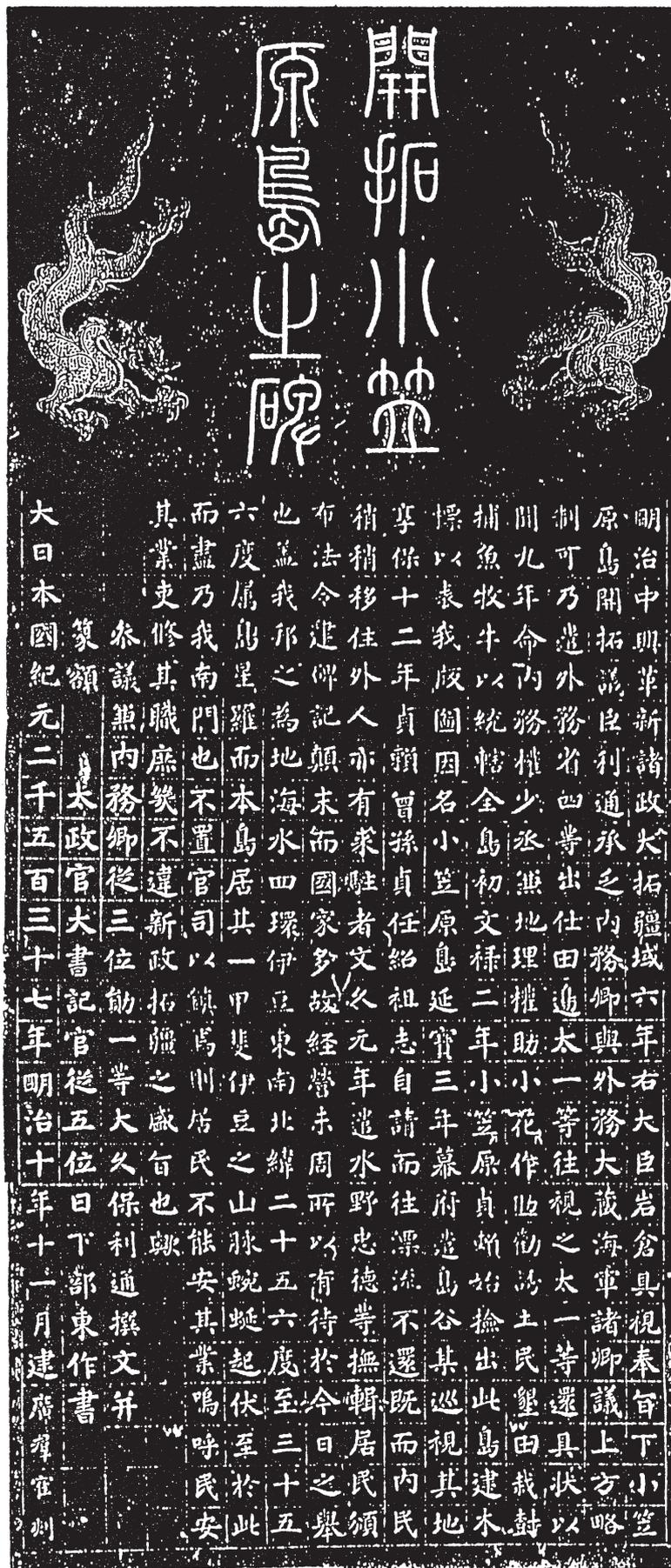
7年（1995年）1月5日、国土利用計画法による監視区域（500㎡）に再指定

8年（1996年）4月1日、テレビ地上波放送開始

9年（1997年）3月、新造船おがさわら丸（6,700t）が就航し、片道の所要時間が25時間半に短縮された。

- 平成10年（1998年）6月27日、小笠原村返還30周年記念式典が行われる。
- 11年（1999年）6月15日、小笠原諸島振興開発計画（改定5箇年計画）内閣総理大臣決定
6月18日、小笠原村村政20周年記念式典が行われる。
- 12年（2000年）1月5日、国土利用計画法による監視区域（500㎡）に再指定
11月30日、小笠原出納事務所廃止
- 13年（2001年）11月13日、「時雨山案を撤回し、新たな航空路を検討する」ことを決定（「都多摩島しょ振興推進本部会議」）
- 14年（2002年）6月1日、「硫黄島平和祈念会館」の供用開始
7月9日、都と村において「小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定書」を締結
- 15年（2003年）5月26日、国の世界自然遺産候補地に関する検討会において「小笠原諸島」が世界自然遺産の候補地の一つに選定される。
6月26日、小笠原諸島返還35周年返還祭が行われる。
6月28日、小笠原諸島母島返還30周年返還祭が行われる。
- 16年（2004年）2月7日、小笠原諸島返還35周年記念式典が行われる。
3月31日、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正
11月25日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正に伴い、東京都が小笠原諸島振興開発計画を策定
- 17年（2005年）原油価格高騰の影響等から、TSLの就航が断念
- 18年（2006年）11月22日、小笠原諸島世界自然遺産候補地地域連絡会議が開催される。
11月28日、国の小笠原諸島振興開発基本方針の変更に伴い、小笠原諸島振興開発基本計画を変更
- 19年（2007年）1月31日、世界遺産条約に基づく暫定一覧表に「小笠原諸島」が追加される。
- 20年（2008年）2月6日、小笠原航空路協議会を設置
7月4日、小笠原諸島返還40周年記念式典が行われる。
- 21年（2009年）3月31日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正
4月23日、村政確立30周年記念式典が行われる。
12月22日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正に伴い、東京都が小笠原諸島振興開発計画を策定
- 22年（2010年）7月2日、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の「特定離島」に沖の鳥島、南鳥島が指定される。
- 23年（2011年）3月、小笠原父島・母島と八丈島を結ぶ海底光ケーブルが完成
6月29日、第35回世界遺産委員会において「小笠原諸島」が世界自然遺産に登録される。
7月、海底光ケーブルを利用した地上波デジタル放送が開始
10月14日、小笠原諸島世界自然遺産登録記念式典開催

- 平成25年（2013年）1月、東京都離島航路地域協議会小笠原航路部会が設置される。
10月5日、小笠原諸島返還45周年記念式典が行われる。
11月20日、小笠原諸島西之島付近噴火
- 26年（2014年）3月31日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正
12月25日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正に伴い、東京都が小笠原諸島振興開発計画を策定
- 27年（2015年）1月5日、国土利用計画法による監視区域の再指定
- 28年（2016年）7月、新造船おがさわら丸（11,035t）が就航し、片道の所要時間が24時間に短縮された。
7月、新造船ははじま丸（499t）が就航し、片道の所要時間が2時間に短縮された。
10月8日、小池都知事が来島し、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーが小笠原村から開始
- 29年（2017年）5月～12月、翌年に迫った小笠原諸島返還50周年に向け記念事業として各種イベントが実施された。
- 30年（2018年）1月～12月、小笠原諸島返還50周年に向け記念事業として各種イベントが実施された。
- 31年（2019年）3月31日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正
- 令和元年（2019年）11月28日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正に伴い、東京都が小笠原諸島振興開発計画を策定
- 2年（2020年）1月5日、国土利用計画法による監視区域の再指定
- 3年（2021年）6月11日、世界自然遺産小笠原諸島登録10周年記念式典が行われる。
- 4年（2022年）10月、母島出張所開所50周年
- 5年（2023年）6月、小笠原諸島返還55周年記念式典が行われる。



内務卿大久保利通撰文・篆額、日下部東作（鳴鶴）書

この碑は小笠原の沿革を知るための貴重な資料である。

訓み下し文

明治ノ中興、諸政ヲ革新シ、大イニ疆域ヲ拓ク。六年、右大臣岩倉具視、旨ヲ奉ジテ小笠原島開拓ノ議ヲ下ス。臣利通、乏シキヲ内務卿ニ承ケ、外務大蔵海軍諸卿ト議シ、方略ヲ上リ、制可セラル。乃チ外務省四等出仕田辺太一等ヲ遣シ、往イテ之ヲ視セシム。太一等還リ、具状ヲ以聞ス。九年、内務権小丞兼地理権助小花作助ニ命ジテ土民ヲ勧誘シ、田ヲ墾シ樹ヲ栽エ魚ヲ捕エ牛ヲ牧シ、以ッテ全島ヲ統轄セシム。初メ文禄二年、小笠原貞頼始メテ此ノ島ヲ検出シ、木標ヲ建テテ以ッテ我が版図タルヲ表セリ。因リテ小笠原ト名ヅク。延宝三年、幕府島谷某ヲ遣シ其ノ地ヲ巡視セシム。享保十二年、貞頼曾孫貞任、祖志ヲ紹ギ自ズカラ請イテ往キ、漂流シテ還ラズ。既ニシテ内民稍々移住シ、外人モ亦タ来リ駐マル者有リ。文久元年、水野忠徳等ヲ遣シ、居民ヲ撫輯シ法令ヲ頒布シ、碑ヲ建テ顛末ヲ記セリ。而モ国家多故ニシテ経営未ダ周カラズ。今日ノ挙ヲ待ツ有ル所以ナリ。蓋シ我が邦ノ地タル、海水四環シ、伊豆ノ東南へ北緯二十五六度ヨリ三十五六度ニ至ルマデ屬島屋羅ス。而ウシテ本島ハ其ノ一二居リ、甲斐伊豆ノ山脈蜿蜒起伏シテ此ニ至リテ尽ク。乃チ我が南門ナリ。官司ヲ置キテ以ッテ焉ヲ鎮セズンバ、則チ居民其ノ業ニ安ンズル能ワズ。嗚呼、民其ノ業ニ安ンジ、吏其ノ職ヲ修ムルハ新政拓疆ノ盛旨ニ違ワザルニ庶幾カラシ歟。

参議兼内務卿従三位勲一等大久保利通撰文并ビニ

篆額 太政官大書記官従五位日下部東作書

大日本國紀元二千五百三十七年明治十年十一月建

廣群奎刻

元小笠原支庁職員 長谷川馨 訓み下し

(通 釈)

明治となって日本の国勢は中興し、諸々の行政も一新され、従来あまり顧みられなかった日本の辺疆も開拓されることになった。明治6年右大臣の岩倉具視いわくらともみは天皇の思召しを体して、小笠原諸島の開拓問題を検討するようにと下命された。天皇の忠実なる臣下であるわたくし利通としみちは、才能乏しきにも拘らず内務卿という重任を承っており、外務・大蔵・海軍の諸卿と協議してその対策を建てて上に報告したところ、そのとおり決定された。

そこで、外務省四等出仕田辺太一しとう しゅっしらを現地に派遣して状況を視察させた。田辺たちは帰還して、見て来たとおりの状況を天皇に報告した。明治9年、内務権少丞兼地理権助ないむごんのしょうじょうけんちりごんのすけである小花作助に命じて、現地の人民に勧めて農業、林業、漁業、牧畜を興させ、そうして小笠原全島を統治させた。

最初は文禄2年、小笠原貞頼がこの島を初めて発見し、木の標識を建てて日本国の領域であることを表した。そのことから、この島は小笠原と名づけられたのである。延宝3年、徳川幕府は長崎の島谷市左衛門しまや いちざえもんを派遣して、その島々を調査させた。享保12年、小笠原貞頼の曾孫の小笠原宮内貞任くない さだとうが先祖の意思を継いでその島に渡りたいと幕府に請願し、許可されて出発したが漂流してしまったのであろうか遂に帰っては来なかった。

そのうちに、日本人も少し移住するようになり、外国人もまた来島して住みつく者が現れるようになった。

文久元年、時の幕府は外国奉行水野筑後守忠徳らを派遣し、住民を安心させ、法令を發布し、新治の碑にいばりを建てて日本領土であることを証する今までの経過を記録した。然しながら当時の日本は多事多端であったため、小笠原経営が十分には行えなかった。それだから、今回の明治政府による小笠原回収の快挙が大いに期待されていたのである。

概観すると我が国の領域は四方を海で取り囲まれており、伊豆から南東方向には北緯25度～6度から35度～6度の間に、日本領土である島々が星を散りばめたように連なっている。小笠原諸島もその一つであり、甲斐から伊豆への山脈がえんえんと起伏しながら、ここまで来て終わっているものである。すなわち、我が国の南側の門と言えよう。今までのように、日本領土でありながら統治機関を置かなければ住民はとても安心して生活することはできない。あゝこの小笠原において、人民がその生活を安らかに送り、官吏はその職務を忠実に執行していくという状況を実現することは、維新の政治目標の一つでもある大いに辺境を開拓せよという天皇の思召しに適うのではなからうか。

(2) 主な碑文

	碑・墓名	場所	建碑等年代、撰文者及び関係者	内容
1	ナサニヨル・ セーボレーの墓	父島・ 大根山	明治7年4月10日 死亡 (1874年)	1830年に父島に移住した最初の住民の1人であり、その長となる。 (都指定有形文化財)
2	小笠原島 <small>にいげり</small> 新治の碑	父島・扇浦	文久元年12月 建立 (1861年) 撰文 徳川幕府 黒川主水春村	幕府が認識している小笠原島の位置及び歴史と調査団派遣の件 (都指定有形文化財)
3	開拓小笠原之碑	父島・扇浦	明治10年11月 建立 (1877年) 撰文・篆額 日下部東作 明治政府 大久保利通	明治政府の小笠原島の開拓方針とその位置及び歴史 (都指定有形文化財)
4	ジェームス・モット レー夫妻の墓	母島・元地	明治2年12月6日 } 死亡 明治20年3月23日 }	文久2年2月外国奉行水野筑後守らが母島を訪れた時、母島の代表として応接した。 (都指定史跡)
5	良志羅留普の墓 (フレデリック・ローズの墓)	母島・元地	明治31年5月10日 死亡 (1898年)	ジェームス・モットレーの遺産の相続人でローズ石の名の由来となった人物 (都指定史跡)
6	西川倍太郎の墓	父島・奥村	文久2年正月27日 死亡 (1862年)	文久元年12月幕府の軍艦威臨丸士官として同月19日父島着、翌月島で縊死す(越前大野藩士)。 (都指定史跡)
7	朝陽丸水主 ^か の墓	父島・奥村	三代吉 金右エ門 } 死亡 忠蔵 文久2年8月25日 文久2年8月27日 文久2年8月29日	文久2年、幕艦朝陽丸2回目の小笠原渡航のとき、水夫として乗組み中船中で病死す。3名の出身地は共に瀬戸内海塩飽諸島である。
8	漂流者真福の碑	父島・奥村	文久2年4月 建立 (1862年) 徳川幕府	寛文10年及び享保から元文4年の間に小笠原付近で漂流し、死亡した18名の名あり。 (1670年～1739年)
9	会田醇蔵の墓	父島・奥村	文久2年6月7日 死亡 (1862年)	文久2年3月、来島の平野船(平野廉蔵持船)乗組員で、船主の弟醇蔵の墓。島内で死す。
10	こぼへの碑	父島・扇浦	文久2年冬 建碑 (1862年) 原 又吉	文久年間の移住子弟の筆塚
11	藤森図高の碑	父島・扇浦	明治16年11月 撰文・揮毫 小花作助 (1883年) 篆額 田辺太一	内務省役人として来島し、東京府役人に転じ初代小笠原出張所長となったが、激務のため間もなく病没した藤森図高を偲ぶ碑

	碑・墓名	場 所	建碑等年代、撰文者及び関係者	内 容
12	菊池翁功德碑	母島・元地	明治33年11月 (1900年) 撰文 富田鉄之助 篆額 千家尊福 揮毫 樋田魯一	母島で製糖を伝え、また教育・衛生面においても業績を残す。
13	小笠原島島司 阿利君紀功碑	父島・清瀬	明治39年6月 (1906年) 撰文 依田百川 篆額 金井之恭 揮毫 東久世通禮	明治29年10月島司として赴任し、その後の10年間の業績を記す。阿利島司はなお10年余在任し、大正15年退職
14	遭難者冥福之碑	父島・東町	破損して不明 浅沼丈之助 (大村在住漁夫)	明治39年、母島沖で遭難した漁夫8名の冥福の碑
15	行幸記念碑	母島・元地	昭和4年7月 揮毫 猪子徹雄	昭和天皇の母島沖行幸(昭和2年7月31日)を記念
16	岩崎亀五郎の墓	賀島	昭和13年9月24日 死亡	明治23年6月に賀島に来島し牧場を営む。
17	福田篤泰先生之像	父島・西町	昭和54年4月 建立 (財)小笠原協会	(財)小笠原協会初代会長。小笠原返還実現への貢献に対する功績顕彰
18	鎮魂の碑 (一) (二) (三)	硫黄島・ 栗津壕上	昭和58年9月 建立 東京都 (一) 揮毫 鈴木俊一 (二) 撰文 井上靖 (三) 撰文 山本健吉	太平洋戦争末期の激戦により散った戦没者の慰霊と平和を願う都民の決意を表す。
19	アオウミガメ放流 発祥地の碑	父島・清瀬	昭和59年3月 建立 小笠原支庁 デザイン 西原千司	明治43年、世界に先駆けてアオウミガメ人工孵化放流事業を開始したことを記念
20	めぐみの像	父島・小曲	昭和62年3月 建立 小笠原支庁	昭和60年2月15日、ミカンコンバエ絶滅宣言が出され、農作物移出制限が廃されたことを記念
21	小花作助之碑	父島・扇浦	昭和62年12月 建立 小笠原諸島返還20周年記念事業実行委員会 揮毫 安藤光一	幕府小笠原役所支配元締及び明治政府小笠原島出張所長を勤め、日本小笠原統治に功績を残す。
22	行幸啓記念碑	父島・東町	平成8年3月 建立 天皇后両陛下行幸啓記念碑建立事業実行委員会 揮毫 安藤光一	平成6年2月12日小笠原諸島行幸啓を記念
23	小笠原諸島 戦没者追悼碑	父島・奥村	平成6年11月 建立 小笠原諸島戦没者追悼碑建立委員会 撰文 平山秀親 揮毫 横田政次	戦後50年に際し、太平洋戦争における小笠原諸島全ての戦没者の慰霊と世界平和への願いを表す。

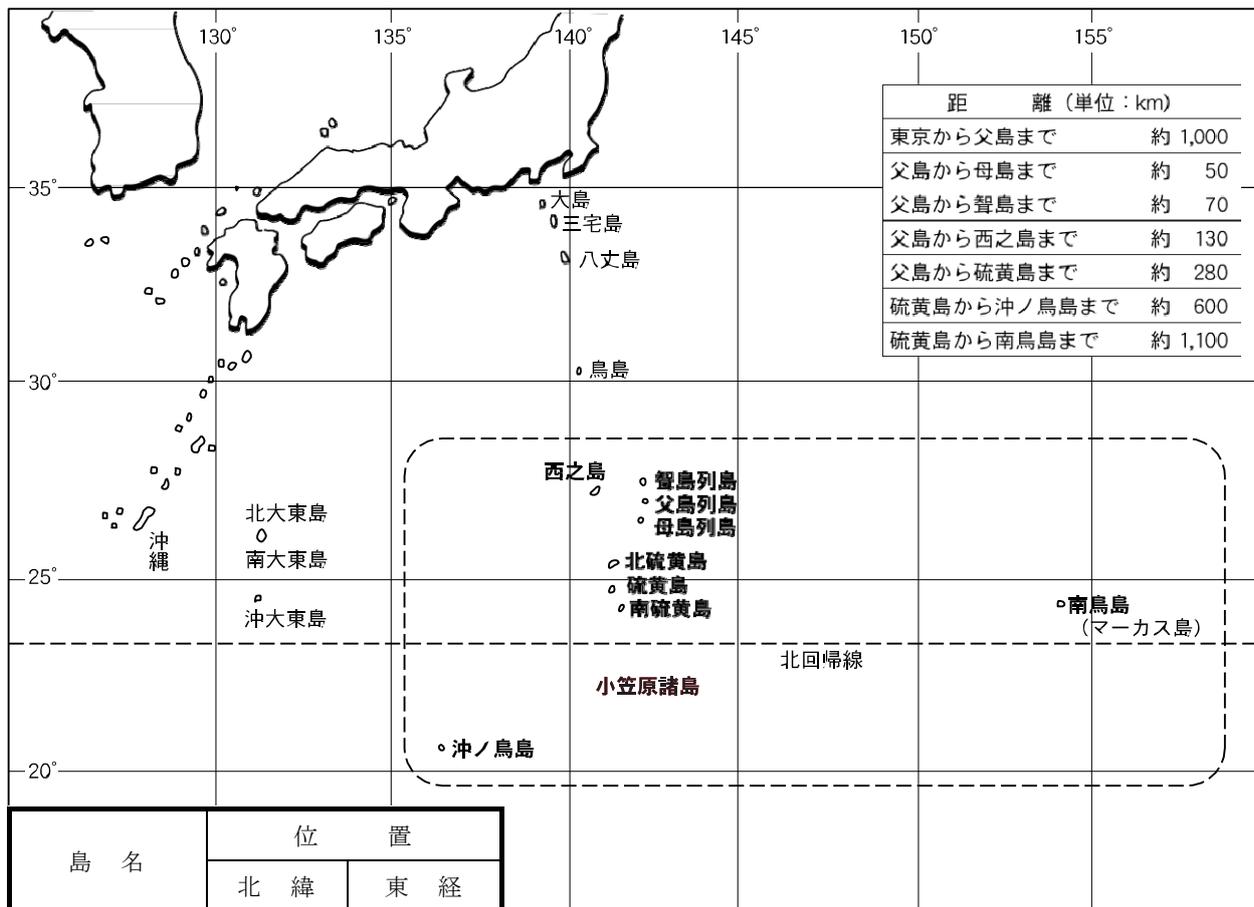
文献：東京都立小笠原高等学校研究紀要第3号及び第4号「小笠原の碑文」

第 2 地 勢

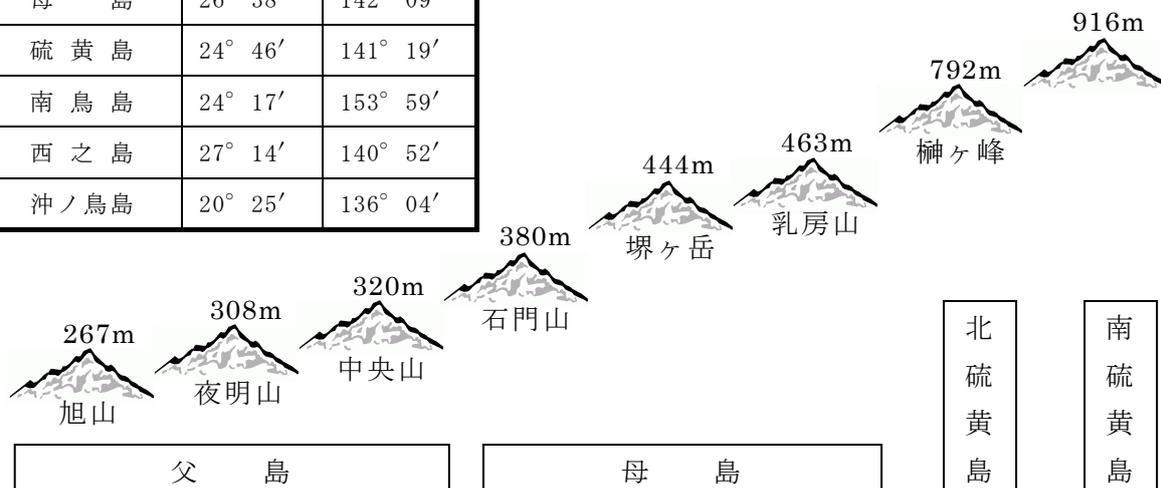
第2 地 勢

1 位置及び面積

小笠原諸島は、北緯 20 度 25 分から 27 度 40 分、東経 136 度 04 分から 153 度 59 分にわたり、太平洋上に散在する 30 余の島々からなり北から聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島（硫黄列島）の 4 列島に大別される。



島 名	位 置	
	北 緯	東 経
聳 島	27° 40'	142° 08'
父 島	27° 05'	142° 11'
母 島	26° 38'	142° 09'
硫 黄 島	24° 46'	141° 19'
南 鳥 島	24° 17'	153° 59'
西 之 島	27° 14'	140° 52'
沖ノ鳥島	20° 25'	136° 04'



小笠原諸島の面積

(単位：km²)

島しょ名		面積	島しょ名		面積	島しょ名		面積
父島列島	父島	23.45	母島列島	鯉島島	0.04	火山列島	付属島2	—
	兄島	7.88		母島付属島49	0.34		小計	5.56
	弟島	5.20		計	25.85		南硫黄島	3.54
	西島	0.49	聳島列島	聳島	2.56		付属島4	0.01
	南島	0.34		媒島	1.37		小計	3.55
	東島	0.28		北の島	0.19	計	33.11	
	孫島	0.16		鳥島	0.11	その他	西之島	2.89
	瓢箪島	0.09		聳島付属島67	0.52		付属島	0.03
	人丸島	0.06		小計	4.75		小計	2.92
	父島付属島69	0.33		嫁島	0.85		南鳥島	1.46
	計	38.28	前島	0.11	小計		1.46	
母島列島	母島	19.88	嫁島付属島9	0.14	沖の鳥島		(9.44)	
	姉島	1.43	小計	1.10	小計		—	
	向島	1.38	計	5.85	計	4.38		
	妹島	1.23	火山列島	硫黄島	23.73	合計	106.88	
	姪島	0.80		監獄岩	0.15	※沖の鳥島はm ² 単位		
	平島	0.60		付属島15	0.12			
	二子島	0.09		小計	24.00			
	丸島	0.06	北硫黄島	5.56				

(注)面積 1 km² 以上の島は、国土交通省国土地理院「令和 5 年全国都道府県市区町村別面積調(1 月 1 日時点)」による数値であり、1 km² 未満の島は、5 万分の 1 地形図、姪島は 2 万 5 千分の 1 地形図による計測値。表中の各島計と合計数値とは誤差がある。

< 参 考 >

(1) 面積の比較

父島の面積は東京都千代田区(11.66km²)の約 2 倍で、母島は北区(20.61 km²)とほぼ同じである。また、父島の面積は伊豆諸島の新島(22.97 km²)よりやや大きく、大島(90.73 km²)の約 4 分の 1 で、母島は御蔵島(20.52 km²)とほぼ同じである。

(2) 東京からの距離



(注)東京からの距離は、東京都庁と各島との 2 地点間の緯度差及び経度差により算出した。

2 気 象

(1) 概 要

父島における平均的気象観測値（1991～2020年の平均値：以下、平年値）は、年平均気温 23.4℃（東京 15.8℃）、年平均湿度 78%（東京 65%）、年間日照時間は 2030.6 時間（東京 1926.7 時間）である。また、年平均降水量は 1296.1mm（東京 1598.2mm）で、月別に見ると小笠原が雨季にあたる 5 月、秋雨の 11 月が東京と比較すると多くなっている。6 月から 10 月の月平均気温が 25 度以上であり、月平均湿度が 80%を超えている。このように小笠原地方の気候は、特に夏季は日差しが強くて蒸し暑い日が続き、年間の季節差や日較差（1 日の最高気温と最低気温の差）が小さく湿度の高い、いわゆる亜熱帯海洋性気候というのが特徴である。

以下、令和 4 年の気象の特徴を要素別に平年値と比較する。

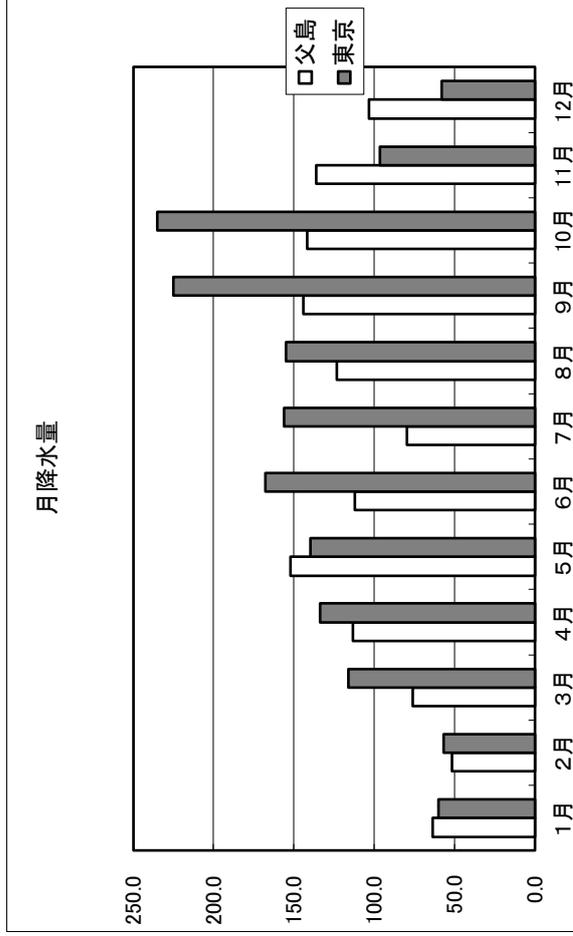
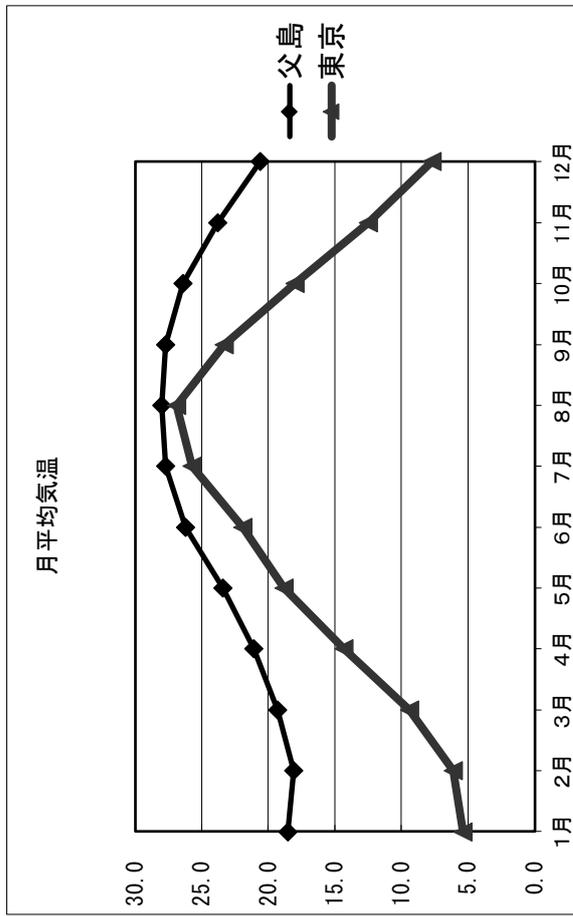
年平均気温は 23.9℃で 1968 年の統計開始以来、高い方から歴代 5 位の高さとなり、日最高気温 30℃以上を年間 100 日記録した。降水量は平年値（1296.1mm）より多く 1841.0mm に達した。

(2) 平年値(1991～2020年の平均値)の月別表

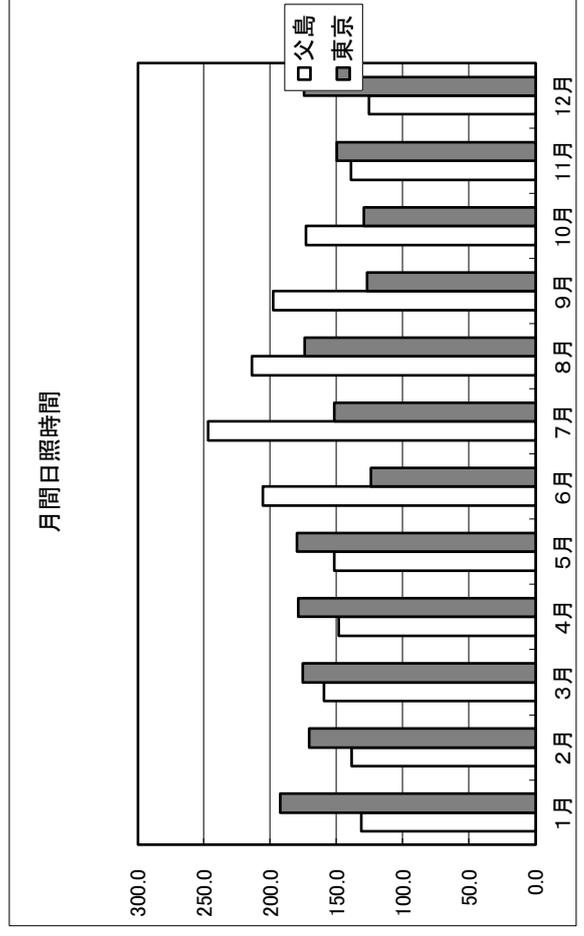
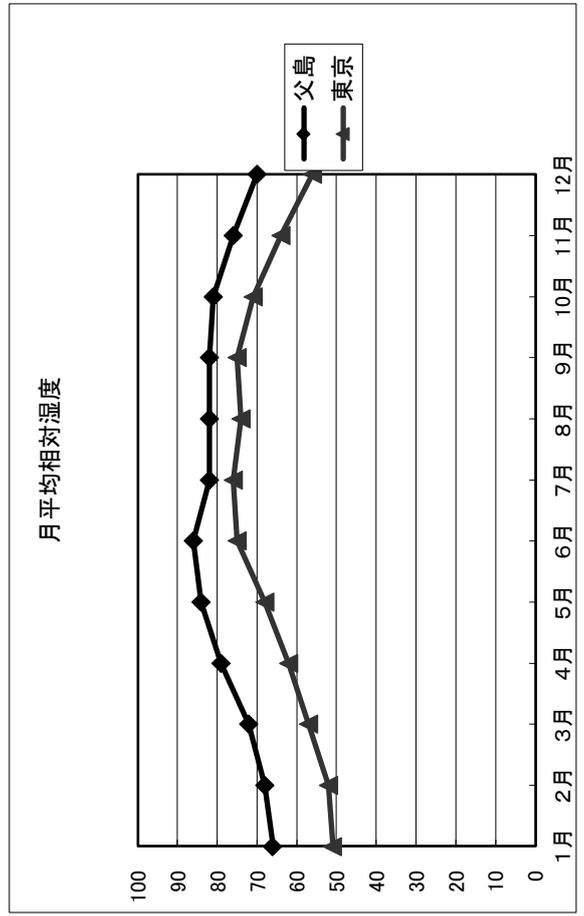
気象庁HP「過去の気象データ」を元に小笠原支庁作成

	月平均気温(°C)		月最高気温(°C)		月最低気温(°C)		月平均相対湿度(%)		月降水量(mm)		月間日照時間(h)	
	父島	東京	父島	東京	父島	東京	父島	東京	父島	東京	父島	東京
1月	18.5	5.4	20.7	9.8	15.8	1.2	66	51	63.6	59.7	131.3	192.6
2月	18.1	6.1	20.5	10.9	15.4	2.1	68	52	51.6	56.5	138.3	170.4
3月	19.3	9.4	21.7	14.2	16.8	5.0	72	57	75.8	116.0	159.2	175.3
4月	21.1	14.3	23.4	19.4	18.8	9.8	79	62	113.3	133.7	148.3	178.8
5月	23.4	18.8	25.6	23.6	21.4	14.6	84	68	151.9	139.7	151.8	179.6
6月	26.2	21.9	28.5	26.1	24.4	18.5	86	75	111.8	167.8	205.6	124.2
7月	27.7	25.7	30.4	29.9	25.6	22.4	82	76	79.5	156.2	246.8	151.4
8月	28.0	26.9	30.3	31.3	26.1	23.5	82	74	123.3	154.7	213.7	174.2
9月	27.7	23.3	29.9	27.5	25.7	20.3	82	75	144.2	224.9	197.7	126.7
10月	26.4	18.0	28.6	22.0	24.4	14.8	81	71	141.7	234.8	173.2	129.4
11月	23.8	12.5	25.9	16.7	21.6	8.8	76	64	136.1	96.3	139.1	149.8
12月	20.6	7.7	22.7	12.0	18.2	3.8	70	56	103.3	57.9	125.3	174.4
年	23.4	15.8	25.7	20.3	21.2	12.1	78	65	1296.1	1598.2	2030.6	1926.7

(3) 平年値(1991～2020年)の月別グラフ



気象庁HP「過去の気象データ」を元に小笠原支庁作成



(4) 主な気象要素の極値と順位(1968年8月～2023年5月)

気象庁HP「過去の気象データ」を元に小笠原支庁作成

要素	順位	1位	年月日	2位	年月日	3位	年月日	4位	年月日	5位	年月日
日最高気温	℃	34.1	2006/7/30	33.8	1991/7/29	33.7	2015/8/2	33.7	1991/7/24	33.6	2017/8/23
日最低気温	℃	7.8	1969/2/8	8.9	1980/2/11	8.9	1971/1/25	9.0	1969/2/7	9.2	1981/3/1
日最大風速	m/s	31.8	1997/10/22	31.5	2006/9/23	31.1	2022/8/29	31.0	2003/9/29	30.2	1997/6/13
同上風向	16方位	南南西	-	南南東	-	南南西	-	南南西	-	南	-
日最大瞬間風速	m/s	59.7	1986/9/28	58.8	2006/9/22	58.6	1983/11/7	55.6	2003/9/29	55.1	1997/6/13
同上風向	16方位	南東	-	南東	-	北北東	-	南南西	-	南	-
日降水量	mm	348.0	1997/11/7	217.5	2015/9/19	206.0	1989/9/30	205.5	1998/8/26	200.0	1997/4/22
月平均気温の最高値	℃	28.8	2020/9	28.8	2020/8	28.8	2020/7	28.8	1991/7	28.7	2017/8
月平均気温の最低値	℃	16.0	1984/2	16.1	1986/2	16.3	1977/2	16.4	1974/1	16.7	1982/2
月降水量の最大値	mm	603.5	1997/11	408.5	1998/8	406.0	1975/5	405.0	2019/10	395.5	1979/5
月降水量の最小値	mm	1.0	1987/7	2.0	2002/2	4.0	2013/3	4.0	1990/7	4.0	1990/6
月間日照時間の最大値	h	327.1	1991/7	301.0	1974/7	295.2	1991/6	294.4	2006/7	291.6	1986/7
月間日照時間の最小値	h	66.4	1996/5	71.0	2021/1	71.7	2020/12	77.0	1982/12	79.7	1977/11

(5) 令和4年気象表

気象庁HP「過去の気象データ」を元に小笠原支庁作成

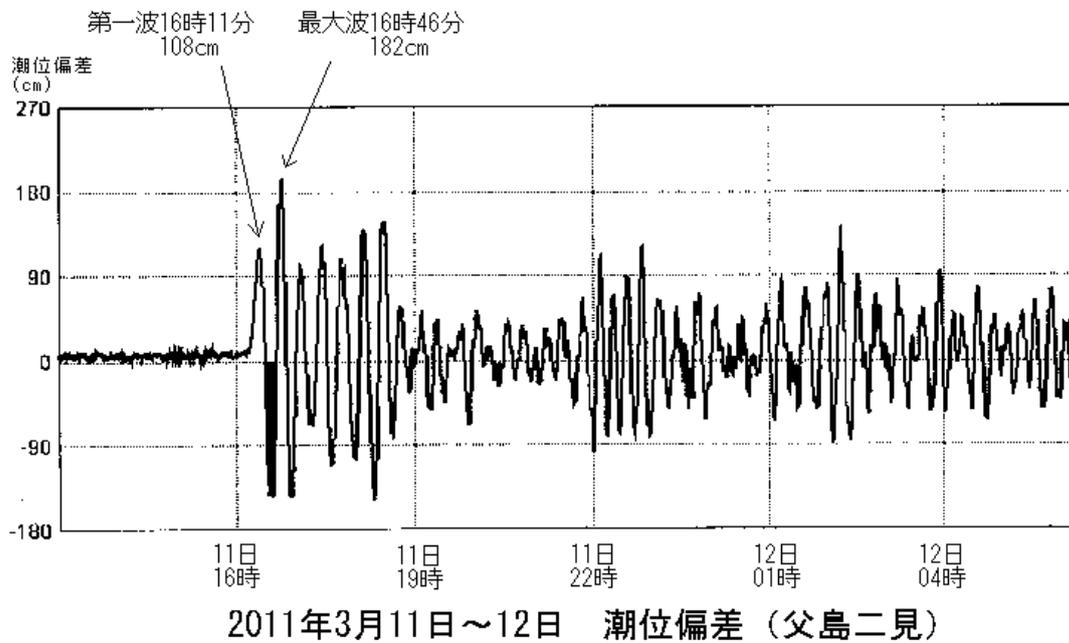
要素	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均海面気圧	hPa	1016.6	1017.8	1016.8	1015.4	1013.4	1013.3	1011.7	1011.8	1009.4	1014.3	1015.8	1015.8	1014.3
平均気温	℃	18.2	17.3	20.2	22.5	24.6	27.0	28.4	28.6	28.3	26.6	23.9	20.8	23.9
日最高気温の平均	℃	20.4	19.9	22.7	25.1	26.8	29.2	30.4	31.5	30.5	28.9	26.1	22.9	26.2
日最低気温の平均	℃	15.7	14.3	17.8	20.4	22.9	25.0	26.2	26.4	26.1	24.6	21.7	18.7	21.7
最高気温の月最高及び年最高	℃	23.0	22.4	25.9	28.2	29.2	32.2	31.6	32.8	31.6	30.5	28.0	27.1	32.8
最低気温の月最低及び年最低	℃	12.2	11.1	13.7	14.1	18.9	22.0	23.3	24.0	22.5	22.2	18.7	13.9	11.1
最高気温30℃以上の日数		0	0	0	0	0	13	26	30	23	8	0	0	100
最低気温25℃以上の日数		0	0	0	0	3	17	27	29	26	14	0	0	116
平均相対湿度	%	67	71	79	90	91	90	89	87	87	83	80	76	83
最小相対湿度	%	42	41	45	55	63	67	68	67	68	53	51	42	41
平均風速	m/s	3.3	3.1	3.3	3.3	3.2	2.6	3.8	2.5	4.1	3.4	3.4	3.5	3.3
最大風速	m/s	12.1	13.2	13.1	23.2	10.8	10.8	11.5	31.1	22.0	12.8	16.6	14.4	31.1
同上風向		南南西	南南西	南南西	南南東	南	南	南南西	南南西	南東	南南西	南南西	南東	南南西
最大瞬間風速	m/s	17.0	20.0	21.4	46.5	19.1	15.6	17.9	48.4	33.4	23.2	24.5	23.7	48.4
同上風向		南南西	東南東	南	南東	南南西	南	南南西	南南西	南東	南	南南西	南	南南西
日照時間	h	111.2	153.3	185.4	151.8	147.7	231.3	209.2	275.5	212.6	176.4	131.0	92.8	2078.2
降水量	mm	124.0	117.0	117.0	206.0	182.0	97.0	162.5	103.5	165.5	195.5	132.0	239.0	1841.0
最大日降水量	mm	56.0	86.0	59.0	106.5	53.5	44.0	47.5	54.5	33.0	61.0	50.0	123.0	123.0
最大1時間降水量	mm	30.5	27.0	13.0	33.5	13.5	19.0	30.0	23.0	28.5	24.0	26.0	21.5	33.5
降水日数 ≥ 0.5mm		12	9	9	11	15	8	20	14	19	15	15	15	162
降水日数 ≥ 10.0mm		3	2	4	4	6	3	3	2	7	6	3	3	46

(6) 地震・津波

【平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による影響について】

平成23年3月11日14時46分、三陸沖(北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km)でマグニチュード9.0の地震が発生した。

最大震度は宮城県栗原市で震度7を記録し、父島西町、父島三日月山、母島においても震度1を記録した。この地震により気象庁は14時49分に小笠原諸島に津波注意報を発表、15時14分に津波警報、16時08分には津波警報(大津波)を発表した。父島二見の検潮所では11日16時11分に津波の第一波(108cm)を観測し、その後の最大波は11日16時46分に182cmを記録した。津波に関する警報は12日13時50分に注意報に切り替え、注意報は13日17時58分に解除された。



2011/3/11 16時34分 (観測所前)



2011/3/11 16時48分 (観測所前)

第 3 人 口

第3 人 口

1 概 要

小笠原支庁管内の人口は、戦前のピーク時には7,711人をかぞえたが、昭和19年旧日本軍の命令で6,886人が本土へ強制疎開をさせられ、昭和20年末には武装解除のうえ全員が本土へ引きあげた。

その後、昭和21年に欧米系島民135人が帰島を許され、うち129人が10月に父島へ帰島した。

昭和43年6月の返還時の人口は、181人であったが、その後の帰島促進策により昭和50年4月には1,356人となり平成8年4月までは比較的順調に増加した。平成9年4月に一度減少したが、それ以降は増加傾向で推移している。

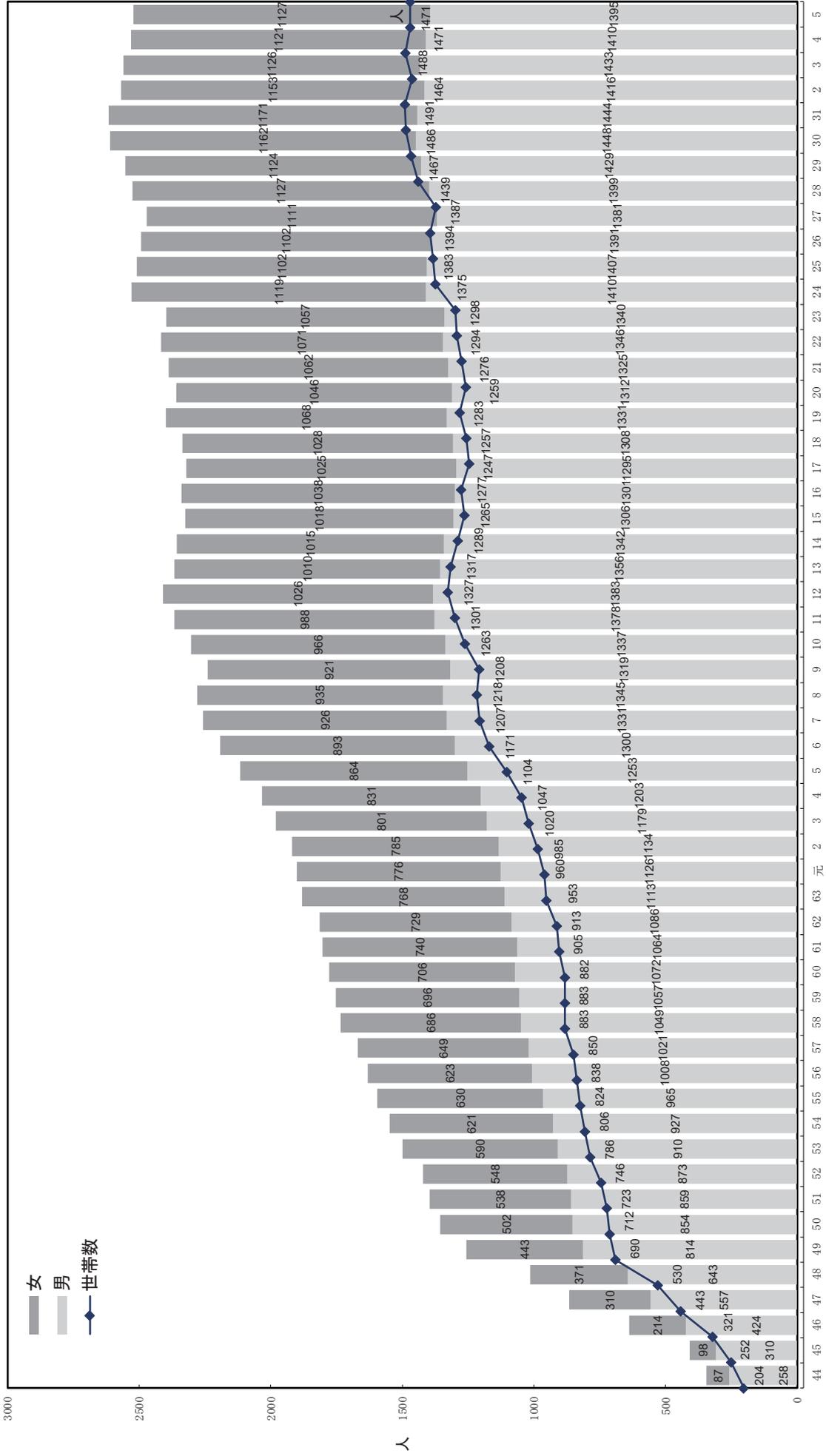
令和5年4月1日現在の小笠原村の住民基本台帳による人口は、父島と母島で2,522人（外国人含む）。男女の構成は男1,395人、女1,127人で前年度比9名減となっている。また、島別では、父島2,078人、母島444人となっている。

2 復帰後の人口推移

増減理由	年	43年6月	48年1月	53年1月	58年1月	63年1月	5年1月	10年1月	15年1月	20年1月	25年1月	30年1月	合計
		～ 47年12月	～ 52年12月	～ 57年12月	～ 62年12月	～ 4年12月	～ 9年12月	～ 14年12月	～ 19年12月	～ 24年12月	～ 29年12月	～ 4年12月	
他県からの転入者	男	652	923	839	717	740	729	673	431	513	440	513	7,170
	女	163	281	262	277	276	383	389	305	325	279	297	3,237
都内からの転入者	男	508	646	541	514	495	485	395	353	372	314	416	5,039
	女	208	291	270	305	326	294	281	259	271	213	280	2,998
出生による増加	男	7	65	77	80	86	71	88	83	85	58	54	754
	女	10	55	70	80	69	82	66	64	78	49	56	679
その他の理由の増	男	110	64	32	21	18	31	14	66	29	12	11	408
	女	88	17	8	8	6	3	6	52	22	5	5	220
増加人口計	男	1,277	1,698	1,489	1,332	1,339	1,316	1,170	933	999	825	994	13,372
	女	469	644	610	670	677	762	742	680	696	546	638	7,134
	計	1,746	2,342	2,099	2,002	2,016	2,078	1,912	1,613	1,695	1,371	1,632	20,506
他県への転出者	男	407	805	773	695	669	716	696	499	485	453	559	6,757
	女	43	194	221	254	246	337	335	345	372	282	343	2,972
都内への転入者	男	212	547	543	518	486	455	422	359	344	333	441	4,660
	女	51	214	260	311	322	420	296	279	240	227	292	2,912
死亡による減少	男	9	28	23	23	24	36	42	30	32	24	31	302
	女	4	13	14	18	13	21	18	14	10	13	24	162
その他の理由の減	男	12	8	26	38	4	23	21	50	13	6	6	207
	女	8	4	5	8	1	2	7	29	6	0	1	71
減少人口計	男	640	1,388	1,365	1,274	1,183	1,230	1,181	938	874	816	1,037	11,926
	女	106	425	500	591	582	780	656	667	628	522	660	6,117
	計	746	1,813	1,865	1,865	1,765	2,010	1,837	1,605	1,502	1,338	1,697	18,043
差引増加人口	男	637	310	124	58	156	86	-11	-5	125	9	-43	1,446
	女	363	219	110	79	95	-18	86	13	68	24	-22	1,017
	計	1,000	529	234	137	251	68	75	8	193	33	-65	2,463
増加世帯数		521	266	112	52	157	161	25	-2	107	11	33	1,443
婚姻件数		38	59	63	81	79	112	115	135	91	73	121	967
離婚件数		0	3	9	17	16	26	21	40	38	19	33	222
死産件数		0	0	3	2	2	0	0	0	1	2	0	10

(注) その他の理由の増は実態調査、帰化等による職権記載者数を、その他の減は実態調査、国籍離脱等による職権消除者数を記載するものである。

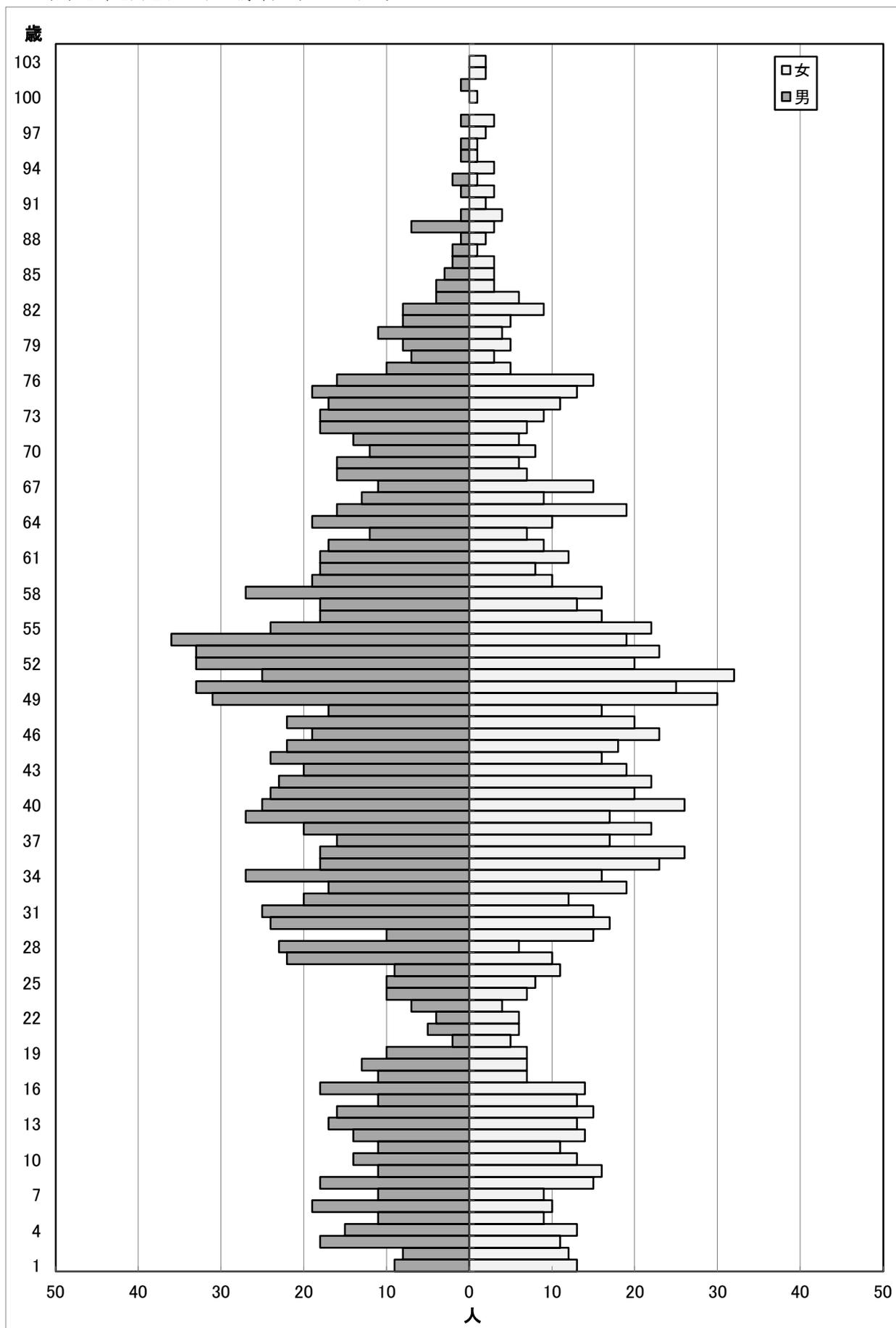
3 住民基本台帳における世帯数及び人口の推移



出典 東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」 令和5年4月1日

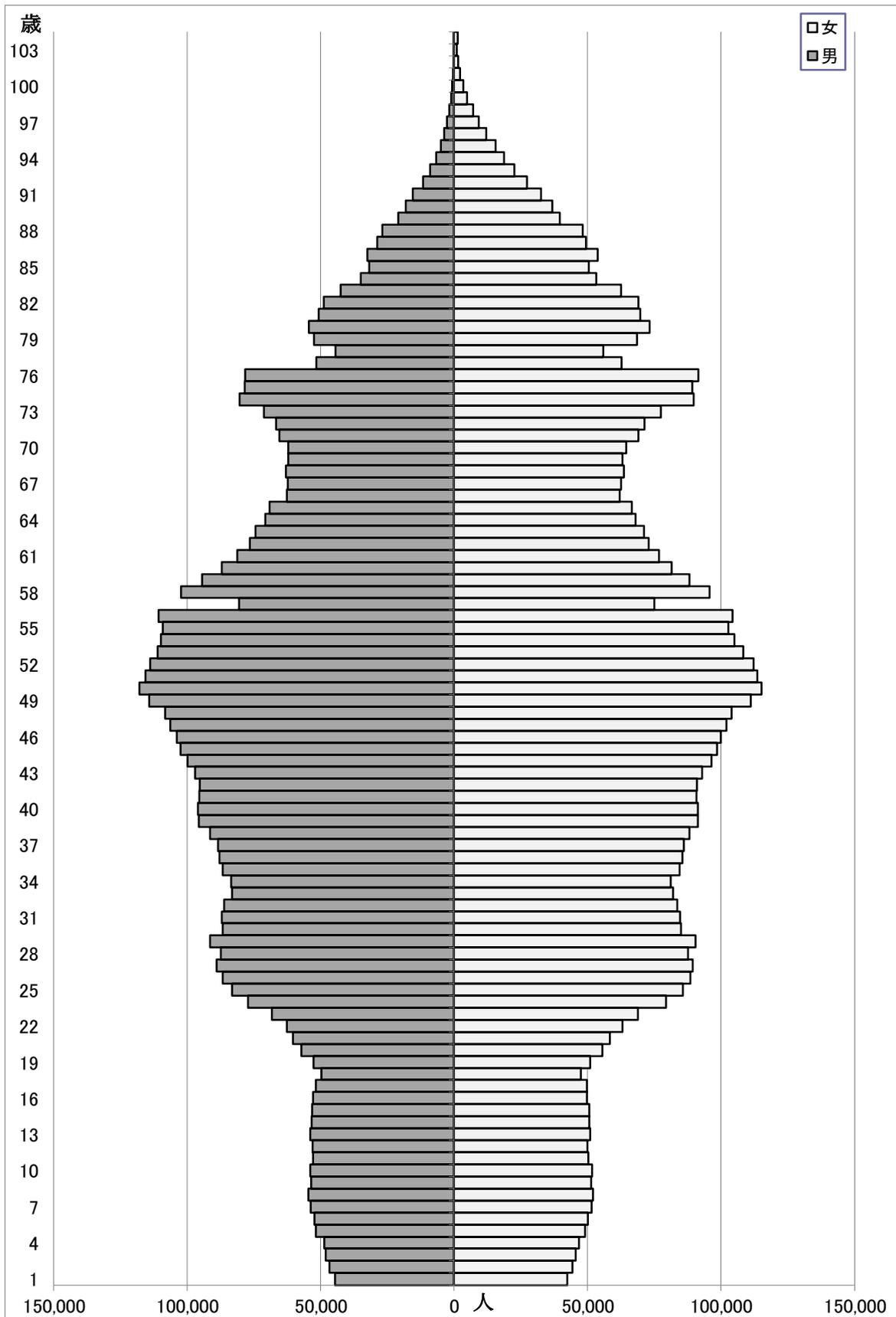
4 人口の年齢構成(住民基本台帳による人口)

令和5年1月1日 小笠原村の人口ピラミッド



出典 東京都の統計「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」 令和5年1月 第6表

(参考) 令和5年1月1日 東京都の人口ピラミッド



5 産業分類別就業者数

調査年次	島別	従業者総数	第1次産業				第2次産業				第3次産業							分類不能	
			農業	林業	漁業	小計	鉱業	建設業	製造業	小計	電気 ガス 熱供給 水道業	運輸・郵便業 情報通信業	卸売 小売業 飲食店	金融 保険業	不動産業	サービス業	公務		小計
平成17年	父島	1,339	25	0	72	97	0	239	16	255	23	37	235	5	3	441	240	984	3
	母島	285	35	0	22	57	0	67	2	69	3	1	25	1	0	107	22	159	0
	硫黄島	366	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	2	0	0	6	344	352	0
	南鳥島	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0
	計	2,002	60	0	94	154	0	320	18	338	26	38	262	6	3	554	618	1,507	3
平成17年	父島	1,197	31	0	42	73	0	172	16	188	32	49	257	5	1	396	190	930	6
	母島	280	38	0	25	63	0	59	1	60	7	7	36	0	0	84	23	157	0
	硫黄島	385	0	0	0	0	0	23	0	23	0	0	17	0	0	3	342	362	0
	南鳥島	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0
	計	1,874	69	0	67	136	0	254	17	271	39	56	310	5	1	483	567	1,461	6
平成22年	父島	1,190	37	0	43	80	0	167	16	183	28	45	241	4	7	409	189	923	4
	母島	317	37	0	21	58	0	69	1	70	5	4	58	0	1	97	23	188	1
	硫黄島	402	0	0	0	0	0	48	0	48	0	1	9	0	0	4	340	354	0
	南鳥島	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0
	計	1,921	74	0	64	138	0	284	17	301	33	50	308	4	8	510	564	1,477	5

調査年次	島別	従業者総数	第1次産業			第2次産業			第3次産業							分類不能						
			農業	林業	漁業	小計	鉱業	建設業	製造業	小計	電気 ガス 熱供給 水道業	運輸・郵便業 情報通信業	卸売 小売業	金融 保険業	不動産業		学術研究 専門・技術 サービス業	飲食・サービス業	医療・福祉	その他 サービス業	公務	小計
平成27年	父島	1,351	46	4	53	103	0	154	21	175	22	58	94	7	4	69	191	120	295	207	1,067	6
	母島	305	41	0	26	67	0	42	2	44	4	6	16	1	1	7	34	27	69	27	192	2
	硫黄島	401	0	0	0	0	0	58	0	58	0	1	1	0	0	0	3	0	1	337	343	0
	南鳥島	71	0	0	0	0	0	50	1	51	0	0	0	0	2	2	4	0	2	10	20	0
	計	2,128	87	4	79	170	0	304	24	328	26	65	111	8	7	78	232	147	367	581	1,622	8
令和2年	父島	1,429	70	11	52	133	0	172	12	184	16	49	102	6	10	63	215	121	313	216	1,111	1
	母島	313	41	0	35	76	0	46	1	47	6	6	18	0	1	9	36	30	60	22	188	2
	硫黄島	359	0	0	0	0	0	12	0	12	0	1	0	0	0	2	7	0	1	335	346	1
	南鳥島	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0
	計	2,110	111	11	87	209	0	230	13	243	22	56	120	6	11	74	258	151	374	582	1,654	4

出典：国勢調査 小地域集計（総務省統計局）第11表 産業（大分類）、男女別15歳以上就業者数 - 町丁・字等

第 4 交 通

第4 交 通

1 概 要

小笠原と本土を結ぶ交通手段は、現在においても海路に限られている。返還直後には、交通手段を確保することが最優先であったため、昭和43年6月から都が民間船を借り上げて運航し、島民や復興関係者の往来、生活必需品及び建設資材等の輸送を行った。

昭和47年4月から東京～父島間に週1便、民間航路による定期船椿丸(1,040t)が就航し、昭和48年4月には「父島丸」(2,616t)が就航した。昭和54年4月には「おがさわら丸」(3,553t)が就航し、所要時間が38時間から28時間30分に大幅に短縮された。

平成9年3月には高速化、快適化及び大型化を実現した新「おがさわら丸」(6,700t)が就航し、所要時間が25時間30分に短縮された。

さらに、平成28年7月には、快適化、高速化、大型化及び利便性の向上を柱に、三代目となる「おがさわら丸」(11,035t)が就航し、所要時間が24時間に短縮し、おおむね6日に1便運航している。船内にはエレベーターも設置され、バリアフリーに対応している。

一方、父島～母島間は、昭和46年4月から港湾課により連絡船の運航を行ったが、昭和51年5月に週3便、民間航路による定期船「第二弥栄丸」(218t)が就航した。昭和54年4月には「ははじま丸」(302t)が就航し、所要時間は3時間30分から2時間20分に短縮された。平成3年6月には新「ははじま丸」(490t)が就航し、所要時間は2時間10分に短縮された。

さらに、平成28年7月には、バリアフリー対応の三代目「ははじま丸」(499t)が就航し、所要時間が2時間に短縮され、おおむね週5便運航している。

航空路に関しては、将来の開設に向けて検討を行っており、平成20年2月、村の要請や村議会決議を受け、関係者間の円滑な合意形成を図ることを目的として、都と村で「小笠原航空路協議会」を設置した。小笠原航空路協議会では、平成20年10月に「小笠原航空路PI評価委員会」を設置したほか、自然環境への影響等の調査も実施してきた。平成30年度には、都としてこれまで検討してきた複数案の中から、より実現性の高い洲崎地区活用案について集中的に検討していくこととしたほか、従来の案より短い1,000メートル以下の滑走路で運用可能な機材について調査していくこととした。また、平成31年3月から、新たに国が小笠原航空路協議会の委員に加わっている。

※PI（パブリック・インボルブメント：Public Involvement）とは

政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

2 海 路

(1) 定期航路

ア 東京～父島

運航回数	おおむね週 1 便
船 名	おがさわら丸
総トン数	11,035 トン
就 航	平成 28 年 7 月 2 日
運航時間	24 時間
航行速力	23.8 ノット
事 業 者	小笠原海運株式会社
建 造 費	約 89 億 7 千万円



イ 父島～母島

運航回数	おおむね週 5 便
船 名	ははじま丸
総トン数	499 トン
就 航	平成 28 年 7 月 1 日
運航時間	2 時間
航行速力	16.5 ノット
事 業 者	伊豆諸島開発株式会社
建 造 費	約 15 億 6 千万円



ウ 定期船（東京～父島間）の遷移

船名	総トン数	就航	片道所要時間
椿丸	1,016 t	1972 年 4 月	約 44 時間
父島丸	2,626 t	1973 年 4 月	約 38 時間
初代おがさわら丸	3,553 t	1979 年 4 月	約 28 時間
二代目おがさわら丸	6,700 t	1997 年 3 月	約 25.5 時間
三代目おがさわら丸	11,035 t	2016 年 7 月	約 24 時間

3 島内交通

父島においては、村営バスが平成 12 年 12 月 27 日から運航されており、島民の生活路線や来島者の観光路線として活用されている。父島の扇浦地区から小・中学校への通学生には、平成 13 年度から村教育委員会が村営バスの無料バスを発行している。

また、観光客を対象としたレンタカー等もあるが、島民の交通手段としては家用自動車や自転車利用が中心である。

(1) 小笠原支庁管内車両台数

区	分	台数(台)	備考	
小型・普通乗用車	営業用	2	一般財団法人自動車検査登録 情報協会調べ (令和4年4月1日現在)	
	自家用	509		
	計	511		
バス		7		
特種用途車		70		
大型特殊車		75		
貨物車		256		
軽自動車	営業用	11		小笠原村調べ (令和5年4月1日現在)
	自家用	1,206		
	計	1,217		
自動二輪車		89		
原付自転車		886		
小型特殊自動車		63		
合	計	3,174		

(2) 観光客を対象とした交通機関 (令和5年4月1日現在)

父島にはタクシー、貸し切りバス、レンタカーのほか、レンタサイクル、レンタバイクがある。

母島にはレンタカーのほか、レンタサイクル、レンタバイクがある。

第 5 自 然

第5 自然

1 生物相

(1) 植 物

小笠原諸島は亜熱帯に位置しており、ムニンヒメツバキ、アカテツ、シマホルトノキ、シャリンバイなど東南アジアの亜熱帯起源のものが多いほか、多様な起源の種が独自の種分化を遂げた結果、小さな海洋島でありながら種数が多く、固有種率が高いのが特徴である。記録されている植物 746 種（コケ類、藻類を除く）のうち、在来種は 441 種、固有種は 162 種（固有種率 36%）、特に木本植物は在来種 138 種のうち固有種は 88 種（固有種率 64%）となっている。（固有種：ムコジマンネングザを追加）

代表する植生として、父島及び兄島の山頂緩斜面などに分布するシマイスノキやムニンヒメツバキなどで構成される高さ 5~8mの「乾性低木林」と、母島の石門など雲霧帯に分布するシマホルトノキ、ウドノキ、モクタチバナなどで構成される高さ 20mにも及ぶ「湿性高木林」がある。



兄島の乾性低木林

(2) 陸棲動物

小笠原諸島では、海洋島に特徴的な極端な偏りのある生物集団を見ることができる。例えば、自然分布する陸棲の哺乳類はオガサワラオコウモリ 1 種、爬虫類はオガサワラトカゲとミナミトリシマヤモリの 2 種のみであり、両生類は皆無である。

一方、島で独自の進化を遂げた固有種あるいは固有亜種が非常に多いのも特徴である。

鳥類については、固有種であるメグロをはじめ、多くの種が天然記念物や国内希少野生動植物種に指定されており、海鳥等の貴重な繁殖地にもなっている。陸産貝類は 106 種（在来種）が記録され、うち固有種は 100 種、昆虫類は 1,380 種以上が記録され、18 固有属、379 種の固有種が認められている。陸水棲動物では、魚類 40 種、腹足類 17 種、エビ類 9 種、カニ類 7 種、ヤドカリ類 6 種が報告されており、小笠原諸島は、生活史を沿岸域から汽水域、純淡水域へと変えて進出したと考えられる特異な種が確認され、海水から淡水への生物進化を解明する重要な地域である。

（3）海棲動物

小笠原諸島沿岸域の海棲動物相としては、鯨類 23 種、魚類約 1,000 種、腹足類約 1,100 種、造礁サンゴ約 220 類が報告されている。

特に鯨類（いわゆるクジラ、イルカなど）については、世界では 89 種の鯨類が確認され、このうち一生を淡水で過ごす 4 種を除くと世界の海には 85 種の鯨類が生息しているが、小笠原諸島の近海にはこのうち約 3 割の種が生息していることとなり、世界でも鯨類の生息地として重要な地域の一つといえる。

2 法律上、捕獲・採取等が規制されるもの

（1）文化財保護法

文化財の保護を目的とした法律で、価値の高い名勝地や動植物等のうち重要度の高い天然記念物は現状変更（捕獲・採取等）が規制されている。これまで 196 種の動物が国の天然記念物に指定されており（うち特別天然記念物は 21 種）、小笠原諸島では次の動物（群）が国指定天然記念物となっている。また、小笠原南島の沈水カルスト地形、南硫黄島※も国指定天然記念物に指定されている。

哺乳類 オガサワラオオコウモリ

鳥類 アホウドリ（特別天然記念物）、メグロ（特別天然記念物）、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ

昆虫類 オガサワラシジミ、シマアカネ、オガサワラトンボ、オガサワライトトンボ、ハナダカトンボ、オガサワラタマムシ、オガサワラセスジゲンゴロウ、オガサワラアメンボ、オガサワラクマバチ、オガサワラゼミ

陸産貝類 固有種を含む「科」の全て ヤマキサゴ科、クビキレガイ科、カワザンショウガイ科、オカミミガイ科、オカモノアラガイ科、ノミガイ科、キバサナギガイ科、キセルガイモドキ科、エンザガイ科、コハクガイ科、ベッコウマイマイ科、ナンバンマイマイ科

海産貝類 カサガイ

軟甲類 オカヤドカリ属

※ 自然環境保全法により昭和 50 年 5 月 17 日、原生自然環境保全地域にも指定された。

(2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

国内外の野生生物の保護を目的とした法律で、国内希少野生動植物種は、捕獲や譲渡、陳列等が規制されている。小笠原諸島に関わる種では絶滅の恐れのある哺乳類 1 種、鳥類 6 種、昆虫類 22 種、陸産貝類 20 種、軟甲類 2 種及び植物 25 種が指定されている。



ハハジマメグロ

- 哺乳類 オガサワラオオコウモリ
- 鳥類 アホウドリ、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、ハハジマメグロ、オガサワラカワラヒワ、オガサワラヒメミズナギドリ
- 昆虫類 オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、オガサワラトンボ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラナガタマムシ、シラフオガサワラナガタマムシ、オガサワラムツボシタマムシ父島列島亜種、オガサワラムツボシタマムシ母島亜種、ツヤヒメマルタマムシ、ツマベニタマムシ父島・母島列島亜種、オガサワラトビロカミキリ、オガサワラトラカミキリ、オガサワラキイロトラカミキリ、オガサワラモモブトコバネカミキリ、フタモンアメロカミキリ父島列島亜種、オガサワライカリモントラカミキリ、クスイキボシハナノミ、キムネキボシハナノミ、オガサワラキボシハナノミ、オガサワラモンハナノミ、オガサワラセセリ
- 陸産貝類 アニジマカタマイマイ、コガネカタマイマイ、チチジマカタマイマイ、ヒシカタマイマイ、ヒメカタマイマイ、フタオビカタマイマイ、アナカタマイマイ、オトメカタマイマイ、カタマイマイ、アケボノカタマイマイ、ヌノメカタマイマイ、キノボリカタマイマイ、コハクアナカタマイマイ、ミスジカタマイマイ、ハハジマキセルモドキ、チチジマキセルモドキ、ヒラセキセルモドキ、オガサワラキセルモドキ、オガサワラオカモノアラガイ、テンスジオカモノアラガイ
- 軟甲類 オガサワラヌマエビ、オガサワラベニシオマネキ
- 植物 タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ムニンノボタン、ムニンツツジ、ウラジロコムラサキ、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、ヒメタニワタリ、ウチダシクロキ、シマカコソウ、コヘラナレン、オトメシダ、ムニンミドリシダ、ユズリハワダン、コキンモウイノデ、セキモンノキ、マルバタイミンタチバナ、シマツレサギソウ、オキノクリハラン、ムニンホオズキ、ナガバキブシ、ハザクラキブシ、セキモンウライソウ、ホソバシケチシダ

(3) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物とは、もともとその地域にいなかったが、人間活動により他地域から入ってきた生物を指す。この法律は、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被

害を防止することを目的としている。被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入を原則禁止するほか、既に生態系に入り込んでしまったものは、積極的に防除を実施していく。小笠原諸島では、外来生物による在来生物の捕食や、餌の競合、生息場所の占有、遺伝子交雑などが進み、生態系に大きな影響を及ぼしている。

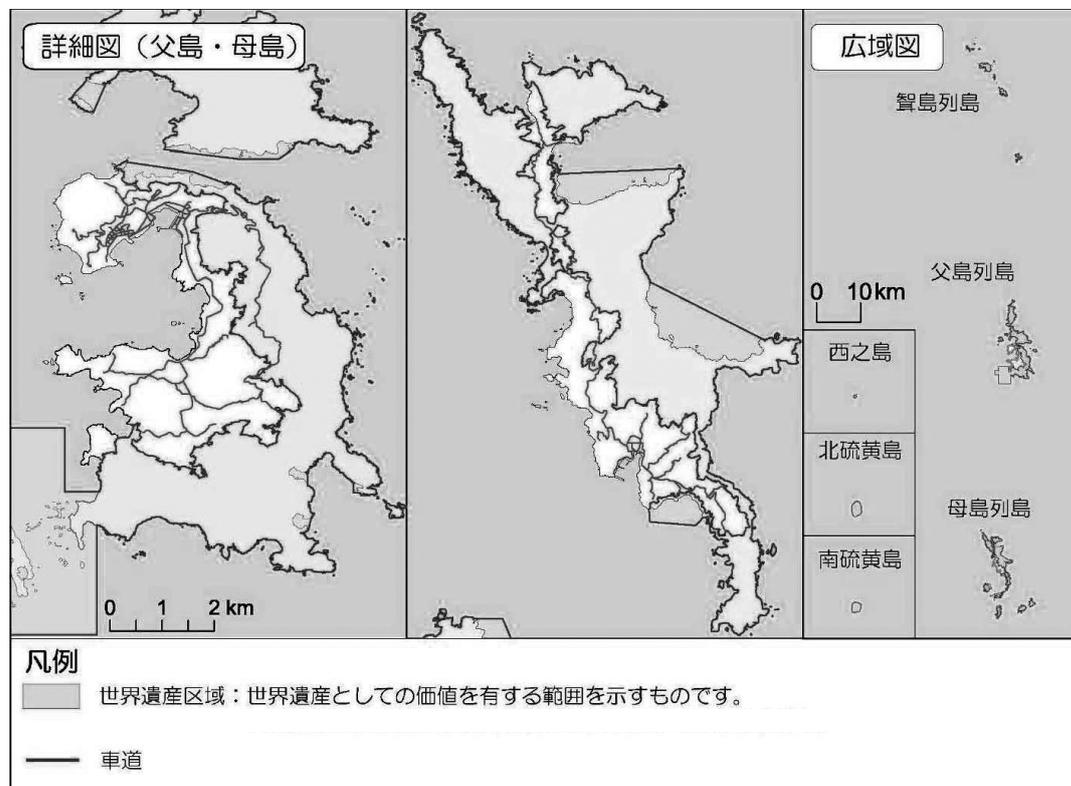
小笠原諸島に関係ある主な特定外来生物指定種は、グリーンアノール（昆虫類の捕食）、オオヒキガエル（昆虫類の捕食）、ニューギニアヤリガタリクウズムシ（陸産貝類の捕食）、ヤマヒタチオビ（陸産貝類の捕食）などである。

3 世界自然遺産登録

(1) 概要

30 余りの島々が南北に散在する小笠原諸島は、大陸とは一度もつながったことがない海洋島であることから、多くの固有動植物が独自の進化を遂げながら生息・生育し、その進化は今もなお進行している。その類まれなる価値が認められ、平成 23 年 6 月 29 日に第 35 回世界遺産委員会（フランス・パリ）において、国内 4 番目となる世界自然遺産として登録された。

世界自然遺産の区域は、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島、西之島の陸域と父島及び母島の周辺海域の一部からなり（人間が居住する父島及び母島の陸域の一部と硫黄島を除く）、面積は 7,939 ヘクタールである。



世界自然遺産の区域

(2) 小笠原諸島の世界自然遺産としての評価

世界自然遺産として登録されるためには、景観、地形・地質、生態系又は生物多様性の四つのクライテリア（登録基準）のいずれかに合致する必要がある。

小笠原諸島は「生態系」における価値を有するものとして認められた。

小笠原諸島の世界自然遺産としての評価（世界遺産委員会の決議文より）

登録基準	評価内容
ix生態系	<p>資産の生態系は様々な進化の過程を反映しており、それは東南アジア及び北東アジア起源の植物種の豊かな組み合わせによって現されている。また、そのような進化の過程の結果、固有種率が極めて高い分類群がある。植物相では、活発な進行中の種文化の重要な中心地となっている。</p> <p>小笠原諸島は、陸産貝類の進化及び植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供している。小笠原諸島の島の間、時には島の中における細やかな適応放散の数々の事例は、種分化及び生態学的多様化の研究、理解の中核となっている。このような特徴はさらに、陸産貝類などにおける絶滅率の低さにより、強化されている。</p> <p>小笠原諸島においては、固有性の密度の高さと適応放散の証拠の多いことの組み合わせが、他の進化過程を示す資産よりも際立っている。小面積であることを考慮すると、小笠原諸島は陸産貝類と維管束植物において並外れた高いレベルの固有性を示している。</p>

(3) 世界自然遺産の管理

小笠原諸島では、外来種問題をはじめとして資産が人為的影響に脅かされている状況が見られる。

このため現在、「世界遺産推薦地小笠原諸島管理計画」及びその具体的な行動計画である「生態系保全アクションプラン」に基づき、関係行政機関（管理機関）を中心に小笠原諸島に関わる全ての関係者が協力し、小笠原諸島の自然環境の保全・管理に取り組んでいる。

世界遺産委員会からの要請・奨励事項（世界遺産委員会の決議文より）

要請事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 侵略的外来種対策を継続すること。 2 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。
奨励事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。 2 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。 3 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。 4 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。

第2章 組織・予算

第 1 小笠原支庁

第1 小笠原支庁

1 支庁の所管区域及び沿革

(1) 支庁の所管区域

小笠原支庁の所管区域は、東京都支庁設置条例により小笠原村の区域とされている。

小笠原村の区域は、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和43年法律第83号。以下「暫定措置法」という。）第18条で東京都に属する小笠原諸島の区域をもって小笠原村を置くと規定されている。

なお、小笠原諸島の区域とは、^{そうふ}孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島（聳島列島、父島列島及び母島列島）、西之島及び火山列島（硫黄島列島）を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を含む地域である。

(2) 支庁の沿革

小笠原諸島における行政は、当初、内務省の管轄とされ、明治9年3月、内務省出張所が設置された。明治13年11月、東京府に移管され、新たに東京府小笠原出張所が設置された。明治19年11月、東京府小笠原出張所が廃止され、小笠原島庁が設置された。

一方、火山列島は明治24年9月勅令第190号をもって本邦の領土であることが正式表明され、小笠原島庁の管轄とされた。また、南鳥島は明治31年に小笠原島庁の所管となり、沖の鳥島は昭和6年に東京府小笠原支庁の所管となった。

小笠原島庁は大正15年7月郡制の廃止とともに、東京府小笠原支庁と改められた。

東京府小笠原支庁は昭和18年7月1日、東京都制の施行とともに東京都小笠原支庁と改称された。

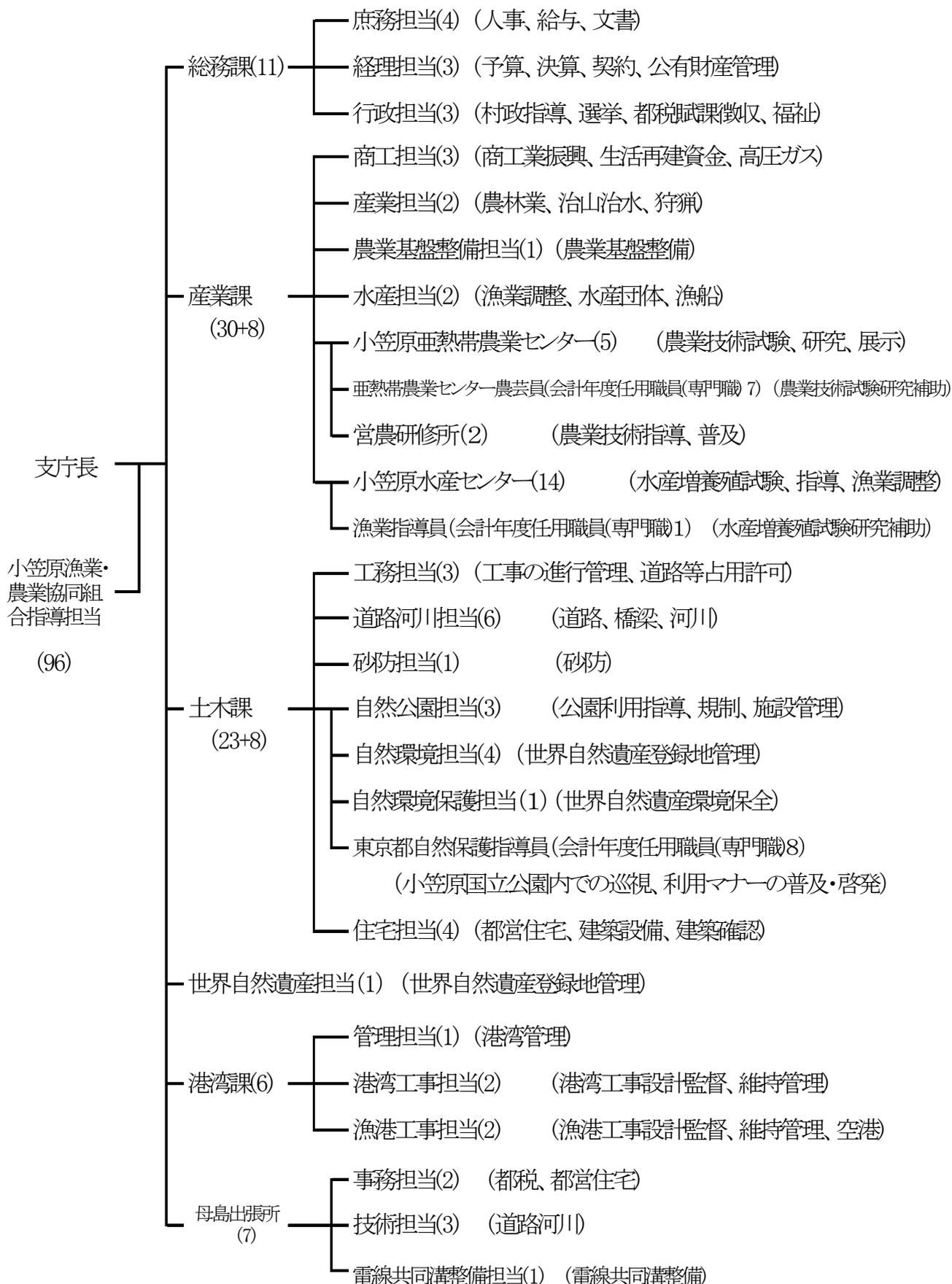
昭和20年8月に終戦を迎え、小笠原諸島は昭和21年から米軍の直接統治下におかれることとなった。

昭和42年11月、佐藤・ジョンソン会談で小笠原返還の合意がなされ、昭和43年6月26日、返還と同時に小笠原総合事務所、東京都小笠原支庁、小笠原村役場が設置された。

しかし、小笠原村は島民も少なく、一般行政運営を行える状況ではなかったため、都の小笠原支庁長が村長職務執行者として通常の村の事務を管理及び執行してきたが、昭和54年4月22日の統一地方選挙にあわせて村議会議員及び村長選挙が行われ、4月23日を期して10年余りにわたった小笠原支庁長の小笠原村村長職務執行者制度はその役割を終えることとなった。

2 組織

令和5年4月1日現在(現員)



3 人員構成

令和5年4月1日現在(現員)

	管理職		課長代理級		一般		技能	会計年度 任用職員 (専門職)	合計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術			
総務課	2	0	3	0	7	0	0	0	12
産業課	2	1	2	2	2	15	7	8	39
土木課	1	1	1	6	3	12	0	8	32
港湾課	0	1	1	2	0	2	0	0	6
母島出張所	1	0	1	2	1	2	0	0	7
合計	6	3	8	12	13	31	7	16	96

4 予算の状況等
(1) 最近5か年度の執行額

(単位:千円)

科目	平成30年度			平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	執行額	構成比	対前 年比	執行額	構成比	対前 年比	執行額	構成比	対前 年比	執行額	構成比	対前 年比	執行額	構成比	対前 年比
総務費	1,050,502	31.8%	135.5%	903,781	23.8%	86.0%	1,185,535	28.3%	131.2%	1,273,058	29.1%	107.4%	941,040	23.3%	73.9%
徴税費	6,745	0.2%	114.8%	6,506	0.2%	96.5%	6,226	0.1%	95.7%	6,051	0.1%	97.2%	6,133	0.2%	101.4%
福祉保健費	15,289	0.5%	75.5%	15,222	0.4%	99.6%	15,182	0.4%	99.7%	14,979	0.3%	98.7%	15,401	0.4%	102.8%
産業労働費	335,511	10.1%	79.5%	525,146	13.8%	156.5%	658,154	15.7%	125.3%	490,125	11.2%	74.5%	390,900	9.7%	79.8%
土木費	1,295,260	39.2%	94.2%	1,497,393	39.4%	115.6%	1,525,515	36.4%	101.9%	1,735,986	39.6%	113.8%	2,018,707	50.0%	116.3%
都市整備費	0	0.0%	-	0	0.0%	-	19	0.0%	-	22	0.0%	115.8%	8	0.0%	36.4%
環境費	517,835	15.7%	74.5%	730,257	19.2%	141.0%	586,837	14.0%	80.4%	547,738	12.5%	93.3%	510,772	12.7%	93.3%
港湾費	84,938	2.6%	72.6%	122,429	3.2%	144.1%	209,084	5.0%	170.8%	312,899	7.1%	149.7%	153,952	3.8%	49.2%
諸支出費	0	0.0%	0.0%	249	0.0%	-	284	0.0%	114.1%	572	0.0%	201.4%	232	0.0%	40.6%
総務費 (青少年治安対 策費)	13	0.0%	185.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	-	7	0.0%	-	0	0.0%	0.0%
生活文化スポーツ 費 (H18まで教育費)	180	0.0%	100.0%	180	0.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	-	0	0.0%	-
計	3,306,273	100.0%	96.9%	3,801,163	100.0%	115.0%	4,186,836	100.0%	110.1%	4,381,437	100.0%	104.6%	4,037,145	100.0%	92.1%

小笠原諸島生活再建資金会計

貸付金	0	-	0.0%	15,000	100.0%	-	0	-	0.0%	0	-	-	0	-	-
-----	---	---	------	--------	--------	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---

都営住宅等事業会計

住宅費	268,727	100.0%	131.6%	218,075	100.0%	81.2%	266,395	100.0%	122.2%	336,150	100.0%	126.2%	293,593	100.0%	87.3%
-----	---------	--------	--------	---------	--------	-------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	-------

母子父子福祉資金貸付金会計

貸付金	0	-	0.0%	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
-----	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 最近5か年度の収入額

一般会計

(単位:円)

科目	年度 区分	平成30年度			平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		収入額	構成比	対前 年比	収入額	構成比	対前 年比	収入額	構成比	対前 年比	収入額	構成比	対前 年比	収入額	構成比	対前 年比
使 用 料 手 数 料	使用料	5,938,544	80.5%	100.3%	5,761,443	86.4%	97.0%	6,129,742	88.2%	106.4%	5,607,257	78.1%	91.5%	5,957,481	84.1%	106.2%
	手数料	1,440,310	19.5%	180.1%	904,960	13.6%	62.8%	823,490	11.8%	91.0%	1,568,480	21.9%	190.5%	1,128,520	15.9%	71.9%
	計	7,378,854	100.0%	109.8%	6,666,403	100.0%	90.3%	6,953,232	100.0%	104.3%	7,175,737	100.0%	103.2%	7,086,001	100.0%	98.7%
財 産 収 入	財産運用収入	763,866	92.8%	82.5%	543,016	42.8%	71.1%	802,530	46.2%	147.8%	865,134	56.9%	107.8%	1,214,208	72.3%	140.3%
	財産売却収入	59,700	7.2%	55.2%	726,620	57.2%	1217.1%	932,917	53.8%	128.4%	656,316	43.1%	70.4%	465,933	27.7%	71.0%
諸 収 入	延滞金及加算金	823,566	100.0%	79.6%	1,269,636	100.0%	154.2%	1,735,447	100.0%	136.7%	1,521,450	100.0%	87.7%	1,680,141	100.0%	110.4%
	都預金及利息	155,444	1.3%	178.7%	158,614	4.0%	102.0%	417,727	0.5%	263.4%	141,314	2.3%	33.8%	92,760	1.6%	65.6%
諸 収 入	都預金利息	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
	物品売却代金	359,765	3.0%	70.4%	0	0.0%	0.0%	274,104	0.3%	-	300,915	5.0%	109.8%	465,933	8.1%	154.8%
	その他収入	11,490,627	95.7%	191.8%	3,818,553	96.0%	33.2%	78,547,992	99.1%	2057.0%	5,599,876	92.7%	7.1%	5,218,149	90.3%	93.2%
計	12,005,836	100.0%	182.2%	3,977,167	100.0%	33.1%	79,239,823	100.0%	1992.4%	6,042,105	100.0%	7.6%	5,776,842	100.0%	95.6%	

小笠原諸島生活再建資金会計

事業収入	貸付金元利収入	8,306,813	95.2%	124.7%	12,467,467	96.7%	150.1%	6,684,387	94.1%	53.6%	6,496,866	93.9%	97.2%	6,427,655	93.9%	98.9%
諸収入	雑入	420,000	4.8%	55.7%	420,000	3.3%	100.0%	420,000	5.9%	100.0%	420,000	6.1%	100.0%	420,000	6.1%	100.0%
計		8,726,813	100.0%	117.7%	12,887,467	100.0%	147.7%	7,104,387	100.0%	55.1%	6,916,866	100.0%	97.4%	6,847,655	100.0%	99.0%

母子父子福祉貸付資金会計

事業収入	返還金	243,770	-	11.1%	228,178	-	93.6%	237,000	-	103.9%	291,000	-	122.8%	324,000	-	111.3%
------	-----	---------	---	-------	---------	---	-------	---------	---	--------	---------	---	--------	---------	---	--------

都営住宅等事業会計

事業収入	使用料	101,097,100	99.6%	98.6%	99,708,700	99.6%	98.6%	97,327,200	99.7%	97.6%	97,264,500	99.8%	99.9%	97,642,900	99.9%	100.4%
諸収入	雑入	397,439	0.4%	-	355,076	0.4%	-	264,343	0.3%	74.4%	187,200	0.2%	70.8%	120,724	0.1%	64.5%
計		101,494,539	100.0%	99.0%	100,063,776	100.0%	98.6%	97,591,543	100.0%	97.5%	97,451,700	100.0%	99.9%	97,763,624	100.0%	100.3%

(3) 都税調定及び収入実績

(単位:円)

区分	平成30年度			平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
都民税	個人	183,880,766	182,729,379	99.4%	184,010,061	182,645,930	99.3%	188,480,899	183,201,756	97.2%	195,216,830	193,960,440	99.4%	198,181,241	196,543,620	99.2%
	法人	6,471,200	6,345,200	98.1%	6,631,800	6,408,700	96.6%	4,986,900	4,947,400	99.2%	5,051,800	5,051,800	100.0%	7,084,500	6,842,000	96.6%
事業税	個人	2,636,300	2,636,300	100.0%	3,485,900	3,485,900	100.0%	3,179,700	3,174,700	99.8%	3,177,700	3,177,700	100.0%	9,548,800	9,548,800	100.0%
	法人	23,089,000	23,087,205	100.0%	28,838,800	28,410,300	98.5%	25,393,100	24,734,500	97.4%	38,706,200	38,706,200	100.0%	54,108,500	50,651,000	93.6%
不動産取得税	4,264,000	4,264,000	100.0%	3,785,700	2,588,000	68.4%	2,000,200	1,954,000	97.7%	2,536,600	2,536,600	100.0%	4,312,400	4,312,400	100.0%	
都たばこ税			-			-			-			-			-	
ゴルフ場利用税			-			-			-			-			-	
自動車税(種別割)	352,300	352,300	100.0%	377,600	327,100	86.6%	308,200	262,800	85.3%	500,100	500,100	100.0%	171,400	171,400	100.0%	
釨区税			-			-			-			-			-	
狩猟税			-			-			-			-			-	
軽油引取税	40,315	40,315	100.0%	18,232	18,232	100.0%	16,209	16,209	100.0%	22,373	22,373	100.0%	17,334	17,334	100.0%	
小計	220,733,881	219,454,699	99.4%	227,148,093	223,884,162	98.6%	224,365,208	218,291,365	97.3%	245,211,603	243,955,213	99.5%	273,424,175	268,086,554	98.0%	
滞納繰越分	都民税個人	2,444,560	1,708,338	69.9%	1,945,502	1,230,737	63.3%	2,622,655	1,725,695	65.8%	6,103,934	5,111,202	83.7%	2,244,890	834,880	37.2%
	その他	98,000	65,000	66.3%	160,795	147,795	91.9%	1,912,800	1,849,300	96.7%	858,200	749,300	87.3%	78,600	73,500	93.5%
小計	2,542,560	1,773,338	69.7%	2,106,297	1,378,532	65.4%	4,535,455	3,574,995	78.8%	6,962,134	5,860,502	84.2%	2,323,490	908,380	39.1%	
合計	223,276,441	221,228,037	99.1%	229,254,390	225,262,694	98.3%	228,900,663	221,866,360	96.9%	252,173,737	249,815,715	99.1%	275,747,665	268,994,934	97.6%	

第 2 小笠原村

第2 小笠原村

1 概要

昭和43年6月26日、米国から返還と同時に小笠原村が設置されるとともに、小笠原総合事務所、東京都小笠原支庁等の行政機関も設置された。

しかし、小笠原村は人口が少ない等一般的行政運営が行える状況ではなく、このため、暫定措置法第20条で「自治大臣の指定する日」まで村議会議員及び村長の選挙は停止されていた。

この間、村議会に代わる機関として村政審議会と東京都知事が自治大臣の同意を得て歴代小笠原支庁長が村長職務執行者として村の行政を行ってきた。

昭和54年3月5日に「自治大臣の指定する日」の告示があり、4月22日の統一地方選挙にあわせて村議会議員及び村長選挙が行われ、4月23日を期して小笠原村は真の自治体として新しく出発した。これにより、約11年間続いた村長職務執行者による村政は終わった。現在の小笠原村における組織及び所掌事務は次のとおりである。

歴代村長 (令和5年4月1日現在)

持丸克己	昭和54年4月22日～昭和56年5月15日
安藤光一	昭和56年6月14日～平成9年6月13日
宮澤昭一	平成9年6月14日～平成15年6月15日
森下一男	平成15年7月28日～令和3年7月29日
渋谷正昭	令和3年9月5日～現在

歴代副村長(平成19年3月31日までの名称は助役)

安藤光一	昭和55年1月1日～昭和56年6月5日
高崎喜久雄	昭和57年4月12日～昭和61年4月11日
小谷弘夫	平成2年12月1日～平成4年11月30日
佐藤憲三	平成5年4月2日～平成7年3月31日
佐藤直人	平成7年4月1日～平成11年3月31日
水落一穂	平成11年6月17日～平成15年6月16日
松山悦文	平成15年9月26日～平成19年9月25日
石田和彦	平成19年9月26日～平成27年9月25日
渋谷正昭	平成27年9月26日～令和3年8月30日
金子隆	令和3年9月15日～現在

歴代収入役

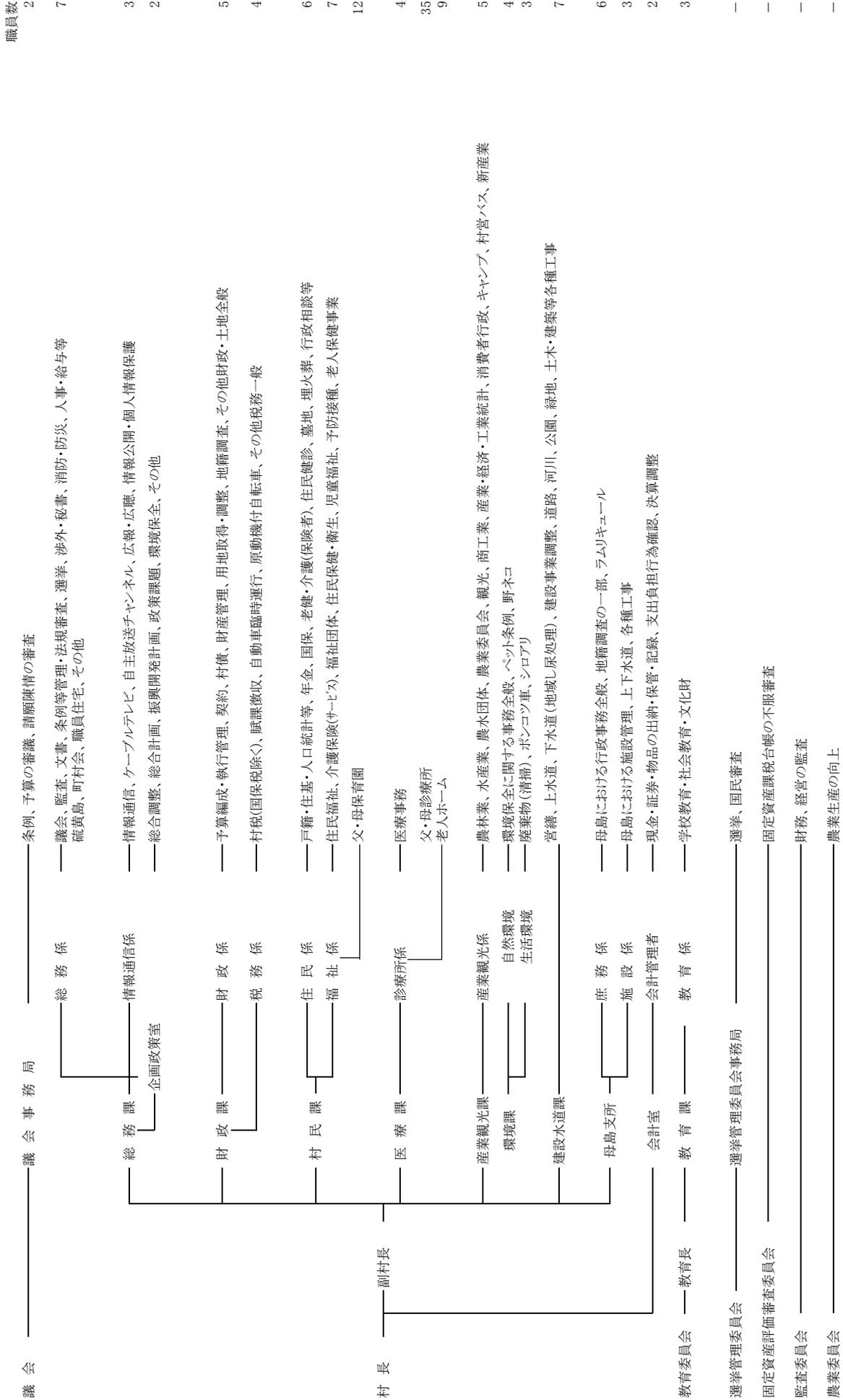
三原 實	平成7年4月1日～平成11年3月31日
松山悦文	平成11年6月17日～平成15年6月16日

歴代議長

吉田安敬	昭和54年4月28日～昭和58年4月21日
佐々木弘夫	昭和58年4月28日～昭和62年4月23日
宮澤昭一	昭和62年4月28日～平成3年4月25日
宮川 晋	平成3年4月26日～平成9年5月27日
佐々木幸美	平成9年6月23日～平成11年4月25日
稲垣 勇	平成11年4月30日～平成15年4月25日
池田 望	平成15年5月1日～平成19年4月26日
佐々木幸美	平成19年5月1日～平成27年4月26日
池田 望	平成27年4月30日～現在

2 小笠原村役場組織図

令和5年4月1日現在



※ 職員数には特別職は除く。

3 財政の状況

小笠原村は昭和43年以来の小笠原諸島復興事業、小笠原振興事業とそれに引き続く小笠原諸島振興開発事業による振興、開発の途上にある。したがって、村の財政規模は各年度の復興事業、振興事業、振興開発事業の規模に影響されるところが大きい。

平成4年度以降の普通会計の決算状況を見ると、歳入については地方交付税、振興開発事業に基づく国庫支出金及び都支出金の割合が高く、村税は8%～12%程度である。歳出については振興開発事業に基づく投資的経費、物件費、人件費の割合が高い。

なお、その他の財政状況を表す指標等は次のとおりである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準財政需要額	千円 1,712,555	千円 1,721,733	千円 1,733,526	千円 1,958,213	千円 2,007,093
基準財政収入額	千円 457,306	千円 455,006	千円 591,319	千円 454,824	千円 487,310
基準財政規模	千円 1,925,571	千円 1,906,520	千円 1,917,450	千円 2,164,013	千円 2,166,591
財政力指数	0.26	0.26	0.27	0.25	0.25
実質収支比率	11.5%	13.1%	15.2%	11.3%	9.6%
公債費負担比率	13.5%	10.9%	7.9%	6.6%	7.4%
実質公債費比率	8.4%	6.9%	5.4%	4.1%	3.3%
経常収支比率	84.6%	85.7%	73.7%	69.9%	73.9%
積立金現在高	千円 2,394,035	千円 2,554,276	千円 2,685,851	千円 2,904,023	千円 3,168,743
地方債現在高	千円 2,236,698	千円 2,253,501	千円 2,538,440	千円 2,491,273	千円 2,474,347

(1) 普通会計歳入の状況

(単位:千円 %)

区分	年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	決算額	構成比	対前年比	対前年比	決算額	構成比	対前年比	決算額	構成比	対前年比	決算額	構成比
村税	494,615	10.5	△ 0.6	1.7	500,818	8.3	△ 0.4	507,441	8.2	1.3	522,096	9.8
地方譲与税	7,452	0.2	0.4	3.4	7,944	0.1	3.1	8,079	0.1	1.7	8,661	0.2
利子割交付金・ 自動車税環境性能割 交付金(自動車取得税 交付金)	5,438	0.1	0.4	△ 27.5	2,214	0.0	△ 43.8	2,535	0.1	14.5	2,909	0.1
配当割交付金	4,080	0.1	△ 14.1	12.2	4,213	0.1	△ 7.9	5,733	0.1	36.1	5,620	0.1
株式等譲渡所得割交付金	3,336	0.1	△ 29.6	△ 15.5	4,902	0.1	74.0	6,978	0.1	42.4	4,333	0.1
地方消費税交付金	59,271	1.3	△ 14.7	△ 4.3	69,716	1.2	22.9	75,395	1.2	8.1	76,703	1.4
法人事業税交付金	0	0.0	-	0.0	1,573	0.0	皆増	7,669	0.1	387.5	14,495	0.3
地方特例交付金	1,009	0.0	109.8	584.1	1,656	0.0	△ 76.0	7,453	0.1	350.1	761	0.0
地方交付税	1,456,439	31.0	△ 9.0	7.3	1,474,854	24.6	△ 5.6	1,805,623	29.3	22.4	1,799,453	33.6
分担金及負担金	8,359	0.2	51.0	1.6	8,459	0.1	△ 0.4	9,836	0.2	16.3	8,497	0.1
使用料及手数料	342,225	7.3	2.6	△ 9.5	313,329	5.2	1.2	261,778	4.2	△ 16.5	260,783	4.9
国庫支出金	330,874	7.0	△ 20.9	25.6	1,281,320	21.3	208.4	773,189	12.5	△ 39.7	700,309	13.1
国有施設等所在 市町村助成交付金	105,017	2.2	△ 8.2	13.6	125,929	2.1	5.6	121,850	2.0	△ 3.2	128,449	2.4
都支出金	1,042,320	22.2	3.2	5.0	1,216,787	20.3	11.2	1,053,966	17.1	△ 13.4	1,034,614	19.3
財産収入	46,741	1.0	△ 14.5	0.5	51,017	0.8	8.7	73,434	1.2	43.9	68,711	1.3
寄付金	12,186	0.2	78.7	△ 87.3	23,603	0.4	1,428.7	32,268	0.5	36.7	20,559	0.4
繰入金	84,657	1.8	△ 81.1	68.8	102,735	1.7	△ 28.1	521,622	8.5	407.7	150,276	2.8
繰越金	169,245	3.6	△ 6.3	31.2	249,120	4.1	12.2	310,754	5.0	24.7	244,978	4.6
諸収入	86,589	1.8	△ 6.2	△ 7.9	79,775	1.2	△ 11.3	125,144	2.0	76.8	96,604	1.8
村債	440,600	9.4	54.7	△ 33.0	498,400	8.3	68.7	463,000	7.5	△ 7.1	200,500	3.7
合計	4,700,453	100.0	△ 8.6	3.9	6,009,364	100.0	23.0	6,173,747	100.0	2.7	5,349,311	100.0

(2) 普通会計性質別歳出の状況

(単位:千円 %)

区分	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度						
		決算額	構成比	対前年比												
人件費		974,265	21.8	△ 1.8	976,303	21.1	0.2	1,017,507	17.8	4.2	1,039,713	17.5	2.2	978,427	19.3	△ 5.9
物件費		1,281,043	28.6	△ 0.6	1,318,158	28.4	2.9	1,425,257	25.0	8.1	1,441,815	24.3	1.2	1,626,470	32.0	12.8
維持補修費		41,563	0.9	△ 27.0	41,752	0.9	0.5	50,790	0.9	21.6	54,097	0.9	6.5	69,018	1.4	27.6
扶助費		71,268	1.6	△ 14.2	81,143	1.8	13.9	81,845	1.4	0.9	147,740	2.5	80.5	96,623	1.9	△ 34.6
補助費等		363,661	8.1	31.7	355,476	7.7	△ 2.3	847,047	14.9	138.3	337,481	5.7	△ 60.2	384,212	7.6	13.8
公債費		341,535	7.6	△ 55.2	291,118	6.3	△ 14.8	223,116	3.9	△ 23.4	522,115	8.8	134.0	225,744	4.4	△ 56.8
積立金		203,150	4.5	△ 32.2	302,923	6.5	49.1	234,267	4.1	△ 22.7	741,586	12.5	216.6	414,909	8.2	△ 44.1
投資及び出資金貸付金		4,200	0.1	△ 34.9	3,600	0.1	△ 14.3	3,600	0.1	0.0	38,300	0.7	963.9	2,400	0.1	△ 93.7
繰出金		450,384	10.1	19.1	440,938	9.5	△ 2.1	408,473	7.2	△ 7.4	391,078	6.6	△ 4.3	364,114	7.2	△ 6.9
投資的経費		747,353	16.7	△ 9.7	823,381	17.8	10.2	1,406,709	24.7	70.8	1,214,798	20.5	△ 13.6	914,093	18.0	△ 24.8
普通建設事業費		747,353	16.7	△ 8.8	742,436	16.0	△ 0.7	1,342,501	23.6	80.8	1,179,765	19.9	△ 12.1	860,785	16.9	△ 27.0
災害復旧事業費		0	0.0	皆減	80,945	1.7	皆増	64,208	1.1	△ 20.7	35,033	0.6	△ 45.4	53,308	1.1	52.2
合計		4,478,422	100.0	△ 9.9	4,634,792	100.0	3.5	5,698,611	100.0	23.0	5,928,723	100.0	4.0	5,076,010	100.1	△ 14.4

(3) 普通会計目的別歳出の状況 (単位:千円 %)

区分	年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度				
	決算額	構成比	対前年比												
議会費	57,661	1.3	0.4	62,385	1.3	8.2	58,129	1.0	△ 6.8	52,112	0.9	△ 10.4	53,128	1.0	1.9
総務費	1,132,935	25.3	△ 17.8	1,240,500	26.8	9.5	1,626,663	28.5	31.1	1,873,749	31.6	15.2	1,475,461	29.1	△ 21.3
民生費	680,770	15.2	△ 4.4	725,024	15.6	6.5	1,033,826	18.1	42.6	876,008	14.8	△ 15.3	717,595	14.1	△ 18.1
衛生費	1,304,746	29.1	2.2	1,307,173	28.2	0.2	1,273,896	22.4	△ 2.5	1,424,843	24.0	11.8	1,384,859	27.3	△ 2.8
労働費	0	0.0	-	0	0.0	-	4,822	0.1	皆増		0.0	皆減		0.0	-
農林水産業費	88,375	2.0	2.9	93,872	2.0	6.2	300,261	5.3	219.9	140,442	2.4	△ 53.2	166,137	3.3	18.3
商工費	152,958	3.4	△ 3.0	158,853	3.4	3.9	257,464	4.5	62.1	237,043	4.0	△ 7.9	145,418	2.9	△ 38.7
土木費	180,873	4.0	△ 28.0	352,222	7.6	94.7	484,651	8.5	37.6	263,261	4.4	△ 45.7	252,088	5.0	△ 4.2
消防費	286,785	6.4	457.9	50,468	1.1	△ 82.4	55,614	1.0	10.2	66,988	1.1	20.5	51,041	1.0	△ 23.8
教育費	251,784	5.6	12.2	272,232	5.9	8.1	315,961	5.6	16.1	437,129	7.4	38.3	551,231	10.9	26.1
公債費	341,535	7.7	△ 55.6	291,118	6.3	△ 14.8	223,116	3.9	△ 23.4	522,115	8.8	134.0	225,744	4.4	△ 56.8
諸支出金		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-
災害復旧事業費	0	0.0	皆減	80,945	1.8	皆増	64,208	1.1	△ 20.7	35,033	0.6	△ 45.4	53,308	1.0	52.2
合計	4,478,422	100.0	△ 9.9	4,634,792	100.0	3.5	5,698,611	100.0	23.0	5,928,723	100.0	4.0	5,076,010	100.0	△ 14.4

※ 総務省自治財政局財務調査課の地方財政状況調査表作成要領の区分に従っている。

国民健康保険事業特別会計への繰出金……………民生費

老人保険事業特別会計への繰出金……………民生費

簡易水道事業特別会計への繰出金……………衛生費

(4) 村税の徴収実績 (単位: 千円 %)

区分	年度	平成30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
村 民 税	個人	279,038	56.4	278,154	55.3	279,728	55.9	301,088	59.3	298,421	57.2
	法人	24,988	5.1	25,965	5.2	25,079	5.0	21,967	4.3	22,039	4.2
固定資産税		126,740	25.6	131,435	26.1	131,052	26.2	121,602	24.0	124,151	23.8
国有資産等所在市町村交付金		32,371	6.5	35,982	7.2	33,507	6.7	30,772	6.1	46,441	8.9
軽自動車税		9,492	1.9	9,981	2.0	10,348	2.1	10,593	2.1	11,054	2.1
村たばこ税		21,986	4.5	21,552	4.3	21,104	4.2	21,419	4.2	19,697	3.8
特別土地保有税		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		494,615	100.0	503,069	100.0	500,818	100.0	507,441	100.0	521,803	100.0
現年課税分		491,395	99.4	500,021	99.4	497,274	99.3	498,959	98.3	520,079	99.7
滞納繰越分		3,220	0.7	3,048	0.6	3,544	0.7	8,482	1.7	1,724	0.3

(5) 令和4年度村税調定及び収入状況

(単位:千円 %)

区分		予算現額	調定額	収入額	徴収率	収入額における構成比	
現 年 課 税 分	村 民 税	個人 普通徴収	65,533	64,876	63,493	97.9%	12.2
		個人 特別徴収	226,594	234,864	233,666	99.5%	44.8
		個人 計	292,127	299,740	297,159	99.1%	57.0
	法人	18,790	22,712	22,039	97.0%	4.2	
	計	310,917	322,452	319,198	99.0%	61.2	
	普 通 資 産 税	純固定資産税	127,160	123,868	123,689	99.9%	23.7
		交付金	46,441	46,442	46,441	100.0%	8.9
		計	173,601	170,310	170,130	99.9%	32.6
	軽自動車税	11,288	11,093	11,054	99.6%	2.1	
	村たばこ税	21,100	19,697	19,697	100.0%	3.8	
	鉱産税	-	-	-	-	-	
	特別土地保有税	-	-	-	-	-	
	法定外普通税	-	-	-	-	-	
	計	516,906	523,552	520,079	99.3%	99.7	
目的税	-	-	-	-	-		
合計	516,906	523,552	520,079	99.3	99.7		
滞納繰越分	2,054	5,067	1,724	34.0	0.3		
総計	518,960	528,619	521,803	98.7	100.0		

※ 構成比欄は、収入額における構成比。

第3 小笠原総合事務所

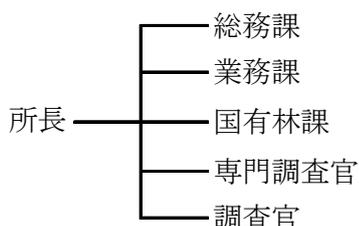
第3 小笠原総合事務所

小笠原総合事務所は、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和43年法律第83号）第26条の規定により、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地における総合行政機関として国土交通省に設置されており、その所掌事務及び組織は次のとおりである。

1 所掌事務

- (1) 出入国管理
- (2) 検疫
- (3) 植物防疫
- (4) 労働基準監督及び労働者災害補償保険
- (5) 職業安定及び雇用保険
- (6) 国有林野管理

2 組織（令和5年4月1日現在）



3 業務内容

(1) 出入国管理等業務

小笠原総合事務所です掌する出入国管理等に関する業務は、地方出入国在留管理局の出張所において所掌される事務で、出入国在留管理庁長官から、「入国審査官及び特別審理官の事務の処理に当たる者」と「入国審査官及び入国警備官の事務の処理に当たる者」の指定を受けた職員の2名が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号・昭和56年法律第86号・題名改正）に基づき、外国人の出入国管理及び在留に関する業務並びに日本人の出国及び帰国に関する業務を行っている。

また、小笠原諸島では父島の二見港が出入国港となっている。

(2) 検疫業務

小笠原総合事務所です理することとされている検疫関係事務は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する検疫所の事務である。その事務の処理（他の行政機関との事務の連絡を除く。）に関しては、「東京検疫所小笠原出張所」

の名称を使用することとされ、小笠原総合事務所長が当該出張所長に、職員2名が検疫官に指定されている。

また、小笠原諸島では父島の二見港が検疫港となっている。

(3) 植物防疫業務

小笠原諸島には、農業に重大な被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びアフリカマイマイという本土未発生の害虫が生息している。これらの害虫のまん延を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、当該害虫とその寄生植物の本土への移動を規制（禁止）している。

これらの取締りのため、小笠原総合事務所では農林水産大臣から「植物防疫官の事務処理にあたる者」の指定を受けた職員2名が、小笠原諸島における植物防疫業務を行っている。

また、ミバエ類等の誘殺トラップを島内に設置し、侵入調査を実施している。

(4) 労働業務

小笠原総合事務所では所掌する労働行政関係事務は、厚生労働省の地方支分部局である労働基準監督署及び公共職業安定所において所掌される事務である。

具体的には、労働基準監督事務及び労働者災害補償保険事務並びに職業紹介事務及び雇用保険事務に大別することができ、小笠原総合事務所長が「労働基準監督官の所掌する事務を処理する職員」に、職員1名が「労働基準監督官及び就職促進指導官の所掌する事務を処理する職員」に指定され、これらの業務を担当している。

(5) 国有林野業務

平成19年4月に、硫黄島及び南鳥島を除く国有林野のほとんどを森林生態系保護地域に設定し、保全管理計画に基づく保全・管理に努めている。

また、国有林野と民有地が入り組んでいることから、境界の再確認及び確定作業を進めるとともに、標識類の整備に努め、境界の保全管理を適切に実施することとしており、公共目的を主とした土地の貸付けや処分等により、社会的要請に沿った国有財産の有効活用にも対応している。

第 3 章 事 業

第 1 振興開發事業

第1 振興開発事業

1 小笠原諸島復興特別措置法

旧島民の帰島の促進や小笠原の急速な復興を図ることを目的に昭和44年12月「小笠原諸島復興特別措置法」（昭和49年一部改正）が制定された。

これを受けて、23年ぶりに返還された小笠原諸島の復興のための土地利用、産業基盤、生活基盤、文教施設などの整備及びその総合としての集落整備などの総合的な計画として「小笠原諸島復興計画」（昭和45年7月閣議決定、昭和44年度を初年度とする5箇年計画）が策定された。

復興計画の推進により、小笠原は相応の復興が見られたが、事業着手の遅れや地理的・自然的諸条件からくる種々の障害により初期目標を達成することが不可能になったため、昭和49年6月に閣議決定の上、当初復興計画を補完改定しその実施期間を5年間延長し改定10カ年計画とした。

2 小笠原諸島振興特別措置法

昭和44年以来、国の特別措置に基づく復興事業を実施し、着実にその成果をあげてきたが、同諸島は本土と遠く離れた外海離島であるという自然条件等のため、人口の定着や産業の育成等が十分達成されなかったため、昭和54年3月「小笠原諸島復興特別措置法」が一部改正され、法律名も「小笠原諸島振興特別措置法」と変更された。この法律の改正により、今後5年間引き続き小笠原諸島振興のための国の特別措置が講じられることとなった。

法改正に伴い、昭和54年6月には、復興事業を補完するとともに、社会情勢の変化に対応した新しい施策を実施することにより地理的及び自然的特性に即した同諸島の自立発展の基盤を確立し必要な諸条件をさらに整備するために「小笠原諸島振興計画」（5箇年計画）が新たに策定された。

しかし、人口の定着や産業の育成等の初期目標が達成までには至らなかったため、昭和59年3月「小笠原諸島振興特別措置法」が一部改正されるとともに、基本方針を踏襲しつつも事業内容等を補完するため、従来の振興計画が「小笠原諸島振興計画」（10カ年計画）に改正され、引き続き小笠原諸島振興のための特別措置が講じられることとなった。

3 小笠原諸島振興開発特別措置法

「小笠原諸島振興特別措置法」は平成元年3月をもって期限切れとなった。しかし、振興計画の目標を達成するため、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に改正されるとともに、新たな5箇年計画「小笠原諸島振興開発計画」が策定され、改めて小笠原の振興

開発が促進されることになった。

その法律も平成6年3月をもって期限切れとなったが、人口の定着や産業の振興、航空路問題、第二集落問題等の難問が山積しているため、平成6年3月、平成11年3月、平成16年3月、平成21年3月、平成26年3月、平成31年3月にそれぞれ5箇年延長、一部改正がなされた。

4 小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島振興開発特別措置法が平成31年3月に改正・延長されたことに伴い、法に基づき国が定める基本方針及びこれに基づき小笠原村が作成する計画案を受け、東京都が令和元年11月に「小笠原諸島振興開発計画（令和元年度～5年度）」を策定した。

5 小笠原諸島の振興開発事業

小笠原諸島振興開発計画に基づき、各局及び小笠原村で実施している。

道路・港湾等の交通施設、農林水産業施設の整備のほか、老朽化した保育施設・村民会館等の建物や簡易水道等の生活基盤施設の整備といったハード事業と、診療所運営・病虫害対策や各種調査などのソフト事業がある。

本事業に対する国庫補助については、内地での事業における補助率の嵩上げや採択基準の緩和のほか、小笠原特有の事情を考慮した独自の事業への補助などがある。

第 2 産業經濟

第2 産業経済

1 概要

(1) 戦前の小笠原諸島の産業は、農業及び漁業が基幹であった。農業は、天恵の亜熱帯気候の特性を活かし、冬季を中心にトマト、キュウリ、カボチャなどを内地に出荷し、促成野菜として市場を独占した。またフリージア球根や観葉植物など花き園芸作物の生産も盛んであった。漁業は、近海を回遊するカツオ、マグロ、トビウオ、ムロアジ、クジラなどの漁獲が多く、かなり繁栄した。

一方、天然の良港二見港は、南洋群島開発の前進基地、漁業中継基地、軍事上の拠点として利用価値が高く、人員、物資の運搬で船舶の出入が激しく、これに伴い父島大村地区を中心に商業、各種サービス業が集まり活況を呈した。また、建設業も好調で、労務者、船舶荷役の港湾労働者などが多数集まった。兄島、母島に鯨解体工場、さらに父島、母島に製氷工場があり、カツオ節、ムロ節製造、製糖(白下糖、赤玉糖)、酒造(焼酎)、製菓(アメ、センベイ、マンジュウ)等も生産していたが家内工業の域を脱し得なかった。

(2) 返還後は、小笠原諸島復興・振興計画に基づき帰島民の生活安定を図るため、基幹産業として、小笠原諸島の自然条件に即した農業、漁業及び観光の振興を図り、これらの産業の振興に必要な諸施設と諸設備の整備を実施し、その成果をあげてきた。

ア 農業は、亜熱帯性の気候を活かし、野菜、果樹の園芸作物を主体にした経営が行われている。令和3年の生産額は130百万円で、令和2年をやや上回った。近年は微増傾向にあり、その要因として、農業生産施設の増加、それに伴うパッションフルーツやミニトマトの主力作物の生産増があげられる。

小笠原における農業は、台風や季節風等による農業被害への回避対策、侵入してくる病害虫防除対策など、生産環境への影響等に注意を払っていくことが重要である。このような自然環境に起因する被害を少しでも回避するため施設化を推進しており、平成11年度から3か年で鉄骨ハウス29棟、さらに平成23年度から3か年で鉄骨ハウス及び耐風強化型ハウス34棟を整備し、その後も順次施設導入することにより、認定農業者等の農業経営を支援している。

農業者個々についてみると経営規模が小さいところが多く、さらに高齢化や後継者不足による労働力の減少が進み、生産面積は横ばい状態にある。今後は農地の流動化と基盤整備の充実による規模拡大及び新規就農者の受け入れを積極的に図る必要がある。なお、ミカンコミバエの根絶により、昭和60年2月15日から、主要な農産物の島外出荷が自由となり、パッションフルーツを始めとする熱帯果樹等の生産拡大が実現した。

イ 漁業は、主に10トン未満の漁船を使用し、聳島列島、父島列島、母島列島周辺か

ら西之島、硫黄島を含む火山列島周辺までと広範囲に操業を行っている。

令和4年の漁業水揚げは442トン、707百万円であった。漁獲物については、一部が島内消費、加工用原魚及び土産品として取り扱われる他は、大部分が定期船おがさわら丸により島外に出荷されている。

2 商工業

(1) 概要

昭和43年の返還当時の商業は、復帰に伴う暫定措置法により土地の形質変更が極度に制限禁止されたため店舗の建設ができず、米軍施政下からあったB. I. T. Cが小笠原消費生活協同組合と改組し、食料品雑貨一切の島内需要を賄ってきた。

昭和46年6月に形質変更禁止の解除、昭和47年4月に民間定期航路の開設によってようやく通常の流通形態が整い、昭和48年当初には父島に小売店10、飲食店9、母島に小売店、飲食店各1が営業し、需要と供給のバランスが正常となった。

その後、商業活動は年々活発になり、昭和54年4月のおがさわら丸の就航により更に拍車がかかり、観光客等の来島者に対する商品・サービスの供給もより安定的に行われるようになった。

工業については、漁協の製氷事業、車両整備工場、ラム酒及び食器製造業などがあるのみであり、業種・生産量ともに少ない。

産業大分類別民営事業所数

産業大分類	農業・林業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	技術サービス業	飲食サービス業・宿泊業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	合計
小笠原村	4	27	12	2	1	9	33	2	17	11	99	24	1	6	1	12	261
父島	3	22	9	1	1	8	29	2	17	10	81	23	1	4	1	11	223
母島	1	5	3	1	-	1	4	-	-	1	18	1	-	2	-	1	38

※平成28年経済センサス活動調査報告（産業横断的集計 東京都概況）統計表より抽出

※国・地方公共団体の事業所、農林漁業に関する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所を除く

(2) 輸送費補助

ア 生活物資輸送費補助

小笠原諸島で販売される生活物資の海上輸送費を補助して、島内の物価安定を図っている（対象店舗数父島6店、母島2店、計8店）。

なお、補助率は、食料品雑貨等については60%又は30%、プロパンガス(往復)については100%である(昭和44年度より実施)。

補助対象品目及び補助率 (改定H13.4.1)

品 目		補助率
プロパンガス		100%
食料品	パン、めん類、魚介類、畜産品類、野菜類、果実類、乳製品	60%
	米穀類、小麦粉	30%
	加工調理食品、調味料、菓子類、乾物類	60%
嗜好品類(コーヒー、紅茶、お茶)		60%
日用雑貨品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー	60%
	学用品、洗剤、入浴・洗面用具、調理用具、食器、工具、照明用具・電気製品部品、履物、寝具、清掃用具、フィルム、その他これらに準ずる家庭雑貨類(ただし、上記のうち電気製品は除く)	30%
	衣料品(ただし、高級品は除く)	
衛生医薬品類		

生活物資取扱重量及び補助金額実績

区分	年度別実績				
	30年度	31年度 (元年度)	2年度	3年度	4年度
取扱重量	2,126t	2,064t	3,206t	3,554t	3,652t
補助額	48,852千円	49,702千円	61,064千円	71,740千円	76,279千円

イ 生産物貨物運賃補助

小笠原諸島における農漁業生産物及び関連物資の運搬に要する輸送費について、運賃補助を行うことにより、島民の生活安定及び定住促進に寄与することを目的とする制度である(平成2年度より実施)。

補助対象貨物及び補助率

区 分	補助対象貨物	補助率
東京～父島間	鮮魚類・野菜・果物・植木・生花・切葉・球根・肥料・飼料	50% ※
父島～母島間	同 上	100%

※ 令和2年4月1日から令和6年3月31日までは時限措置として補助率を100%に引き上げている。

生産物貨物取扱重量及び補助金額実績

(単位 取扱重量:フレートン、補助金:千円)

補助対象物	31年度 (元年度)		2年度		3年度		4年度	
	取扱重量	補助金額	取扱重量	補助金額	取扱重量	補助金額	取扱重量	補助金額
鮮魚類	492	7,756	509	13,318	428	14,022	448	14,824
野 菜	0	0	0	0	0	0	0	0
果 物	0	0	0	0	74	903	0	0
植 木	5	44	6	81	5	73	4	66
生 花	0	0	0	0	0	0	0	0
切 葉	0	0	0	0	0	0	0	0
球 根	0	0	1	10	0	0	0	0
肥 料	128	766	132	1,220	146	1,625	199	2,159
飼 料	90	511	55	499	60	664	46	548
合 計	715	9,078	702	15,128	713	17,288	697	17,597

※ 端数調整をしていないため、合計と一致しない場合がある。

※ 令和2年度第4四半期の時限措置分は令和3年度補助金額実績に含まれている。

(3) 資金貸付(小笠原諸島生活再建資金)

帰島した旧島民に対し、生活再建に必要な資金を貸し付けることにより、帰島民の自立と定着を図っている。なお、昭和54年度からは1年以上在島する新島民も貸付対象としている。

小笠原諸島生活再建資金の概要

区 分	貸付額	償還期間(上限)
農業資金	50～300万円	15年以内
漁業資金	150～2,100万円	15年以内
商工業資金	1500～8,000万円	10年以内
住宅資金	経費の100%以内(上限8,000万円)	25年以内
生活資金	月額1人 20,000円	5年以内

(注) 貸付額及び償還期間は、区分ごとの資金の種目により異なる。

資金貸付状況

(金額単位:千円、()内は件数)

業種 年度	農業資金	漁業資金	商工業資金	住宅資金	生活資金	合計
45～50	(82) 36,450	(71) 75,900	(17) 24,900	(16) 25,000	(18) 5,110	(204) 167,360
51～55	(24) 18,980	(41) 58,920	(68) 153,090	(11) 48,000	0	(144) 278,990
56～60	(10) 11,800	(25) 63,800	(69) 209,900	(6) 29,500	0	(110) 315,000
61～2	0	(32) 126,580	(21) 47,100	(26) 119,240	0	(79) 292,920
3～10	(3) 3,500	(32) 196,390	(37) 132,000	(16) 150,300	0	(88) 482,190
11～20	(2) 3,000	(13) 66,700	(19) 93,000	(9) 58,800	0	(43) 221,500
21～30	0	(3) 26,000	(3) 14,500	(1) 7,000	0	(7) 47,500
31(元)	0	0	(1) 15,000	0	0	(1) 15,000
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
計	(121) 73,730	(217) 614,290	(235) 689,490	(85) 437,840	(18) 5,110	(676) 1,820,460

(4) 火薬類及び高圧ガス

火薬の消費状況 (令和4年度)

許可件数	爆薬	雷管
1 件 (うち煙火 1 件)	0 k g	0 個

- ・火薬の講習会：2年に1回実施
- ・火薬類、高圧ガス類立入検査：1年に1～2回実施
- ・高圧ガス製造保安責任者試験実施：年1回(11月)

(5) 砂利・採石

建設資材を極力島内で賄うため、返還後しばらくの間は海岸の砂利、砂を使用してきたが、硫黄島・南鳥島を除き、自然環境保全の上から昭和47年7月31日以後、採取を中止し、内地産に依存している。

採石については、父島洲崎の村営採石工場で平成3年度まで生産してきたが、現在は生産を中止し、硫黄島を除き内地産に依存している。

(6) 小笠原村商工会

ア 設立

創立総会 昭和58年11月5日(会員88名)
 都知事認可 昭和59年1月4日
 設立(登記) 昭和59年1月10日

イ 組 織(令和5年3月31日現在)

(ア) 会員総数 209名(組織率82.9%)

(イ) 役員(定数15名、任期3年)

会長1名、副会長2名、理事10名、監事2名

(ウ) 常任組織

青年部(部長1名、副部長1名、部員16名)

女性部(部長1名、副部長1名、部員14名)

(エ) 事務局組織

事務局長1名、経営指導員1名、業務支援員1名、記帳相談員1名

3 観光業

(1) 概要

ア 小笠原の観光資源

小笠原諸島は、東京から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、父島・母島列島を中心に30余りの島々から構成されている。

また、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、固有動植物が数多く生存し、独自の生態系を形成するとともに、特異な地質・地形を有するなど、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫となっている。このような豊かな自然環境は、観光地としての魅力を高める重要な地域資源となっており、小笠原を訪れる多くの観光客を魅了している。

イ 小笠原諸島の観光客のアクセス状況

小笠原諸島への観光客の交通アクセスは定期貨客船「おがさわら丸」のほかに、観光のハイシーズンを中心に、2～3万トン級の大型クルーズ客船が、東京・横浜等から小笠原の二見港へ就航している。

ウ 主な観光業の状況

(ア) 各種ガイドツアー

小笠原諸島の観光は、豊かな自然と触れあえるガイドツアー・メニューを取り揃えている。海のツアーは、ダイビング、ドルフィンスイム、ホエールウォッチング、カヤック、南島上陸ツアー、釣り等がある。また、陸・山のツアーでは、森・山のガイド、戦跡ツアー、ナイトツアー等がある。

(イ) 宿泊施設

小笠原村の令和3年の宿泊施設数は以下のとおりとなっている。

【父島】 宿泊施設数 65施設(定員:1,066人)

【母島】 宿泊施設数 13施設(定員:173人)

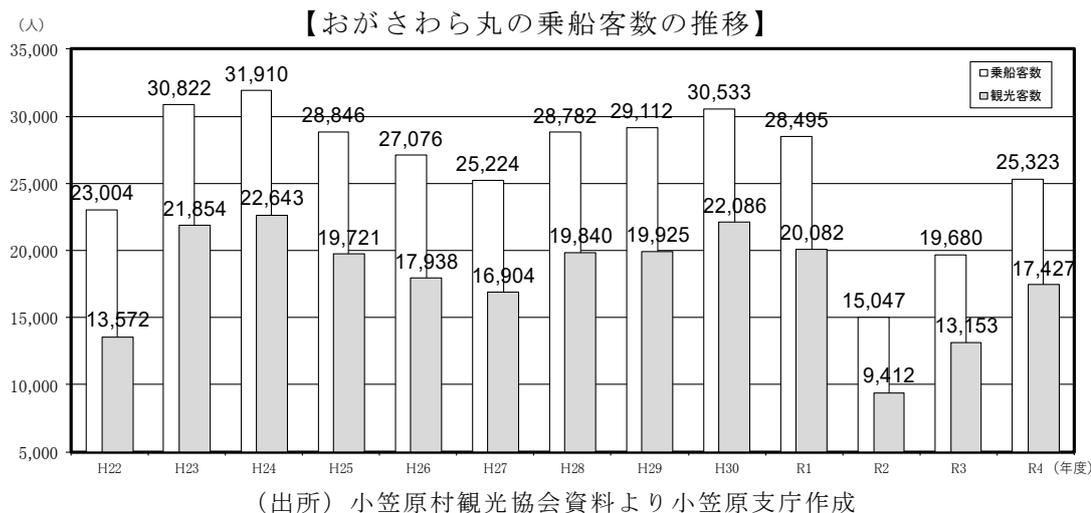
(出典) 令和3年伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書(産業労働局観光部)

(2) 世界自然遺産登録後の観光客の推移

ア おがさわら丸の乗船客数

小笠原諸島を訪れる観光客数は、平成23年6月の世界自然遺産登録後、マスコミによるPR効果で小笠原の認知度が向上し、年間2万人を超える観光客が来島した。平成25年度から減少傾向であったが、平成28年7月の新おがさわら丸就航により増加に転じた。

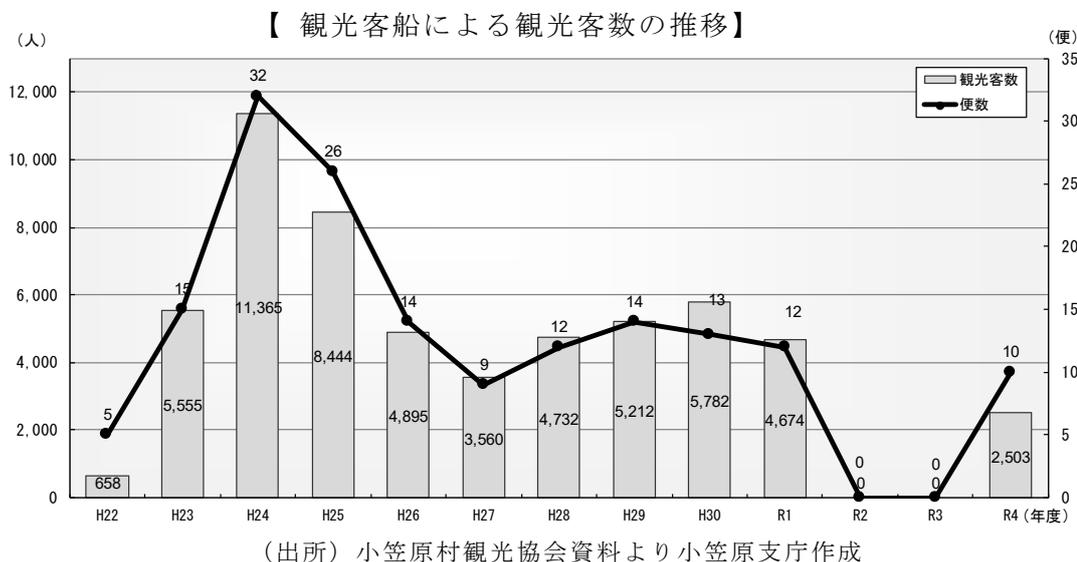
令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により来島者が大幅に減少するも、年々回復傾向にある。



イ 観光客船による観光客数の増加

観光客船の寄港回数は、従来、年間5便程度であったが、世界自然遺産登録後に大幅に増加し、平成24年度は32便(11,365人)であった。その後、平成27年度はピーク時(24年度)の1/3程度まで減少したが、平成28年度からは持ち直し、12~14便(5,100人程度)で推移していた。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス対策等の影響により寄港の実績がなかったが、令和4年度は寄港が再開し、10便(2,503人)であった。



(3) 小笠原村の観光協会

ア 小笠原村観光協会

(ア) 設 立

昭和 49 年 10 月 (会員 78 名)

(イ) 組 織(令和 5 年 3 月 31 日現在)

- 会員総数 175 名 (賛助会員除く)
- 役員(定数 理事 3 名以上、監事 1 名以上 任期 2 年)
会長 1 名、副会長 1 名、理事 8 名、監事 2 名
- 部会
ガイド部会、宿泊部会、飲食部会、商事部会
- 事務局組織
事務局職員 4 名 (内、小笠原村観光局出向 1 名)

イ 小笠原母島観光協会

(ア) 設 立

昭和 62 年 4 月 (会員 17 名)

(一般社団法人登録：平成 24 年 4 月 1 日)

(イ) 組 織(令和 5 年 5 月 22 日現在)

- 会員総数 31 名 (休会中の会員及び賛助会員を除く)
- 役員(定数 3 名以上 10 名以内 任期 2 年)
会長 (代表理事) 1 名、理事 5 名、監事 2 名、顧問 1 名
- 部会
宿泊部会、ガイド部会、観光部会
- 事務局組織
事務局職員 3 名

4 農 業

(1) 概 要

ア 農耕地

農耕地は、土地利用計画に基づく農業地域内において、昭和44年度から農業生産基盤整備事業によって、父島に26.9ha(境浦、扇浦、二子、小曲、長谷、北袋沢地区)、母島に39.5ha(評議平、中ノ平、静沢、船見台、蝙蝠谷地区)のほ場が造成された。あわせて農道の整備と畑地灌水用として農業用ダム、取水堰が設置され、各農家のほ場に20トンの貯水槽を設けて営農が行われている。また、平成元年度から8年度にかけて硫黄島旧島民定住促進事業により、蝙蝠谷地区に3.2haのほ場が造成された他、中ノ平や評議平に農業団地の整備が図られてきた。一方、農業者の高齢化、後継者の不在等によって遊休農地や未利用農地が増えているものの流動化が図られない状況にあり、耕地面積は父島が13ha、母島が18haとなっている。今後、地域農業の担い手の誘致と定着のためにも、農耕地の積極的な利活用が望まれる。

イ 土 壤

小笠原に分布する土壌は、その多くが赤黄色土である。一般的に酸性で、マグネシウム(苦土)が多く含まれ、カルシウム(石灰)が不足している。またリン酸と吸着し、難溶性(植物が利用できない形)に変えてしまうアルミニウムも多く、農地として用いるには大量の有機質の施用が必要である。有機質の施用は、重粘土という作業性の悪い土壌の改善にもつながる。

ウ 農産物等

農産物としては、野菜類では、トマト、ミニトマト、オクラ、シカクマメ等が、果実類では、パッションフルーツ、レモン、マンゴー、バナナ、パパイヤ等が生産され、近年では小笠原産コーヒーやカカオの生産も徐々に増えてきている。

また、平成11年4月の農協農産物観光直売所の開設により、新たな流通ルートが確立し、多種にわたる果実やジャム等の加工品の開発も行われるようになった。

さらに、農協内に、若手農業者による「小笠原農業振興研究会」や、パッションフルーツ、トマト、レモンの主要農産物には部会が発足し、農業者による自主的な取り組みが行われている。

畜産物は、ハチミツが土産品として好評なため、養蜂への関心も高まり、生産が増えてきている。また、新鮮な卵を供給するために採卵鶏が飼育されている。

耕地面積(令和4年7月1日現在、耕地面積調査)、農家戸数(令和4年4月1日現在、農業委員会調べ)

区分	耕地面積		農家戸数 (戸)
	(a)	(%)	
父島	13	41.9	23
母島	18	58.1	30
合計	31	100.0	53

*端数処理をしているため、合計額は一致しない場合がある。

農産物総生産額(千円) (令和3年1月～12月)

区分	計	野菜	果樹	花き	その他作物	畜産物
父島	17,797	4,818	7,855	1,154	782	3,188
母島	112,562	33,095	75,854	143	146	3,324
合計	130,359	37,913	83,708	1,297	928	6,512

*端数処理をしているため、合計額は一致しない場合がある。

(2) 農業生産基盤整備事業

事業名	昭和44～令和3年度		令和4年度	
	事業量	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)
調査設計	造成地 1.9002km ² 農業整備・台帳 パイプライン他	7,553,911 都単独事業費、 災害復旧事業及 び事務費を含む	父島6号線農道擁壁工設計 一式 玉川水系貯水施設修正設計 一式 長谷ダム調査・維持管理計画作成 一式 父島6号線農道及び母島農道4号線 農道台帳補正測量及び登記資料作成 一式 見廻山農道台帳測量 一式 母島農道1号線表示登記 一式 大沢水系水資源需要量調査 一式 大沢パイプライン用地測量 一式	225,196 都単独事業費及び 事務費を含む
農地造成	0.706km ²		—	
農道整備	10,730m 舗装打換え3,475m		—	
取水施設	18箇所		玉川水系貯水施設整備工事 玉川水系貯水施設パイプライン整備工事 大沢ポンプ施設応急修繕工事	
管 路	23,919.0m		—	
水 槽	64基		—	
用地買収	73,524.81m ²		94.74m ²	
維持管理	漏水防止他		漏水防止他	

(3) 硫黄島旧島民定住促進事業

昭和 59 年から 60 年頃、国は「硫黄島は一般住民の定住は困難である」とし、旧島民に報いるための措置及び集団移転事業に類する措置として、農用地を開発する硫黄島旧島民定住促進対策事業の方針を定めた。都は国の方針を受け、昭和 60 年から平成 7 年にかけて、母島蝙蝠谷地区に 76,100 m²の農地（うち、ほ場面積 31,896 m²）を造成し、蝙蝠谷農業団地を整備した。平成 7 年 10 月には硫黄島旧島民による農事組合法人フルーツランド海原が設立され、農業生産が開始した。しかし、その後の労働力不足等により平成 28 年 10 月に法人は解散した。

都は、農地としての機能を維持するため、一時的な利用として平成 28 年 11 月からパッションフルーツ等の生産委託を行ったが、平成 30 年度からは農地として村に貸し出し、硫黄島旧島民を含めた一般の農業者に活用してもらう事業を展開している。

ア 蝙蝠谷農業団地：基盤整備

事業名	元～8年度	
	事業量	事業費(千円)
調査設計	造成地 農業整備 パイプライン他	881,947 都単独事業費及び 事務費を含む
農地造成	3.2ha	
農道整備	1,644m	
管路	1,600m	
水槽	2基	
防風施設	防風樹・ネット 1,059m	
用地買収	843.4m ²	

イ 蝙蝠谷農業団地：施設整備

年度	内容	規模	事業費(千円)
3	基本構想策定	一式	14,368
6	鉄骨ハーフハウス	2,000m ²	36,689
	土壌改良	〃	
	管理作業機	1台	
	クローラー型運搬車	1台	
7	小型ハックホウ	1台	34,246
	農機具格納兼作業場	1棟	
	動力噴霧器	1台	
	ハンマーナイフモア	1台	
8	残幹残条破碎機	1台	50,558
	鉄骨ハーフハウス	2,000m ²	
	土壌改良	〃	
	管理作業機	1台	
23	水槽	4台	12,810
25	鉄骨ハーフハウス改修	1,000m ²	
27	耐風強化型ハウス	1,856m ²	54,933
	小型ハックホウ	1台	
	トラクター	1台	6,941

(4) 農業近代化施設整備(農協共同利用施設など)

設置年度	区分	設置場所	規模	事業費(千円)
平成元年度	農協施設	父島	援農者宿泊所 1棟 231m ²	52,956
	集出荷施設	父島・母島	共同ラースハウス 1棟 1,470m ² フォークリフト 1台	46,283
4年度	農協施設	母島	倉庫 1棟 230.00m ²	53,169
5年度	集出荷施設	父島・母島	梱包機 2台 フォークリフト 1台 (父島) ユニック車 1台 (母島)	16,634
6年度	集出荷施設	母島	母島集出荷場 1棟 154.81m ²	129,767
7年度	農協施設	母島	母島事務所兼農業者集会所 1棟 388.47m ² 恒温及び米貯蔵施設 1棟 40.50m ²	154,357
10年度	農協施設	父島	農産物観光直売所 1棟 369.47m ²	163,800
11～13年度	農協施設	父島・母島	鉄骨ハウス 29棟 9,178m ²	362,397
14年度	農協施設	父島・母島	雨水貯留水槽 29個	56,700
15年度	農協施設	母島	トラクター 2台 格納庫 1棟 25m ²	12,200
23～25年度	農協施設	父島・母島	鉄骨ハウス 8棟 3,626m ² 耐風強化型ハウス 26棟 9,004m ²	320,409
26年度	集出荷施設	母島	冷蔵設備 2台	1,990
29年度	集出荷施設	母島	マンゴー蒸気消毒器 1台	2,120
30年度	農林業近代化施設整備	父島	耐風強化型ハウス(農研機構タイプ) 4棟 738m ² パワーショベル 1台 2,500 業務用冷蔵庫 1台 1,622	7,147
31(元)年度	農協施設	母島	耐風強化型ハウス 6棟 2,304m ²	70,348
令和2年度	災害施設復旧	父島・母島	鉄骨ハウス 5棟 2,304m ²	19,605
3年度	農林業近代化施設整備	母島	耐風強化型ハウス 1棟 384m ²	10,168
	農協施設	母島	フォークリフト 1台 8t	10,696
		父島・母島	TV会議システム 1式	1,604
農林業近代化施設整備	母島	トラクター(フレールモア付帯) 1台	4,260	
4年度	農林業近代化施設整備	父島	農産物観光直売所1階リフォーム 1棟	33,900

父島

父島列島



母島



(5) 農作物収穫量・生産額の推移(平成24年～令和3年)

単位：収穫量：「野菜、果樹」…kg 生産額：千円

区分	父 島						母 島						合 計						
	野菜	果樹	花き・観葉	その他作物	畜産	計	野菜	果樹	花き・観葉	その他作物	畜産	計	野菜	果樹	花き・観葉	その他作物	畜産	計	
	H24	11,248	12,438	—	—	—	—	34,453	54,378	—	—	—	—	45,701	66,816	—	—	—	—
	6,489	19,185	620	1,225	5,566	33,085	29,417	62,146	980	1,766	1,304	88,632	35,906	81,331	1,600	2,991	6,870	121,717	
H25	9,749	11,956	—	—	—	—	31,218	60,030	—	—	—	—	40,967	71,986	—	—	—	—	—
	5,624	18,442	638	1,129	5,500	31,333	26,655	68,605	985	1,647	692	95,612	32,279	87,047	1,623	2,776	6,192	128,697	
H26	8,121	11,115	—	—	—	—	34,758	64,561	—	—	—	—	42,880	75,676	—	—	—	—	—
	4,685	17,145	766	1,250	5,000	28,846	29,678	73,783	950	1,500	293	106,204	34,363	90,928	1,716	2,750	5,293	135,050	
H27	7,819	12,073	—	—	—	—	28,517	65,515	—	—	—	—	36,336	77,588	—	—	—	—	—
	4,511	18,622	182	956	5,041	29,313	24,349	74,874	395	460	1,159	101,237	28,860	93,496	577	1,417	6,200	130,549	
H28	8,706	11,834	—	—	—	—	30,049	65,690	—	—	—	—	38,756	77,525	—	—	—	—	—
	5,023	15,211	365	996	7,330	28,925	28,508	75,074	285	326	1,470	105,663	33,530	90,286	650	1,322	8,799	134,587	
H29	9,820	12,312	—	—	—	—	25,270	67,356	—	—	—	—	35,090	79,667	—	—	—	—	—
	5,665	17,583	522	640	4,899	29,309	23,974	76,977	244	275	2,093	103,563	29,639	94,561	765	914	6,992	132,872	
H30	11,823	9,291	—	—	—	—	36,603	64,197	—	—	—	—	48,426	73,488	—	—	—	—	—
	6,821	11,942	523	737	5,222	25,244	34,726	73,368	207	263	2,334	110,899	41,546	85,310	730	1,000	7,556	136,143	
R1	11,805	10,143	—	—	—	—	27,909	66,913	—	—	—	—	39,714	77,056	—	—	—	—	—
	6,810	13,038	476	574	2,979	23,876	26,477	76,471	173	228	1,518	104,867	33,288	89,509	649	801	4,497	128,744	
R2	11,506	6,930	—	—	—	—	38,759	59,108	—	—	—	—	50,265	66,038	—	—	—	—	—
	6,638	8,907	1,005	1,114	4,615	22,280	36,771	67,552	162	182	1,834	106,501	43,409	76,459	1,167	1,296	6,449	128,780	
R3	8,351	6,111	—	—	—	—	34,885	66,372	—	—	—	—	43,235	72,483	—	—	—	—	—
	4,818	7,855	1,154	782	3,188	17,797	33,095	75,854	143	146	3,324	112,562	37,913	83,708	1,297	928	6,512	130,359	

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

(6) 農作物の生産販売状況(令和3年産主要品目)

事項		品目名	パッション	トマト・	レモン	マンゴー	オクラ	シカクマメ	コーヒー
			フルーツ	ミニトマト					
父島	栽培面積 (a)		19	8	25	25	3	3	50
	生産量 (t)		1.2	0.2	1.5	0.1	0.0	0.1	0.4
	生産額 (千円)		1,381	313	1,128	100	194	104	3,000
母島	栽培面積 (a)		403	179	110	15	23	5	30
	生産量 (t)		36.0	19.6	21.2	0.0	0.8	0.2	0.0
	生産額 (千円)		57,190	27,934	14,264	74	1,525	270	1,054
計	栽培面積 (a)		422	187	135	40	26	8	80
	生産量 (t)		37.1	19.8	22.7	0.1	0.8	0.2	0.4
	生産額 (千円)		58,571	28,246	15,392	174	1,719	375	4,054

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

(7) 特産化された作物について

ア 果樹類の生産状況

果樹類では、パッションフルーツ、レモンなどのカンキツ類、マンゴー、コーヒー等が主に生産されており、島内消費や観光客の土産用などとして販売されている。

パッションフルーツは、小笠原における農産物の主力として、生産量・規模とも大きく増加している。



農業用施設整備(中ノ平農業団地)

また、南太平洋の島から八丈島経由で導入されたレモンは、緑色果（グリーンレモン）を利用するのが特徴で、爽やかな香りを持ち、「島レモン」の愛称で親しまれている。生食用、ジャム等の加工品としての島内消費に加え、最近「小笠原レモン」の商品名で高い市場評価を得てきており、果汁用としての内地への出荷も伸びてきている。

これらパッションフルーツ、レモン、コーヒー等の主要品目は、供給が追いつかず、需要に十分に答えきれていない。今後、更なる生産拡大と品質向上のためには、流通施設整備を図り、生産・集出荷の合理化と労働力確保のための新規就農者・援農者住宅の支援等を進めていく必要がある。

イ 野菜の生産、出荷状況

野菜は冬期(12～4月)の生産が中心であり、その中の代表的なものとしてミニトマトがあげられる。施設栽培のミニトマトは、全国トップレベルの品質を誇り、島内消費の他、贈答・土産用として高い評価を得ている。

初夏から秋にかけては、島内向けにシカクマメやキュウリ・オクラ等が出荷されている。

ウ 花き観葉植物の生産、出荷状況

父島では、島内の園地等公共工事の植栽材料や、観光土産としてタコノキ、ヤシ類等の小鉢物が生産されている。母島では都内業者とのリレー栽培として特徴のある樹種が多品目少量生産されている。

(8) 農業災害

小笠原諸島の農業は、夏から秋の台風と冬季の強風による被害を受けやすい。平成18年には大型の台風が2回襲来し、総額60,000千円にも及ぶ農業被害があった。このような小笠原の農業生産環境を踏まえ、平成23年度から3か年で鉄骨ハウス8棟及び耐風強化型ハウス26棟を整備した。また令和元年10月には、想定を遥かに上回る瞬間最大風速52.7mを記録する台風が直撃し、ほとんどの施設が被害を受けて農業生産に大きな被害を与えた。

今後も生産者が安心して営農に取り組むために、更なる農業生産の施設の強化を図ることにより、農産物の安定生産と高品質化を進めることが必要である。

(9) 植物防疫

植物防疫法により移動が禁止されているアフリカマイマイなどの重要指定害虫については、国の関係機関の協力を得て防除を実施している。

ア ミカンコミバエ

ミカンコミバエについては、昭和44年度から根絶を目的とした防除事業を行い、昭和59年には根絶を確認し、昭和60年2月13日には、農林水産省による植物防疫法施行規則が改正され小笠原産農産物（寄主作物）の本土出荷が可能となった。

なお、再侵入を警戒防止するため、現在も父島列島、母島列島及び聳島列島でトラップによる調査と寄主果実の採集分解調査を実施している。なお、東京都では3年ごとに、硫黄島と南鳥島で本調査を実施している。

イ アフリカマイマイ

アフリカマイマイについては、昭和60年4月から駆除の基礎となる生態研究に取り組むとともに、農家への駆除剤の配布や、増加傾向にある母島においては天然記念物等に配慮した捕殺防除を実施している。これまでに、父島・母島での分布状況、生息密度の季節的推移、繁殖特性(交尾時期・時刻、産卵時期、産卵数など)、人工飼料による飼育法、天敵、各種薬剤の効果などを調査してきた。本種は1980年代に入って劇的ともいえる減少を示したが、1990年代後半から母島では増加傾

向に移り、継続した防除が必要とされている。現在、天然記念物との共生を図りながらより効果的な防除を行う手法として、誘因トラップの開発に取り組んでいる。

(10) 農業協同組合

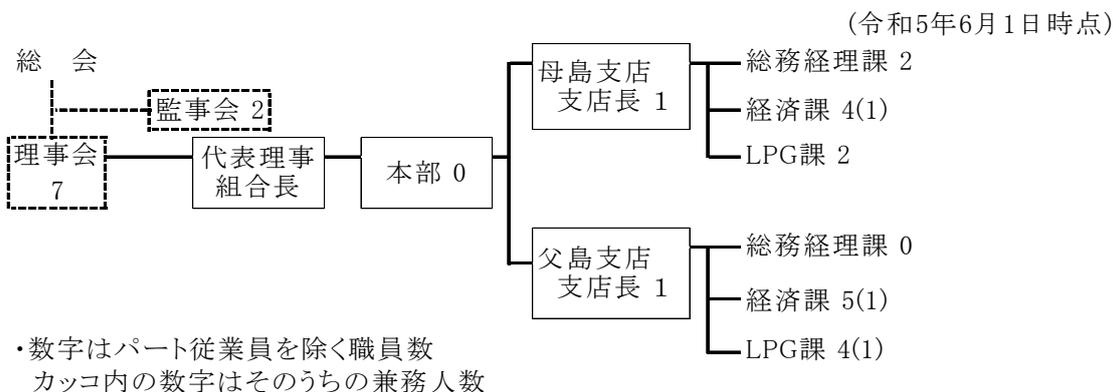
ア 概要

昭和 47 年に設立した小笠原島農業協同組合は、平成 13 年 4 月 1 日に伊豆諸島及び小笠原諸島地区の農協合併に伴い、東京島しょ農業協同組合として再編され、小笠原父島支店及び母島店となった。しかし、平成 28 年 1 月に大島、三宅、新島、神津島にあった店舗が廃止され、同年 5 月には信用事業は東京都信用農業協同組合連合会の代理店業務として継続することになり、専門農協となった。さらに令和 3 年 5 月 24 日には、東京島しょ農協から新設分割し、新たに「小笠原アイランズ農業協同組合」としてスタートした（信用事業は廃止）。

令和 5 年 6 月 1 日時点で、正組合員は 97 名（父島 45 名、母島 52 名）となっている。

イ 組織

小笠原アイランズ農業協同組合 組織図



5 小笠原亜熱帯農業センター・営農研修所

(1) 沿革

明治 43年	父島二子、北袋沢地区に農産物試験場設置(国より東京府に所管換)
昭和 45年	父島二子、小曲地区に東京都農業試験地設立
46年	父島洲崎地区に和牛放牧試験地設立
47年	亜熱帯農業センターと改組。母島元地に営農研修所設立
53年	展示園開設
61年	母島評議平に和牛放牧試験地を移転、畜産指導所に改組
62年	病虫害実験棟完成
平成 9年	亜熱帯農業センター本館改築
13年	鉄骨ハウス増築、農業用水貯水槽増設
21年	鉄骨ハウス増築
22年	営農研修所鉄骨ハウス増築
25年	固有種展示・母樹園開設、野菜育苗・栽培温室を展示ハウスに改修
27年	ストロングハウス(6棟)建設
29年	畜産指導所閉所
令和 元年	営農研修所第二実証ほ場管理棟改築
2年	病虫害実験棟改築

(2) 現況

ア 亜熱帯農業センターは、農業振興の拠点として、小笠原特産農産物の生産技術の開発や施設栽培技術の安定化、優良種苗の選定並びに導入、さらにアフリカマイマイ等の病虫害防除法に関する各種試験研究を行っている。これらの成果は、試験成績書や栽培マニュアル(「小笠原におけるアテモヤ栽培の実際」H29.3)、「小笠原農作物病害図鑑」H30.1)、各種リーフレット(「亜熱帯地域におけるパッションフルーツ施設栽培の手引き」H31.2)として刊行し、生産者及び都民への還元を図っている。また、農業経営



亜熱帯農業センター本館

の安定及び生産性向上のため、農作物の展示栽培や農家指導を実施している。

そのほか、小笠原諸島に自生する固有種植物の保存や、当地に適した園芸作物の導入・育成、並びに遺伝子資源としての熱帯性有用植物の維持を行っている。展示園及びヤシ園では、果樹・自生種・観葉植物・有用植物等を無料で一般公開しており、公共施設として学びの場を提供するとともに、島内の観光スポットの一つとなっている。世界自然遺産登録を契機に、こうした自生種・希少種の維持・展示や、

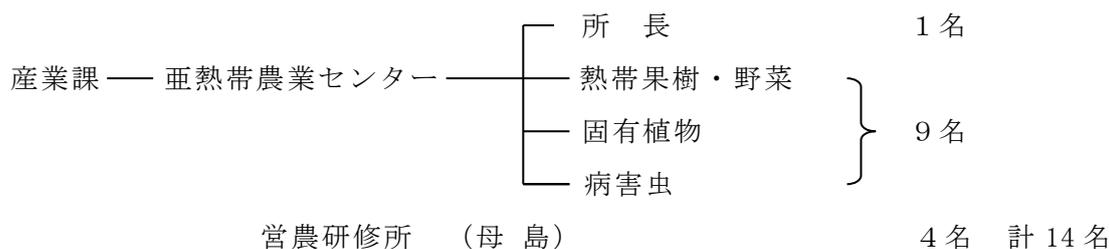
自然と共生する小笠原農業への理解を深める教育の場の提供機能は、重要なものとなっている。

イ 営農研修所は、帰島農業者が安定した農業を営めるよう、農業に関する必要な知識や技術を指導することを目的に、昭和47年に設立された。現在は対象者を帰島農業者や後継者のみならず、地域内外からの就農者や就農希望者等に広げ、新しい地域農業の担い手の確保や育成、農業経営の改善に取り組んでいる。

具体的には、実証展示栽培や講習会・座談会・現地検討会・印刷物配布等による情報発信で地域全体を指導するとともに、巡回指導や個別相談等によって、細やかな指導を実施している。特に農地については施肥過剰が散見され、個別の土壌診断を実施することで、農家自身で適切な土壌管理が行えるよう指導している。

他にも、小笠原村認定農業者・認定新規就農者の計画立案や申請後の計画遂行についての助言・指導、就農支援資金や農業改良資金等の公的融資に関する相談対応、母島内の農業基盤施設の維持支援等を実施している。

(3) 組織 (定数：会計年度任用職員(専門職)を含む)



(4) 施設及びほ場等

●土地：

【亜熱帯農業センター】	240,502 m ²	(うち展示園 30,000 m ²)
【営農研修所】	16,391 m ²	

●施設：

【亜熱帯農業センター】		2,920 m ²
(温室・鉄骨ハウス)	8棟	1,849 m ²
(ビニールハウス等)	12棟	1,071 m ²
【営農研修所】		722 m ²
(温室・鉄骨ハウス)	1棟	256 m ²
(ビニールハウス)	4棟	466 m ²



試験ほ場

● 展示・保存（植栽）植物：

【亜熱帯農業センター】（令和2年度植物目録より）

シダ植物		10 科	18 種
種子植物	（裸子植物）	4 科	5 種
	（被子・単子葉植物）	19 科	103 種
	（被子・双子葉植物）	72 科	241 種
		<u>105 科</u>	<u>367 種</u>

（5）主要業務の内容と実績

ア 試験研究

（ア）需要期や出荷形態の変化に応じた小笠原特産果樹の栽培技術開発

- ・ レモン、オレンジ等カンキツ類の栽培技術の確立
- ・ パッションフルーツの新たな生産体系の確立
- ・ マンゴーのボックス栽培における安定生産技術の検討等



菊池レモン

（イ）自生種活用のための駆除外来種チップの有効活用

- ・ 駆除外来種チップを活用した堆肥等の生産技術の検討
- ・ 遺伝資源の種苗生産技術の開発や保存・展示

（ウ）病虫害防除試験

- ・ 環境に配慮したアフリカマイマイ防除技術として、誘引トラップを開発し、効果を検証
- ・ 熱帯果樹等の病虫害防除技術開発に取り組み、各種果樹類、野菜類に発生する病虫害の発生消長を解明
- ・ 未解明病虫害の原因究明及び防除技術開発に取り組むとともに、侵入害虫対策として、温水消毒による効果と植物体に与える影響を評価



アフリカマイマイ

イ 普及指導

（ア）成果技術や情報の普及・啓発、各種団体への助言・指導による組織強化

巡回による栽培及び経営指導や、集合研修、成果技術等の普及・啓発、組織強化に向けた各種団体への助言指導を実施。また、実証展示ほ場において、品種比較や栽培方法展示、病虫害防除、土壌改良・保全及び施肥技術を展示し、農業者への技術普及を図る。

(営農研修所 令和4年度実績)

営農講習会	生産者巡回指導	団体指導
11回	543回	68回
品評会審査員派遣	土壌診断	病害虫害診断
1回	156検体	25件

(亜熱帯農業センター 令和4年度実績)

品評会審査員派遣	農業センターニュース発行	農業者セミナー開催
1回	3回	1回

(イ) 研修及び営農指導

項目・内容	指導方法
座学研修	
栽培総論・各論、土壌肥料、病害虫防除、農業経営、農産物加工	講習会(研修会) 印刷物等の配布
実技研修	
栽培技術改良、生産施設・設備・農業機械の利用方法及び保守点検、肥料管理、農薬管理、病害虫害診断	講習会(研修会) 実習
個別営農指導	
生産技術の改良	巡回指導 相談指導(面接、電話、ファクシミリ、メール等) 講習会(研修会) 座談会 印刷物等の配布 土壌診断 病害虫害診断 各種認定・認証制度(認定農業者、認定新規就農者等)の利用指導
(1)栽培技術改良 (2)施設・設備、農業機械の利用方法及び保守点検の改善 (3)土壌診断・病害虫害診断	
経営改善	
(1)営農指導 (2)農業簿記指導 (3)保険・共済・補助金説明	
担い手、地域農業の育成・強化	
(1)生産組織の育成・活性化 (例)農協、農協各作物部会、農協みのり会、小笠原農業振興研究会、玉川・大沢農業用水施設利用組合等 (2)住民、異業種者、関係機関等の連携 (例)小笠原村、商工会、観光協会、農産物加工業者、地域農業を支援する住民団体(NPO等)、都食品技術センター等	

(ウ) 所内外における実証展示栽培等の目的

	品目	実証展示栽培等の目的
野菜・花き	a トマト	品種検討、省力化技術の検討、総合防除技術、耐暑対策技術、節水技術の検討
	b その他 (オクラ、シカクマメ等)	品目・品種、作期・作型の検討
果樹 (嗜好作物含む)	a パッションフルーツ	品種、作期・作型の検討、省力化技術、耐暑対策技術の検討
	b カンキツ類 (菊池レモン等)	整枝・剪定、病虫害防除、灌水・施肥、繁殖技術の検討
	c マンゴー	花芽誘導、整枝・剪定、病虫害防除、灌水・施肥、繁殖技術の検討
	d コーヒー	作期・作型の検討、整枝・剪定、病虫害防除、灌水・施肥、繁殖技術の検討、高品質化技術の検討
	e その他 (コショウ、バニラ等)	作物の種類・品種、作期・作型の検討、整枝・剪定、病虫害防除、灌水・施肥、繁殖技術の検討

ウ 畜産に関する業務

亜熱帯農業センターでは、畜産指導所閉所（H29）に伴い、畜産業務の一部を担っており、飼養管理への助言、外部講師による養鶏・養蜂に関する講習会の開催等の企画を行っている。

(ア) 小笠原支庁管内飼養頭羽数

区分	29年度			30年度			31年度(元年度)			令和2年度			令和3年度		
	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計
牛	0戸	1戸	1戸	0戸	1戸	1戸	0戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	0頭	2頭	2頭	0頭	2頭	2頭	0頭	1頭	1頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭
鶏	4戸	8戸	12戸	5戸	5戸	10戸	5戸	5戸	10戸	9戸	4戸	13戸	9戸	2戸	11戸
採卵鶏	137羽	142羽	279羽	175羽	125羽	300羽	138羽	78羽	216羽	205羽	39羽	244羽	200羽	19羽	219羽
肉用鶏	11羽	7羽	18羽	0羽	3羽	3羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	3羽	5羽	8羽

(出典：家畜所有者の定期報告)

(イ) 小笠原支庁管内ミツバチ飼育者数 (戸)

区分	29年度	30年度	31年度(元年度)	令和2年度	令和3年度
父島	7	7	7	5	4
母島	2	4	5	2	1
計	9	11	12	7	5

(出典：蜜蜂飼育届出)

※令和元年 10 月の台風の影響でミツバチが多数死滅したことが原因で飼育者数は台風前より減少した状態が続いている

エ 島内外の関係機関と協同する各種取組

父島保育園、母島保育園、小笠原村社会福祉協議会(ちびっ子クラブ)のジャガイモ植え・収穫体験など子供たちに対する食育教育への支援を行っているほか、島内イベント(産業祭)でのブース出展、亜熱帯農業センター内展示エリアでの試験成果パネル展示等を通して、試験研究成果を広く伝えるとともに農業に親しむ機会を様々な方面から提供している。



保育園ジャガイモ掘り体験の様子

6 水産業

(1) 概要

ア 戦前の小笠原諸島の水産業は、カツオ、マグロ、トビウオ、ムロアジ、クジラ等の漁業を中心にかなりのにぎわいをみせ、名実ともに小笠原諸島の基幹産業であった。返還当初は労働力不足、漁業生産基盤の未整備、未熟な漁業技術などにより、周辺に好漁場を有しながら生産は低迷していた。

返還後は、小笠原諸島復興計画・振興計画等に基づく各種共同利用施設及び漁港の整備が徐々に進み、加えて近年は漁船の近代化や後継者の受け入れ効果等により、水揚高も増加しており、地域の基幹産業となっている。

イ 漁業協同組合は現在、父島・母島にそれぞれ1組合ずつあり、漁業者の協同組織として販売・購買・製氷・冷蔵・利用事業等を行っている。

漁業の現況についてみると、以前はハマダイ(オナガ)、ホウキハタ(ハロー)、アカハタ(アカバ)等の底魚類を対象にした底魚一本釣り漁業が漁獲の中心であったが、近年のマグロ縦縄漁業の開発・導入により、平成9年頃から漁獲の主流はメカジキ、メバチマグロといった広域回遊魚に移っている。これら2漁業種その他、オキサワラを対象としたひき縄漁業、ソデイカを対象としたイカ釣り漁業、イセエビ漁業、アオウミガメ漁業、サンゴ漁業が営まれている。

ウ 今後は持続的な水産資源の利用を図るための資源管理の推進、新たな販路の開拓、老朽化した共同利用施設の改修・更新、そして体験学習や海洋性レクリエーション、漁場監視など水産業の多面的機能の更なる発揮が課題となっている。



ハマダイの水揚げ



メカジキの水揚げ

(2) 水産行政

ア 水産業共同利用施設整備

(ア) 小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく過去5年間の整備状況

年度	場所	施設名	規模
30	実績なし		
31(元)	実績なし		
2	母島	漁船船員厚生施設	設計一式
3	母島	漁船船員厚生施設	工事一式
4	実績なし		

(イ) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく過去5年間の整備状況

年度	場所	施設名	規模
30	父島	冷蔵施設	設計
	母島	漁船漁具保全施設	設計・工事一式
31(元)	父島	冷蔵施設(1期)	工事一式
2	父島	冷蔵施設(2期)	工事一式
3	父島	漁業用通信施設	工事一式
	母島	漁業用通信施設	工事一式
4	父島	漁具倉庫	設計
	母島	上架用船台	2基

(ウ) 島しょ漁業振興施設整備事業による過去5年間の整備状況

年度	場所	施設名	規模
30	父島	冷凍品保管施設	改修工事一式
31(元)	父島	冷凍冷蔵コンテナ	5基
	母島	水産物等販売施設	改修工事設計
2	父島	フォークリフト	2台
	母島	水産物等販売施設	改修工事一式
3	実績なし		
4	父島	燃油施設	改修工事一式

イ 漁場整備

沿岸漁業の安定的発展と漁業生産の増大を目的とした、沿岸漁場整備開発事業に基づく、平成5年度から平成12年度までの魚礁の設置状況

期間	規模	設置場所	総事業費
平成5年度 ～8年度	コンクリートブロック 262個 3,514.08 空m ³	父島ウエガーステーション沖合 水深70m～75m	117,457千円
平成9年度 ～12年度	コンクリートブロック 274個 4,932 空m ³	弟島黒崎沖合 水深70m	184,170千円

ウ 漁業取締

支庁の漁業監督吏員（7名、うち2名は特別司法警察員兼務）が任に当たっている。年間を通じて、東京都漁業調整規則違反、漁業権侵害等が行われていないか、陸上及び海上から、海岸線のパトロールを実施するとともに、村民、観光客に対し、違反とならないよう啓発を実施している。

あわせて、漁業調査指導船「興洋」により、主に他県漁船を対象とした無許可操業等の海上取締を実施している。

また、外国漁船等の不審船を発見した場合には、海上保安庁や水産庁に速やかに通報するなど、関係機関と緊密に連携した対応を行っている。

エ 漁船登録

漁船法に基づき漁船登録事務を行っている。

支庁管内登録漁船数（ ）内は官公庁船で内数 (各年12月31日現在)

階層	H30年		H31(R元)年		R2年		R3年		R4年	
	父島	母島	父島	母島	父島	母島	父島	母島	父島	母島
20トン以上	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
20トン未満10トン以上	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0
10トン未満5トン以上	25	14	26	14	26	14	27	13	27	13
5トン未満3トン以上	9	6	9	6	9	6	10	6	10	6
3トン未満1トン以上	2 (1)	1	2 (1)	1	2 (1)	1	2 (1)	1	2 (1)	1
1トン未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	40 (2)	22	40 (2)	22	40 (2)	22	42 (2)	21	41 (2)	21
	62	(2)	62	(2)	62	(2)	63	(2)	62	(2)

オ 遊漁船業者登録

平成15年4月より遊漁船業の適正化に関する法律が改正施行され、遊漁船業は知事の登録制（有効期間：5年）となった。

遊漁船業者には、業務主任者の選任、損害賠償保険への加入、業務規程の作成、採捕規制の内容の周知等が義務付けられている。

支庁管内遊漁船業者登録数

(各年3月31日現在)

年度	30年度			31(元)年度			2年度			3年度			4年度		
	新規	廃業	登録数	新規	廃業	登録数	新規	廃業	登録数	新規	廃業	登録数	新規	廃業	登録数
父島	1	1	27	0	1	26	1	1	26	3	0	29	2	3	28
母島	0	1	14	0	0	14	0	1	13	0	0	13	0	0	13
計	1	2	41	0	1	40	1	2	39	3	0	42	2	3	41

カ 漁業調整

漁業調整の制度的中核として、漁業法及び水産資源保護法に基づく「東京都漁業調整規則」があり、これによって、漁業の許可、水産資源の保護培養、漁業の取締り等、広汎な調整を行っている。

漁業権については、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島に、イセエビ類、貝類等の漁業を対象にした第一種共同漁業権及び、タカベ(ウメイロ)漁業を対象とした第二種共同漁業権が免許されている。

行政委員会としては、平成16年8月、東京都の3つの海区(内湾、島部、小笠原)が統合され、東京海区漁業調整委員会(漁業者代表9人、学識経験者4人、公益代表2人。委員の任期は4年)が発足した。委員会は知事の諮問機関及び独立した決定機関として、漁業権に関する答申、漁業許可隻数の調整等、多元的機能を担っている。

漁業許可について、カツオ・マグロ漁業は、平成17年7月よりその漁法を3つに分類して許可内容の見直しを行った。

漁業種類別許可状況(知事許可漁業) 令和4年12月31日現在

漁業種類	許可内容	支庁管内許可数
トビウオ流し刺網	動力船を使用するもの	0
※ サンゴ	定数漁業・15トン未満	9
※ 底魚一本釣	定数漁業・5トン以上	40
※ かつお・まぐろ釣り	定数漁業・5トン以上	40
※ カメ	アオウミガメのみ対象	27
※ 造礁サンゴ	定数漁業	2
※ ひきなわ	5トン以上	40
まぐろはえ縄	定数漁業・5トン以上	3

※ 小笠原村地先海面における許可

※ 起業認可を含まず

キ 海面利用調整

小笠原地区海面利用協議会の運営に対して指導を行っている。なお、小笠原地区における漁業者間、漁業と各種海洋性レクリエーション、各種海洋性レクリエーション間の海面の円滑な利用秩序を確立するため、平成16年4月に小笠原地区海面利用基本方針が樹立された。

ク 漁業協同組合の指導育成

水産基本法では、その基本理念として「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」が掲げられ、漁業協同組合には、その実現に向けた積極的な役割の発揮が求められている。

このことから、都としても、より効率的かつ健全な事業運営、組織体制の確保等がなされるよう指導を実施している。

ケ 漁業金融

漁業者及び漁業者の組織する団体に対し、沿岸漁業改善資金（経営等の改善や新規独立等に要する資金）の貸付事務を行っている。

支庁管内沿岸漁業改善資金貸付件数

年 度	30年度		31(元)年度		2年度		3年度		4年度	
	父島	母島	父島	母島	父島	母島	父島	母島	父島	母島
漁業協同組合										
青年漁業者等養成確保資金	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
経営等改善資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活改善資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0

(3) 漁業生産高

令和4年における水揚高は、小笠原島漁業協同組合が362トン、458百万円、小笠原母島漁業協同組合が79トン、248百万円となっている。

(4) 漁業協同組合

ア 概 要

(ア) 小笠原島漁業協同組合は、返還とともに帰島した漁業者により昭和43年10月14日に設立され、販売・購買・利用・製氷冷蔵事業等を行っている。このうち、昭和61年から開始した信用事業については、金融自由化の進展等による金融情勢の変化の中で、平成14年4月に東京都信用漁業協同組合連合会へ事業譲渡を行った。

(イ) 小笠原母島漁業協同組合は、小笠原島漁業協同組合の母島支部を母体として独立し、法的には新設組合として昭和55年4月1日に設立された。経営は既存の施設を有償で引き受けて開始したのであり、事業は販売・購買・利用・製氷冷蔵事業等を実施している。

両漁協とも、地域の基幹産業を担う主体として重要な位置を占めている。

イ 組合員・職員数

(ア)小笠原島漁業協同組合

設立年月日	組合員数			役員数		職員数		
	正	準	計	理事	監事	参事	一般	計
昭和43年10月14日								
平成30年12月末	44	4	48	6	2	1	10	11
令和元年12月末	44	4	48	6	2	0	11	11
令和2年12月末	43	5	48	6	2	0	10	10
令和3年12月末	43	5	48	6	2	0	10	10
令和4年12月末	43	4	47	6	2	1	9	10

(イ)小笠原母島漁業協同組合

設立年月日	組合員数			役員数		職員数		
	正	準	計	理事	監事	参事	一般	計
昭和55年4月1日								
平成31年3月末	24	6	30	5	2	0	7	7
令和2年3月末	26	5	31	5	2	0	6	6
令和3年3月末	26	5	31	5	2	0	6	6
令和4年3月末	27	5	32	5	2	0	6	6
令和5年3月末	26	4	30	5	2	0	7	7

ウ 決算状況

(ア) 小笠原島漁業協同組合

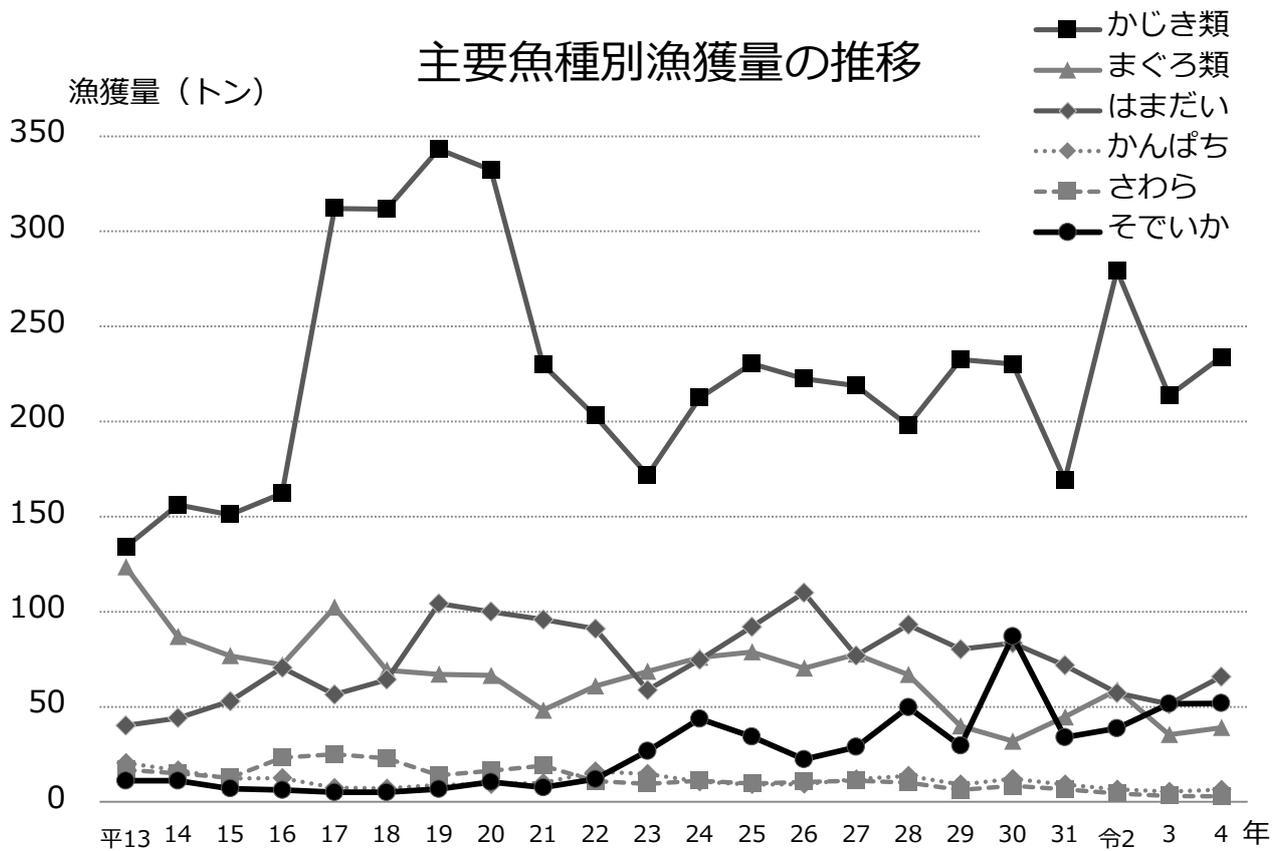
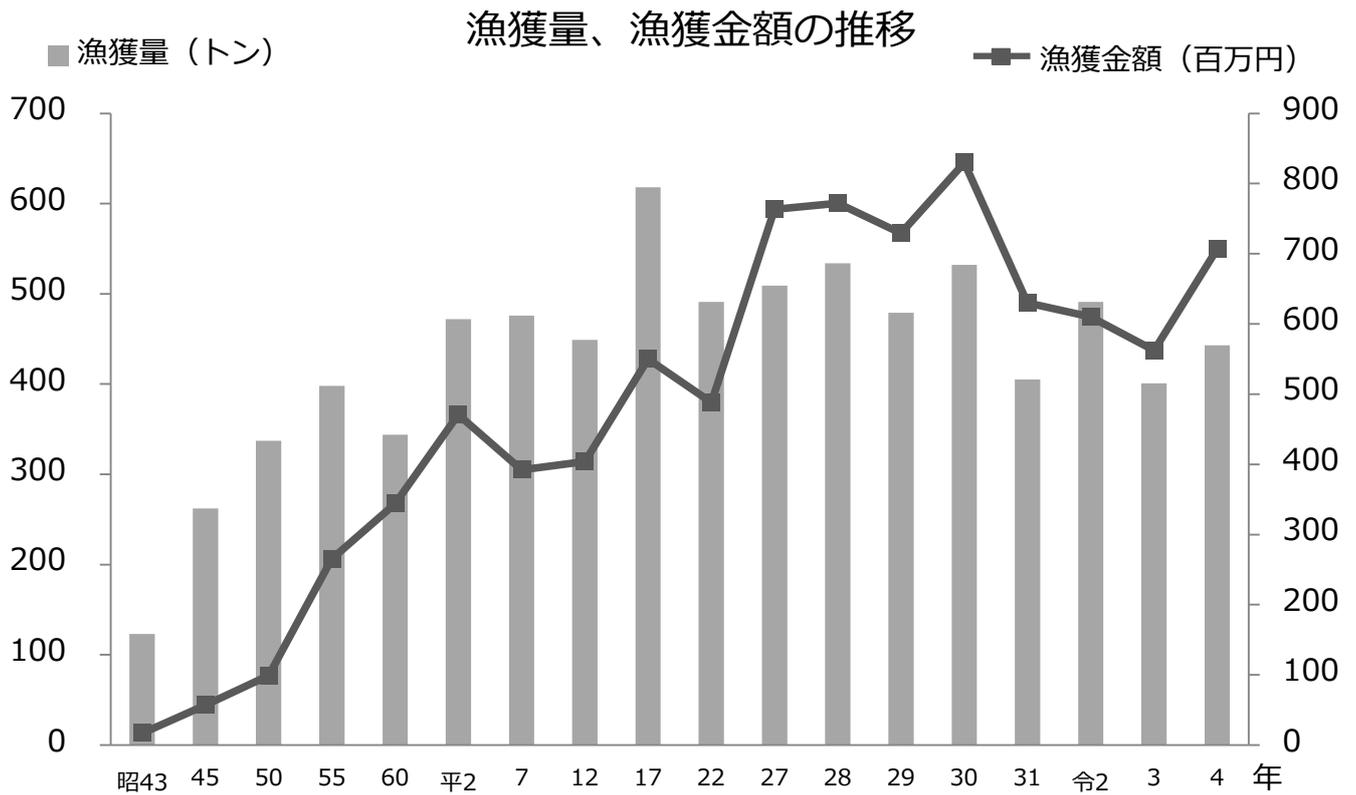
(単位:千円)

項目	年度				
	30年度	31(元)年度	2年度	3年度	4年度
事業総利益	126,907	127,961	130,894	126,919	165,213
経常利益	6,286	11,735	21,221	26,569	73,440
当期剰余金	3,973	38,086	22,730	24,699	54,010
次期繰越剰余金	159	1,004	661	502	1,070

(イ) 小笠原母島漁業協同組合

(単位:千円)

項目	年度				
	30年度	31(元)年度	2年度	3年度	4年度
事業総利益	60,249	62,408	51,305	54,921	67,337
経常利益	15,068	31,590	△ 5,142	19,543	30,522
当期剰余金	8,999	20,355	△ 8,055	16,413	21,757
次期繰越剰余金	1,127	1,483	△ 7,602	5,110	26,868



令和4年 魚種別漁協別 漁獲量・漁獲金額

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

魚種別	漁協別		小笠原島漁協		小笠原母島漁協		合計		
	量(kg)	金額(千円)	量(kg)	金額(千円)	量(kg)	金額(千円)	量(kg)	金額(千円)	
むろあじ	92	35	24	11	116	46			
しまあじ					-				
いさき	34	17			34	17			
かつお類	97	58	50	38	147	96			
まぐろ類	33,897	57,354	5,246	9,019	39,143	66,373			
かじき類	194,598	265,707	39,300	50,939	233,898	316,646			
きんめだい	5	3			5	3			
ひめだい	4,527	3,811	1,489	1,371	6,016	5,182			
はまだい	52,071	69,741	13,811	18,961	65,882	88,702			
あおだい	47	59	9	14	56	73			
めだい	156	96	6	5	162	101			
むつ類	4,239	3,108	891	837	5,130	3,945			
その他のたい類	1,103	910	91	54	1,194	964			
ひらまさ	27	18			27	18			
かんぱち	4,830	3,457	1,615	1,171	6,445	4,628			
さわら	2,017	967	962	507	2,979	1,474			
めじな					-				
いすずみ	2				2				
さめ類	260	52			260	52			
その他魚類	17,975	15,645	5,008	7,378	22,983	23,023			
計	315,977	421,039	68,500	90,305	384,479	511,343			
その他の水産動物	いか類	43,686	35,544	8,199	7,627	51,885	43,171		
	いせえび			43	111	43	111		
	その他のえび類					-			
	かめ	3,158	1,895	2,800	1,960	5,958	3,855		
	さんご			127	148,587	127	148,587		
	その他	18	7			18	7		
	計	46,862	37,446	11,168	158,285	58,031	195,731		
合計	362,839	458,485	79,668	248,590	442,510	707,074			

* 端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

7 小笠原水産センター

(1) 現 況

水産センターは、昭和 48 年度以来、小笠原諸島海域における水産業振興の拠点として各種漁業に関する漁場開発、漁具漁法の普及改良、水産資源の保護管理及び増養殖技術の開発等に重点をおいた調査研究、指導を行うとともに、操業の安全化を図るため、漁業用陸上無線局の運用に当たっている。

また、小笠原周辺に生息する水生生物を飼育している飼育観察棟（通称：小さな水族館）を無料で一般公開している。

(2) 組 織 （定数：会計年度任用職員（専門職）を含む）

産業課	—— 水産センター	— 水産技術研究員等	5人
		— 陸上無線局員	3人
		— 漁業調査指導船乗組員	9人
		計	17人

(3) 敷地及び施設

敷地：6,427m² 施設：次頁のとおり



小笠原水産センター

水産センター施設概要(年度別)

年 度	施設名	規 模	摘 要
44年度	調査指導船「興洋」	FRP 43.72トン	高速ディーゼル 265ps2機
45年度	無線鉄塔(第1鉄塔)	高さ 30m	自立式三角鉄塔
	バンザマスト	高さ 20m	
48年度	庁舎建設	本館200㎡,加工実験室66㎡	生物飼育室100㎡、ポンプ室6㎡
55年度	円形コンクリート水槽	直径 8m	深さ1.5~1.7m
	角形コンクリート水槽	2.5×12m	深さ1.2~1.4m
	親亀飼育池	900㎡	屏風谷に設置
57年度	亀産卵場	120㎡	屏風谷に設置
58年度	亀孵化場	110㎡	屏風谷に設置
59年度	調査指導船「興洋」	FRP 46トン	高速ディーゼル 1,300馬力
	海面生け簀(1号池)	10×10m,深さ5m	二見港内に設置
	ポンプ室	27㎡	通称「オデコの鼻」に設置
60年度	集水井戸	直径 2.5m	深さ5.8m
	導水管	長さ 50m×2本	直径300mm 塩ビ管
61年度	種苗育苗棟	194㎡	11トン水槽×3基
	仮設受変電室	37㎡	電灯30KVA 動力75KVA
	発電機(1号機)	出力 60KVA	仮設受変電室に設置
	海面生け簀(2号池)	10×10m	深さ7m、二見港内に増設
62年度	無線鉄塔(第2鉄塔)	高さ 30m	自立式三角鉄塔
元年度	調餌加工棟	126㎡	冷蔵庫10㎡、冷凍庫10㎡含む
	大型水槽加温設備	10トン槽3基分	種苗育苗棟に設置(18年度交換)
2年度	作業船ウエントル3	FRP 2t	船内外ディーゼル 50馬力
3年度	ポンプ室・高架水槽棟	46㎡	貯水量 120トン
	取水ポンプ	30KW×2台	吐出量 3.0トン/min/台
	送水管	総延長 210m	直径300mm 塩ビ管
	濾過槽(1号機)	90トン/h	(18年度ろ材交換・躯体塗装)
	加圧ポンプ	1.5トン/min×2	濾過槽用(18年度交換)
	仮設発電機室	49㎡	発電機の1号機を移設
	キュービクル(2号機)	1台	電灯10KVA 動力50KVA
4年度	ブローア小屋	3㎡	
5年度	飼育観察棟	314㎡	直径5.5m、深さ5.2m、産卵槽 他
	クロレラ棟	240㎡	20トン水槽×3、10トン水槽×3
	濾過槽(2号機)	90トン/h	1機増設(18年度ろ材交換・躯体塗装)
	発電機(2号機)	出力 120KVA	仮設発電機室に増設
	ブローアポンプ	9㎡/min×2台	ポンプ室内に設置
6年度	大型海面生け簀	直径30m、深さ10m	二見港内設置
7年度	大型海面生け簀	直径30m、深さ10m	兄島滝之浦設置(平成18年度撤去)
	送水管	総延長 210m	径200mm、FRP強化塩ビ管
	紫外線殺菌装置	80トン/h	(18年度交換)
8年度	送水管	総延長 210m	径200mm、ポリエチレンライニング鋼管
	クロレラ濃縮装置	20トン/日	
9年度	取水管	径300mm、2本	
10年度	本館建替(基本設計)		
11年度	本館建替(実施設計)		
12年度	本館建替(一期工事)	管理棟・無線局 323㎡	
13年度	本館建替(二期工事)	作業棟111㎡、潜水倉庫24㎡	外構工事、取水ポンプ
14年度	オゾン殺菌装置	20トン/h	
16年度	無線設備換装	清瀬通信所 夜明山中継所 小笠原支庁	無線機器 無線機器及び空中線 多重無線設備
18年度	無線アンテナ張替		
	急速ろ過機ろ材交換	90トン/h、2機	3、5年度設置
	加圧ポンプ交換	1.5トン/㎡、2台	
	大型水槽加温設備	10トン水槽3基分	平成元年度設置機器の代替
	紫外線殺菌装置	230トン/h、30mj/㎡	平成7年度設置機器の代替
	調査指導船「興洋」	鋼・軽合金 87トン	中速ディーゼル 1,030KW
19年度	冷凍冷蔵庫更新	冷蔵庫10㎡、冷凍庫10㎡	
20年度	種苗育苗棟屋根張り替え		
21年度	種苗生産システム整備		取水ポンプ、濾過機電動弁他整備
22年度	種苗生産システム整備		取水ポンプ、濾過材交換整備
23年度	発電機(1号機)	出力 60KVA	更新
24年度	本館・飼育観察棟屋根張替え		
25年度	本館空調設備更新		
26年度	加圧式ろ過設備更新(設計)		
27年度	加圧式ろ過設備更新(工事)	ろ過タンク 2台 高架水槽 1槽	FRP製 処理水量90㎡/h×2 FRP製 140t(有効120t)
28年度	発電機(2号機)更新(設計)		
29年度	発電機(2号機)更新(工事)		
30年度	種苗生産施設等改修(設計)		
2年度	種苗生産施設等改修(工事)	種苗育苗棟 195㎡ クロレラ槽棟 240㎡	
	無線設備更新工事	清瀬通信所、夜明山中継所	設備更新

水産センター施設概要(区分別)

区分	施設名	規 模	摘 要	
通 信 施 設	鉄塔	30m 自立式三角鉄塔	2基	
		20m 支線式コンクリート柱	1基	
	空中線	ダブレット空中線	2基	
		T型空中線	2基	
		27MHzホイップ空中線	3基	
		傾斜型空中線	1基	
		EGCアンテナ	1基	
	無線装置	2MHz帯SSB送受信機	2台	
		全波受信機	4台	
		27MHz帯SSB送受信機	3台	
		27MHz注意信号自動受信機	1台	
		EGC受信機	1台	
	補器	直流電源装置	1台	
気象観測装置		一式		
漁 業 調 査 指 導 船 ・ 興 洋	船質	鋼・軽合金	平成19年 2月28日 竣工	
	総トン数	87トン		
	主機関	1,030KW		
	航海計器	GPS航法装置		
		カラーレーダー		
		カラー全周ソナー		
		カラープロッター		
	観測設備	CTD測定装置		
		海底地形探査装置		
		ワープネットウインチ		
		超音波潮流計		
	漁業機械	カラー魚群探知機		
		底釣巻揚機		
海鳥レーダー				
ラインホーラー				
無線装置	SSB2MHz(75W、10W)			
	SSB27MHz(25W、1W)			

(4) 主要業務の内容と実績

ア 小笠原海域漁業調査指導

漁業調査指導船「興洋」による令和3年度の各調査指導の結果概要は以下のとおりである。なお、調査結果の主要なものについては管内関係漁協等を通じて速報し、漁業者の効率的操業に寄与している。

(ア) 海洋観測

小笠原群島沿岸域の海洋環境特性を把握し、漁海況予報の基礎資料を得るため、群島列島から母島列島に至る沿岸海域に18測点を設け、毎月、各層ごとの水温・塩分等の観測を行い、合計52日間実施した。

(イ) たて縄調査

マグロ、メカジキ等回遊魚の漁場形成状況を把握するために実施するものであるが、令和4年度は実施できなかった。

(ウ) 底魚資源調査

小笠原周辺海域における底魚等の資源を把握するために、延べ9日間釣獲試験を実施した。

(エ) 沿岸資源調査

父島周辺でネット調査等を延べ22日間行った。

(オ) 漁業取締

漁業秩序の維持と資源保護を図るため、8日間漁業取締を実施した。

漁業調査指導船「興洋」運航実績(単位:日)

(令和4年度)

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
海洋観測	5	5	5	5	5	4	0	2	6	3	3	9	52
ネット調査	0	3	5	4	4	1	0	0	1	0	0	4	22
海底地形調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
底魚資源調査	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7
メカジキ資源調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖ノ鳥島調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
巡回指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業取締	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	9
調査指導船整備	0	0	0	0	0	5	20	3	0	0	0	0	28
その他	3	0	0	0	1	3	0	15	0	3	0	0	25
計	9	11	12	11	13	14	20	21	8	6	3	15	143



調査指導船「興洋」

イ アカイセエビ資源管理技術開発に関する研究

アカイセエビ資源管理の推進を目的として、資源の状態を明らかにした上で、資源を持続的に利用するために必要な手法を開発している。

(ア) 資源調査

標本船10隻の操業記録を収集するとともに、漁獲されたアカイセエビ525尾の測定を行った。

標識装着後、聳島列島周辺に292個体、父島列島周辺に193個体を放流した。

(イ) 生活史の把握

令和3年度にネット調査で採集したイセエビ類フィロゾーマ幼生61個体の種判別をPCR-RFLP法により実施した。イセエビ50個体、アカイセエビ1個体、カノコイセエビ1個体、シマイセエビ1個体が確認された。

アカイセエビ飼育個体8個体について、イワシ、サメ、イガいの3種類の餌を用いて嗜好性を検証した。

稚エビ、若エビを採集して、飼育下での成長を記録した。

ウ 小笠原磯根資源動態調査

(ア) イセエビ類調査

令和4年10、11月に父島で漁獲された525尾のアカイセエビの頭胸甲長及び体重を測定した。頭胸甲長の中央値はオスが127.2mm、メスが107.6mmであった。

(イ) 母島サンゴ調査

令和4年12月、母島御幸浜および北港の定点において、サンゴの目視調査を行った。また、自記式水温計の交換を行った。

エ ハマダイ資源の高度有効利用研究

(ア) 魚体測定

2,350尾の尾叉長測定、16,285尾の体重データを収集した。

(イ) 年齢査定

年齢査定のため、141尾分の耳石を採取し、116尾分の耳石について年齢と尾叉長および体重の関係を明らかにした。

(ウ) 水揚情報の把握

3～39歳魚の資源量を試算した。

(エ) 付加価値向上

ハマダイ223個体の脂質含有量を近赤外線スペクトルで測定した。また、28検体の委託結果を用いて令和3年度に作成した検量線を補強することにより、より正確に測定することができる可能性が認められた。

脂質含量の異なるハマダイを用いて、食味試験を5回(延べ135人を対象)実施した。

漁協から差別化の要望のあった銘柄 ML において、脂質含量 2.5%以上の個体は 2.5%未満の個体と比べて高く評価される傾向を確認した。

オ 無線局

小笠原諸島近海の漁場は、北は富士丸瀬から南は南硫黄島、東西方向については東海神場～西之島の 4 地点を囲んだ海域が主な漁場となっている。

小型漁船が主となる小笠原においても、長期日数をかけて操業する漁船も珍しくなく(父島～南硫黄島間は約 325 km)危険と隣合わせの状態である。

無線局(父島漁業指導用海岸局)は、昭和 46 年の開局以来、漁業者に対して海難事故の防止と安全操業のために漁業気象・航行警報等を周知するとともに、漁獲能率の向上を目的とした調査指導情報等を通報している。

また、管内漁業者に対し、適宜巡回指導(技術相談、電波法に基づいた運用の指導)を行っている。

通信実績 令和 4 年度実績(単位:通)

通信内容	中短波SSB	超短波SSB	合計
指導通信及び漁船との通信	261	13	274
気象・航行警報の通信	4,812	7,676	12,488
遭難、緊急、安全、捜索 その他の通信	381	360	741
海況	-	555	555
合計	5,454	8,604	14,058

カ 技術相談

漁業者・一般都民・学生等からの要望、照会事項について技術的な相談・指導に応ずるとともに、生物・漁業に関する知識の啓蒙・普及を図り、自然の保護と水産業の振興に努めている(研修会・講習会: 1 回、施設見学者: 年間 3,252 人)。

キ 業績の発表

令和 3 年度事業報告: 東京都島しょ農林水産総合センター

令和 4 年度主要成果集: 東京都島しょ農林水産総合センター

令和 4 年度東京都島しょ農林水産総合センター研究成果発表会(水産部門)

令和 4 年事業成果速報: 東京都島しょ農林水産総合センター

8 森林・林業と鳥獣保護及び有害鳥獣の駆除

(1) 森林・林業

ア かつて小笠原諸島は、亜熱帯性の森林に被われていた。しかし、人々の移住が始

まると森林が開拓され、無秩序な伐採により森林は極度に荒廃していった。

このため、農商務省は、大正 10 年に小笠原小林区署（のちの営林署）を置き、官民地境界の査定と、安定した薪材供給を図るため、生長の早い外来種導入を行った。

戦後は、森林が放置されたため、モクマオウ、ギンネム、アカギ、リュウキュウマツなどの移入種を中心とする樹木が繁茂するところとなった。

イ 昭和 43 年の返還後は、小笠原総合事務所国有林課が国有林の管理・運営を行っている。小笠原諸島における国有林の面積は 6,613ha に及び、小笠原諸島全体面積の 63%、小笠原諸島の森林面積の約 89%を占めている。また、国有林地のうち父島、母島の 1,615ha が国有保安林の指定を受けている。一方、民有林では現在に至るまで本格的な林業経営は行われていない。昭和 54 年、知事は、戦後遊休化していた父島・母島の民有林を伊豆七島地域森林計画の対象とした。現在は、令和 4 年 4 月に樹立した伊豆諸島地域森林計画で、小笠原村の民有林 799ha を対象としている。

また、平成 11 年 4 月、森林法の改正に伴う全国市町村での森林整備計画の一斉樹立により、小笠原村森林整備計画が策定された。令和 4 年 4 月に樹立された計画の中では、森林は小笠原村の自然環境、生活環境の重要な構成要素であり、重要な資源と位置づけている。

ウ 小笠原諸島は海洋島であり、長い時間をかけて独自の進化を遂げてきた多くの貴重な固有種が生育している。しかし、それらの固有種は外来種と比較し生存競争力が弱く、外来種の侵入によって駆逐されてしまうことが多い。このように、外来植物による小笠原の自然植生への影響は大きな問題であることから、国及び都は、国有林や公有地を対象にアカギ、モクマオウ、リュウキュウマツ、ギンネムなどの外来植物の駆除を実施している。

（2）鳥獣保護

小笠原諸島は、母島にのみ生息するハハジマメグロをはじめオガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラオオコウモリ、オガサワラカワラヒワなど貴重な鳥獣の生息地である。また、南方系海鳥の集団繁殖地や、渡り鳥の中継地としても重要な地域となっている。このため、国は昭和 55 年より小笠原諸島鳥獣保護区、同特別保護地区を設定している。同保護区等の管理は環境庁より都に業務委託されていたが、平成 11 年度をもって終了した。令和元年は同保護区等の設定期間満了に伴い、同保護区の再設定、同特別保護地区は新たに扇浦地区の一部、東島全域及び巽島全域が区域に指定され、引き続き令和 21 年まで存続が更新された。

都は、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して「鳥獣保護管理事業計画」を策定し、同保護区等での鳥獣の保護及び管理に取り組んでいる。

小笠原支庁では東京都鳥獣保護管理推進員（委嘱）2 名を配置し、村民が適切な鳥獣

保護ができるよう普及啓発や指導の実施、貴重な動物の生息調査及び傷病鳥獣の保護等を行っている。

(3) 有害鳥獣の駆除

父島列島には、かつて人により移入されて後に野生化したヤギが生息しており、自然植生や農業経営に被害を及ぼしている。

父島では、支庁産業課が農業被害等防止のため、昭和 51 年から 3 年間にわたりヤギの駆除を実施し、1,274 頭を捕獲した。その後、地元の自主的な駆除により対応したが効果が上がらず一時減少したヤギの数が急激に増加し、被害も増えてきた。このため、支庁産業課では村及び農協からの要望を受け、昭和 63 年度より小笠原諸島振興事業によってヤギの駆除を再開した。同事業におけるヤギの捕獲数は平成 3 年度の終了時点で累計 1,405 頭となった。

平成 4 年度以降は村が引き続き駆除を行っている。(H 4～13 一部都補助 3/4)

また、支庁産業課は、平成 17 年に島内で「網わな猟免許試験」を実施し、農業者を中心とした 42 名が免許を取得した。現在は、狩猟免許更新事務を行っている。

平成 18 年度からは、銃による駆除に併せて、ワナによる畑周辺での駆除を実施している。

また、平成 22 年度からは、自然環境の保全を目的として、父島全域にわたり国と都による駆除を開始した。

父島でのノヤギ捕獲数(小笠原村実施分)

年度	H4～H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
捕獲数	3,679	40	52	47	75	49

出所：小笠原村産業観光課

第 3 土 木

第3 土 木

1 概 要

小笠原の島々は、平坦部が少なく切り立った岩山が連担する急峻な地形を呈している。加えて、戦中・戦後の荒廃により返還後の道路・河川・住宅など生活基盤は著しく乏しいものであった。

このため、昭和43年の返還と同時に施行された小笠原諸島振興開発特別措置法（現法律名）に基づく復興並びに振興計画により、基幹的な施設の整備と自然環境の保全を鋭意進めている。振興開発事業における主な事業は、

- 1 交通施設整備のうち都道改築及び都道舗装
- 2 産業振興・観光開発のうち自然公園施設
- 3 生活基盤整備のうち住宅整備及び都市公園施設
- 4 防災・国土保全として河川改修・砂防設備及び地すべり防止施設

などであり、小笠原諸島の復興・振興に大きく貢献するとともに小笠原村自立発展の支援にハード・ソフト面において寄与している。

本事業にあたっては、小笠原諸島が東京から約1,000 km離れた外海諸島にあり、独特の自然環境と景観を有するとともに、学術的に希少な動植物が生息していることから、自然環境に十分配慮して実施している。また、東京からの距離と交通不便は、島外地主の存在に係る用地問題や労務・材料費のコスト高といった点など事業の進捗に大きな課題を投じている。さらに、整備後相当期間を経過した基盤施設は、厳しい自然環境の下で役割を担い耐えてきたが、近年、維持管理の限界を超える施設が多くなり、施設の更新期を迎えているといった課題が山積するなか、現場を重視した対応を行っている。

2 道 路

(1) 概 要

ア 父 島

父島の都道は、一般都道父島循環線（第 240 号）（延長約 21.8 km）で、構成は次頁表のとおりである。

(ア) 湾岸通り

二次改修事業として奥村～扇浦の約 3.1 kmにおいて、平成 2 年度より幅員 2.0～3.5mの歩道設置工事を行っており、平成 23 年度までに約 3.0 kmを整備した。平成 26 年度以降は、境浦地区の歩道未設置区間における道路改修工事（歩道設置 L=98m）のほか、吹上谷地区において線形改良及び斜面防災対策工事等を実施した（平成 26 年度～令和 2 年度に実施）。

(イ) 夜明道路

長谷地区の 606mにおいて、平成 13 年 7 月にヤロード橋（L=45m）と前後取付道路（L=210m）、平成 15 年 11 月に長谷トンネル（L=240m）が完成し、全事業区間の整備が完了した。

(ウ) 小港道路

湾岸通りと同様に、平成 2 年度から歩道設置工事を進め、平成 11 年度までに約 1,360mの整備を完了した。

平成 18 年度から実施した逢瀬橋区間（L=135m）については、平成 21 年度に逢瀬橋の架け替えが完了し、さらに平成 22 年度には逢瀬橋付近に道路利用者のための公衆便所を整備し、一連の整備が完了した。

(エ) 行文線

道路機能の改善と災害時の避難路を確保する目的で、西町～奥村を整備する計画であり、平成 10 年度までに西町～清瀬の区間約 2.1 kmの整備が完了した。平成 28 年度から清瀬～奥村間の未整備区間約 0.7 kmについて、整備に向けた検討を進め、平成 30 年度に整備ルートが確定した。

また、令和 2 年度から詳細設計に着手し、令和 5 年度からは準備工事（仮橋・作業ヤード仮設）に着手する。

(オ) 巽道路

昭和 60 年度から工事着手し、平成 8 年度までに約 1.0 kmを整備したが、その後平成 18 年まで事業を休止していた。平成 19 年度に車両転回スペースを設置し事業が完了した。

路線名（通称名）	ルート	延長(km)	幅員(m)	整備状況	備考
(ア) 湾岸通り	西町～洲崎	7.0	16～8	二次改修を含む整備率99%	
	西町～奥村	2.0	16	完成	両側歩道
	奥村～扇浦	3.7	9.25	二次改修 整備率97%	片側歩道
	扇浦～洲崎	1.3	8	概成	片側歩道
(イ) 夜明道路	奥村～小曲	9.2	6	整備率100%	
(ウ) 小港道路	扇浦～北袋沢	2.5	8	二次改修 整備率90%	片側歩道
(エ) 行文線	西町～奥村	2.1	7～5	(清瀬～奥村間の一部で事業化)	
	西町～清瀬	2.1	7～5	整備率100%	
	清瀬～奥村	(0.7)	7	0.7km整備中	計画延長
(オ) 巽道路	長谷～時雨山	1.0	4	整備率100%	
計		21.8 km			

イ 母 島

母島の都道は、一般都道沖港北港線（第241号）（延長約13.5km）で、沖港（元地）から北へ向かうルートを北進線、一方、南へ向かうルートを南進線と称しており、整備は概成している。構成は次頁表のとおりである。

(ア) 北進線

本路線のうち、蝙蝠谷から東港の港湾道路にいたる区間は、地形が急峻で公園区域内を通過しており、車道幅員が3mと狭小で線形がきついことから庚申塚地内（約1.0km）で視距改良等の局所的二次改修に平成13年度に着手し、平成22年度に完了した。

一方、猪熊谷～長浜間（約900m）の視距改良、待避所の設置等の局所的改修に平成24年度から着手しており、令和6年度に完了する予定である。

(イ) 南進線

元地から評議平までの約1.0kmは、二次改修（歩道設置）を行っており、平成22年度に完了した。

一方、評議平から南崎まで、計画延長約2.7kmは平成12年度までに整備が完了している。

路線名(通称名)	ルート	延長(km)	幅員(m)	整備状況	備考
(ア)北進線	元地～北港	9.8	6～4	整備率99%	
	元地～蝙蝠谷	1.5	6	完成	
	蝙蝠谷～北港	8.3	4～3	概成 整備率99%	
(イ)南進線	元地～南崎	3.7	8～6		
	元地～評議平	1.0	8	完成 整備率100%	片側歩道
	評議平～南崎	2.7	6	完成 整備率100%	
計		13.5 km			

ウ 無電柱化整備

台風などの自然災害が発生しても停電・通信障害が発生しない島しょ地域を目指す「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」（令和4年1月策定）に基づき、無電柱化事業を実施しており、母島の緊急整備区間（評議平～中ノ平）については令和7年度までに事業を完了する予定である。

エ 西町・東町地区街並み景観整備事業（通称：都道リフォーム事業）

父島・湾岸通りにおいて、小笠原の玄関口である二見港周辺の西町・東町地区において、魅力ある小笠原らしい街並みを創出する取り組みとして、地元住民と協働で検討を行い、歩道のバリアフリーや電線の地中化など都道空間の修景整備を平成18年度から平成25年度において延長725mの区間で実施した。

オ その他

管内の多くは、国立公園区域および小笠原諸島森林生態系保護地域にあり、また、世界自然遺産区域もあることから、事業の実施にあたっては、平成16年8月から適用している環境配慮指針に基づき、自然環境や周辺の景観に十分な配慮を行っている。

さらに、都道全線に交通安全施設の整備と路面の維持・補修を実施し、車両や歩行者の通行の安全確保に努めている。

舗装種別については、父島にはアスファルトプラントがあることから、一部を除いてアスファルトコンクリート舗装である。平成21年度から再生材を用いた再生アスファルトコンクリート舗装を実施している。なお、トンネル部分はコンクリート舗装を用いているが、路面の平坦性向上のため、平成28年度に第一トンネルにおいてアスファルトコンクリート舗装を実施した。

母島では、アスファルトプラントが設置されていないのでコンクリート舗装としている。

(2) 都道の認定

昭和 43 年 6 月の小笠原返還時には小笠原諸島には道路法に基づく道路はなかったが、道路の管理者を明確にするため、昭和 46 年 7 月都道及び村道の認定を行った。

路線名	通称名	起終点	延長(km)	告示年月日
父島循環線 (第240号)	湾岸通り 夜明道路	小笠原村父島 西町地内 " 洲崎地内	16.2	S46.7.1
	小港道路	" 扇浦地内 " 北袋沢地内	2.5	
	巽道路	" 長谷地内 " 時雨山地内	1.0	S60~H12
	行文線	" 西町地内 " 清瀬地内	2.1	H2~H8
計			21.8	
沖港北港線 (第241号)	北進線	小笠原村母島 沖村地内 " 北村地内	9.8	S46.7.1
	南進線	" 沖村地内 " 中ノ平地内	3.7	S46~H5
計			13.5	

(3) 道路の管理

ア 道路台帳

道路を適正に管理するため道路台帳を整備しており、改修事業の進捗に併せて補正を加えている。

イ 道路の占用許可状況

都道においては随時、道路監察のため巡回パトロールを実施し、無許可占用物件や目的外使用の是正指導を行ない、道路の適正使用に努めている。

ウ 道路の維持補修

父島、母島とも沿道にギンネム等が繁茂し道路通行の視距を阻害するため、全路線において随時、沿道の伐開、除草を行っている。

(4) 交通安全施設の整備

道路標識、道路反射鏡、防護柵、視線誘導標及び街路灯等の設置並びに交差点改良等を行い、車輛通行及び歩行者の安全確保に努めている。また、観光客の利便を図るために案内標識類の整備を行っている。

(5) 橋梁・トンネルの現況

「一般橋定期健全度調査」及び「道路トンネル定期点検調査」の点検結果に基づき、予防保全的に補修事業を行っている。

橋梁

番号	橋梁名称	路線番号	所在	橋下状況	橋長 (m)	総幅員 (m)	有効幅員 ④車道 ⑤歩道 (m)	架設年月	橋種
1	あさひぼし 旭橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 奥村	奥村川	4.50	6.30	5.25 -	S63.03	ボックスカルバート
2	おうせいし 逢瀬橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 北袋沢	長谷川	10.00	12.00	9.00 1.00/1.00	H21.03	PC単純プレテンション中空床版桁
3	おばなほし 小花橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 扇浦	沢	6.32	20.35	6.85 2.00/10.90	S47.03	PCプレテンション単純床版桁
4	ぎょうぶん1ごうきょう 行文1号橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 西町	大村川	7.30	4.50	4.50 -	H04.03	ボックスカルバート
5	きよせせし 清瀬橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 清瀬	清瀬川	9.40	14.60	9.00 2.40/2.40	S48.03	PCプレテンション単純床版桁
6	さかいうらほし 境浦橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 境浦	沢	25.50	8.10	7.50 -	S46.03	単純合成鋼板桁
7	しんふきあげほし 新吹上橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 吹上谷	吹上川	10.46	8.50	7.50 -	S49.01	単純非合成H鋼材
8	ながたにほし 長谷橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 小曲	小曲川	20.46	8.10	6.90 -	S48.03	単純非合成H鋼材
9	ひんこうほし 浜江橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 境浦	沢	140.00	10.50	7.00 2.50/-	H10.02	3径間連続鋼製箱桁
10	へいせいぼし 平成橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 奥村	奥村川	7.36	12.75	7.90 1.65/2.50	H01.03	PC床版桁
11	やろーどほし ヤロード橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 長谷	長谷川	45.00	8.20	7.00 -	H13.03	鋼単純非合成桁
12	うちゅうほし 雨中橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 西浦	沢	10.46	6.00	5.00 -	S62.01	PCプレテンション単純床版桁
13	おもとほし 万年青橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 中ノ平	沢	45.00	7.70	6.50 -	S63.03	3径間連続非合成鋼板桁
14	おんたけほし 御嶽橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 評議平	沢	5.32	8.89	5.33 2.33/-	S48.02	PCプレテンション単純床版桁
15	くわのきほし 桑の木橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 西浦	沢	8.44	6.00	5.00 -	S56.08	単純非合成H鋼材
16	しおみほし 潮見橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 評議平	沢	10.45	8.37	5.00 2.12/-	S48.02	PCプレテンション単純床版桁
17	しんながはまほし 新長浜橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 長浜	沢	20.00	6.20	5.00 -	H02.03	単純合成H桁
18	なかのたいらほし 中の平橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 中ノ平	沢	60.80	7.70	6.50 -	S61.02	3径間連続非合成鋼板桁
19	にしうらほし 西浦橋	一241 沖港北港線	小笠原村母島 字 西浦	沢	15.64	6.00	5.00 -	S55.03	PCポストテンション単純T桁

人道橋

番号	橋梁名称	路線番号	所在	橋下状況	橋長 (m)	総幅員 (m)	有効幅員 (m)	架設年月	型式
1	さかいうらほしじんどうきょう 境浦橋人道橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 境浦	沢	25.50	2.80	2.00	H18.03	1-Sg
2	しんふきあげほしじんどうきょう 新吹上橋人道橋	一240 父島循環線	小笠原村父島 字 吹上谷	吹上川	13.30	2.80	2.00	H07.	1-Pb

トンネル

番号	施設名称	路線番号	所在	トンネル延長 (m)	有効幅員 (m)	完成年月
1	たいいち 第一トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 屏風谷	210.0	6.00	S50.03
2	たいさん 第三トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 屏風谷	67.5	7.50	S53.03
3	たいよん 第四トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 屏風谷	253.0	7.50	S53.03
4	たいご 第五トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 境浦	88.0	7.50	S51.03
5	ながさき 長崎トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 旭山	70.0	5.00	S56.12
6	ながたに 長谷トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 長谷	240.0	5.50	H14.10
7	まるやま 丸山トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 境浦	145.7	7.50	S48.03
8	ふくろざわ 袋沢第一トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 長谷	47.0	5.00	S48.03
9	ふくろざわ 袋沢第二トンネル	—240 父島循環線	小笠原村父島 字 長谷	63.0	5.00	S48.03
10	いくまだに 猪熊谷トンネル	—241 沖港北港線	小笠原村母島 字 猪熊谷	121.2	5.00	S60.03
11	ながはま 長浜トンネル	—241 沖港北港線	小笠原村母島 字 長浜	228.0	5.00	H03.03



境浦橋及び境浦人道橋



長崎トンネル

(6) 村道整備

村道の整備は、昭和43年6月26日付の東京都と小笠原村との「業務の委託に関する基本協定書」に基づき、村道整備の一部を東京都に委託していたが、平成7年度からは村が全面的に整備することとした。

父島においては、大村奥村地域線、扇浦地域線の15.7km、母島は、沖村地域線4.4kmの村道があり、一部山岳道路を除いてほぼ改修されている。また、村道の舗装構成は、父島がインターロッキングブロック舗装、アスファルト舗装及びコンクリート舗装、母島はインターロッキングブロック舗装及びコンクリート舗装となっている。経年劣化による道路の補修や道路改修を計画的に行っており、その際は地域のコミュニティーを演出するよう景観形態に配慮し、より安全安心な道路交通を確保するよう進めている。各路線別の村道は、次項のとおりである。



村道(東町6号線)

村道(父島)

整理番号	路線番号	路線名	起終点	延長(m)	告示年月日 (平成)
1	1	西町一号線	父島字西町～西町	88.88	6.3.31
2	2	西町二号線	〃	107.31	〃
3	3	西町三号線	〃	114.68	〃
4	4	西町四号線	〃	177.41	〃
5	5	西町五号線	〃	131.95	〃
6	6	西町六号線	〃	314.90	〃
7	7	三日月線	〃	1,090.49	〃
8	8	大根線	父島字大根山～大根山	644.68	〃
9	9	東町一号線	父島字東町～宮之浜道	131.45	〃
10	10	東町二号線	父島字東町～東町	192.25	〃
11	11	東町三号線	〃	216.72	〃
12	12	東町四号線	〃	71.35	〃
13	13	東町五号線	〃	340.99	〃
14	14	東町六号線	父島字西町～宮之浜道	388.07	〃
15	15	大村清瀬トンネル線	父島字東町～清瀬	348.96	〃
16	16	学校線	父島字宮之浜道～宮之浜道	98.42	〃
17	17	大神宮線	父島字宮之浜道～清瀬	376.97	〃
18	18	宮之浜線	父島字宮之浜道～宮之浜	1,129.58	〃
19	19	三日月北線	父島字宮之浜道～三日月山	1,035.00	〃
20	20	清瀬一号線	父島字清瀬～清瀬	545.32	〃
21	21	清瀬二号線	〃	101.61	〃
22	22	清瀬三号線	〃	33.94	〃
23	23	釣浜一号線	父島字清瀬～釣浜	849.83	〃
24	24	釣浜二号線	〃	295.00	〃
25	25	漁港線	父島字奥村～屏風谷	567.25	〃
26	26	奥村一号線	父島字奥村～奥村	151.34	〃
27	27	奥村二号線	〃	156.92	〃

村道(父島)

整理番号	路線番号	路線名	起終点	延長(m)	告示年月日 (平成)
28	28	奥村三号線	〃	191.17	〃
29	29	奥村四号線	〃	103.64	〃
30	30	奥村五号線	〃	157.46	〃
31	31	奥村六号線	〃	216.59	〃
32	32	境浦ダム線	父島字境浦～扇浦	620.00	〃
33	33	連珠ダム線	父島字扇浦～扇浦	310.00	〃
34	34	コペペ線	父島字二子～洲崎	921.57	〃
35	35	振分線	父島字二子～扇浦	1,248.00	〃
36	36	扇浦一号線	父島字扇浦～小曲	685.49	〃
37	37	扇浦二号線	父島字扇浦～扇浦	264.95	〃
38	38	清瀬四号線	父島字清瀬～清瀬	154.94	11.4.1
39	39	清瀬五号線	父島字清瀬～清瀬	152.14	〃
56	56	扇浦三号線	父島字扇浦～扇浦	275.92	14.7.1
57	57	扇浦四号線	〃	25.35	〃
58	58	扇浦五号線	〃	29.15	〃
59	59	扇浦六号線	父島字吹上谷～扇浦	680.00	〃
			父島合計	15,737.64	

村道(母島)

整理番号	路線番号	路線名	起終点	延長(m)	告示年月日 (平成)
40	101	沖村一号線	母島字元地～元地	261.46	6.3.31
41	102	沖村二号線	〃	265.93	〃
42	103	沖村三号線	〃	299.17	〃
43	104	沖村四号線	母島字評議平～元地	273.92	〃
44	105	沖村五号線	母島字元地～元地	258.71	〃
45	106	沖村六号線	母島字元地～船木山	103.36	〃
46	107	沖村七号線	母島字元地～元地	53.68	〃
47	108	沖村八号線	〃	120.42	〃
48	109	七軒町線	〃	106.13	〃
49	110	乳房線	母島字元地～大谷	556.03	〃
50	111	評議平一号線	母島字評議平～評議平	145.65	〃
51	112	評議平二号線	〃	52.68	〃
52	113	静沢一号線	母島字元地～静沢	717.41	〃
53	114	静沢二号線	母島字静沢～静沢	202.31	7.9.15
54	115	静沢三号線	〃	82.03	〃
55	116	静沢四号線	〃	871.87	〃
60	117	沖村九号線	母島字元地～元地	89.87	H30.11.1
			母島合計	4,460.63	

3 河川

(1) 法定河川（二級河川）

小笠原の河川では、父島の八ツ瀬川が河口より 1.3 km の区間で二級河川として指定されている（昭和 46 年指定）。本川は河床が緩勾配で蛇行し、天然河岸の状態では河道が不安定なこと等から、降雨時には沿川の農耕地に冠水被害をもたらすため、昭和 46 年度から護岸の整備を行い平成元年度に完了した。また、平成 3 年度からは管理用通路の整備に着手し、平成 7 年度までに 582m が完了した。さらに、平成 8 年度からは管理用通路の整備と併せて上流部の延長 149m において親水護岸整備を行い平成 11 年度までに完了した。

平成 12 年度以降は、防災工事として護岸の補修工事、管理用通路の補修工事、河口部の導流ブロックの撤去工事などを実施している。

八ツ瀬川の整備状況

整備内容	昭和46年度～ 平成元年度	平成3年度～ 平成7年度	平成8年度～ 平成11年度
護岸整備	1,019 m		
管理用通路整備		582 m	
親水護岸整備			149 m



八ツ瀬川（二級河川）

(2) 砂防河川

父島の大村川、奥村川、吹上川、八ツ瀬川上流3支川（時雨川、長谷川、常世川）及び母島の大谷川、鉄砲沢については、台風や集中豪雨時の溢水や、土石流、法面崩壊等による災害を防止するため、「砂防指定地」に指定して、砂防堰堤の整備や流路工の整備などの砂防事業を施行してきている。

現在、砂防事業を実施している箇所は、父島の時雨川左岸側の北袋沢地区第一沢及び母島の大谷川右岸側の溪流（大谷川支川）の2箇所である。

北袋沢地区第一沢は、降雨時に土石流の発生が確認されたことから平成29年度に砂防指定地に指定、一方、大谷川支川は、村の避難所の整備に合わせて砂防事業を行うこととし、令和2年度に砂防指定地に指定して各々砂防堰堤や流路工の整備を施行中である。

この他、吹上川と長谷川の一部に未整備箇所が残っており、今後の調整が必要である。

ア 既に整備が完了している河川

	河川名	砂防指定地 指定年月日	完了年度	整備内容
父島	大村川	S49.3 S57.9 S62.3	S61	砂防堰堤2基、流路工1,277m
	奥村川	S62.1	S63	砂防堰堤1基、流路工440m
母島	大谷川	S49.3	S54	砂防堰堤2基、流路工1,160m（支川の玉川を含む）
		H26.3	H28	右岸側斜面对策（落石防護柵工143m、ワイヤーロープ掛工）
	鉄砲沢	H元.3	H2	砂防堰堤1基、流路工55m

イ 整備中の河川（未整備区間が残る河川を含む）

	河川名	砂防指定地 指定年月	実施年度	整備内容
父島	吹上川	H3. 3	H2～21	砂防堰堤 1 基、流路工181m 【未整備 流路工101m】
	八ツ瀬川上流 3 支川	H11. 7 H12. 5 H14. 3 H17. 3	H11～24	(長谷川) 砂防堰堤 1 基、流路工89m (片岸) 【未整備 砂防堰堤1基、流路工161m】
		R2. 6	R2～	(時雨川、常世川) 流路工350m、逢瀬橋架替
	北袋沢地区 第一沢	H29. 10	H29～	砂防堰堤 2 基、流路工188m
母島	大谷川支川	R2. 6	R2～	砂防堰堤 1 基、流路工60m

(3) 地すべり対策事業

母島の長浜地区において、都道 241 号を含む約 9.20ha の範囲で地すべりが発生していることが判明した。当該道路は母島唯一の幹線道路であり、母島の生活と産業を支える重要な道路であることから、昭和 63 年 3 月に地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定した。昭和 62～平成元年度に、地すべりを防止するための集水井、暗渠工、水路工、排水工等の整備を行った結果、地すべりの動きが終息した。また、平成 21～23 年度に地すべり防止施設の維持補修を目的とした工事を実施した。

地すべり対策事業の実施状況

	地区	地すべり防止 区域指定	実施年度	整備内容
母島	長浜	S 63. 3	S 62～H元	暗渠工、集水井工、排水工、水路工、 抑止杭工等
			H21～23	排水工、アンカー補強工、抑止杭補強 工、集水井補修工等

(4) 土砂災害警戒区域等の指定

小笠原村において、土砂災害から島民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成 28 年度より実施し、平成 30 年 10 月に「土砂災害警戒区域」を 300 箇所、土砂災害特別警戒区域を 276 箇所の区域指定を行った。

小笠原村における土砂災害警戒区域等の指定状況

(単位:箇所)

	父島			母島			合計
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	184	40	4	60	12	0	300
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	179	29	0	56	12	0	276

4 住 宅

(1) 概 要

東京都小笠原住宅は、昭和 53 年度までに旧島民の帰島の促進と生活基盤整備のため、父島に 240 戸、母島に 90 戸を建設した。

この住宅に付随する生活関連施設として、集会所を父島に 2 箇所、母島に 1 箇所、物置を父島に 10 箇所、母島に 5 箇所、駐車スペースを父島に 229 台分、母島に 32 台分、コミュニケーションスペースを父島、母島に各 1 箇所整備した。

なお、昭和 62 年度から 3 箇年計画で簡易耐火 2 階建住宅(母島 80 戸、父島 30 戸)の居住環境向上のため、1 戸当たり約 7 m²の増築をする改善事業に着手し、平成元年度に終了した。

その後、父島には、平成 3 年度、5 年度及び 10 年度にそれぞれ清瀬、旭台、二見台に住宅を建設した。平成 11 年度には 3 階建 1 棟 19 戸(高齢者用住宅 6 戸及び生活協力員室 1 戸を含む)を建設し、父島の小笠原住宅は 28 棟 297 戸になった。

一方、母島では、平成 9 年度に 3 階建 1 棟 6 戸を建設した。平成 13 年度からは、母島沖村アパートの建替事業に着手し、平成 13 年度に 3 階建 1 棟 9 戸を、平成 18 年度には 3 階建 1 棟 21 戸をそれぞれ建設し、母島の小笠原住宅は 33 棟 96 戸となっている。

住 宅		場 所	建設年度	構 造	戸 数
父 島	奥村アパート	父島字奥村	昭和44年度	中層耐火 5階	2 棟 60 戸
	清瀬アパート	父島字清瀬	昭和45年度	中層耐火 5階	3 棟 80 戸
			昭和48年度	簡易耐火 2階	15 棟 30 戸
			昭和49年度	中層耐火 5階	1 棟 20 戸
			昭和51年度	中層耐火 5階	1 棟 30 戸
			平成3年度	中層耐火 3・4階	2 棟 14 戸
	二見台アパート1号棟	父島字清瀬	昭和53年度	中層耐火 5階	1 棟 20 戸
	旭台アパート	父島字清瀬	平成5年度	中層耐火 3階	1 棟 12 戸
	二見台アパート2号棟	父島字清瀬	平成10年度	中層耐火 3階	1 棟 12 戸
	二見台アパート3号棟	父島字清瀬	平成11年度	中層耐火 3階	1 棟 19 戸
計				28 棟 297 戸	
母 島	沖村アパート	母島字元地	昭和47年度	簡易耐火 2階	30 棟 60 戸
	沖村第二アパート1号棟	母島字元地	平成9年度	中層耐火 3階	1 棟 6 戸
	沖村第二アパート2号棟	母島字元地	平成13年度	中層耐火 3階	1 棟 9 戸
	沖村第二アパート3号棟	母島字元地	平成18年度	中層耐火 3階	1 棟 21 戸
	計				33 棟 96 戸
合 計					61 棟 393 戸



都営二見台アパート3号棟（父島）（平成11年度完成）

老朽化が進んでいる父島・清瀬及び母島・沖村の簡易耐火2階建住宅については、令和2年度より中層住宅への建替計画を進めており、住民説明会や個別相談会を実施している。令和5年度は、住民説明会を経て、宅地造成工事、除却工事等の工事着手を予定している。

建設説明会資料（令和3年7月）から抜粋

住 宅	期	仮名称（階数）	戸 数			
			2 K	2 D K	3 D K	計
清瀬 アパート	第1期	南棟（5階）	10戸	5戸	9戸	24戸
	第2期	北棟（5階）	5戸	10戸	5戸	20戸
沖村 アパート	第1期	A・B棟（4階）	8戸	16戸	4戸	28戸
	第2期	C・D棟（4階）	4戸	20戸	8戸	32戸

（2）小笠原の住宅事情

東京都小笠原住宅には、全世帯の約3割が居住している。

近年の入居者募集への応募者には、旧島民（帰島者）は少なく、昭和43年の返還以降、新たに島外から移住した小笠原諸島以外の出身の住民がほとんどである。

一方、小笠原村では定住施策の一つとして、昭和63年より宅地分譲事業に取り組んでおり、父島6か所、母島1か所の計7か所85区画（平均宅地面積約360㎡）を分譲している。そのうち扇浦地区において、平成15年度に21区画の分譲地を整備、平成16年度から分譲して平成29年度に販売を完了した。

今後の分譲事業については父島奥村地区において候補地の取得を進めている。

なお、小笠原村が運営する公的住宅等には、奥村地区に村営住宅が8戸設置されているほか、硫黄島旧島民が小笠原村に移住したときの一時的な住宅を確保し旧島民の定住を促進するため、小笠原村硫黄島旧島民一時宿泊所が設置されている。

（3）建築確認申請書の受付状況

昭和49年4月1日、父島、母島全域が都市計画区域に指定され、建築物を建築する場合や工作物を設置する場合は建築基準法に基づく確認申請が必要となった。

建築確認申請等は民間の指定確認検査機関に提出することも可能であるが、許可等が必要なケースで東京都知事に又は計画通知などで東京都建築主事に提出する場合は、支庁を窓口として経由する必要がある。支庁を經由する場合の手続きは支庁のホームページで周知している。

令和4年度における小笠原支庁管内の確認申請及び計画通知は指定確認検査機関分を含め20件であった。

建築確認申請件数調べ

(単位：件)

	S49～H29年度	H30年度	H31年度 (R元年度)	R2年度	R3年度	R4年度	計
専用住宅	197	1	4	4	1	2	209
旅館、民宿等	109	0	0	0	0	0	109
店舗等	138	0	1	0	1	2	142
その他	492	8	9	9	5	6	529
計	936	9	14	13	7	10	989
計画通知	1,254	13	1	6	3	10	1,287
合計	2,190	22	15	19	10	20	2,276

備考 1 併用物件は、併用の用途に計上(例＝店舗併用住宅→店舗)

2 その他(倉庫、事務所、共同住宅等)

(4) 景観形成

平成 20 年 7 月から東京都景観条例に基づき二見港を中心とする区域を「小笠原（父島二見港周辺地区）景観形成特別地区」に指定し、一定規模以上の「建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等」について届出を義務づけ良好な景観の形成を誘導している。小笠原支庁では事業者からの事前相談及び届出の受付を行っている。

平成 21 年 4 月から東京都景観計画及び東京都屋外広告物条例施行規則を改正し、父島、母島において自然公園法により指定された国立公園の特別地域以外の地域を許可区域に位置付けた。

このため原則として表示面積の合計が 5 m²を超える大きさの屋外広告物が許可対象になり、自家用広告物については表示面積が 10 m²を超えるもの、屋上へ取り付けるもの、自分の敷地でない場所に表示するものなどが禁止された。小笠原支庁では申請に基づく屋外広告物の許可を行っている。

5 都市公園

(1) 概要

昭和 51 年 10 月大神山公園が都市計画決定され、村民の野外レクリエーションの広場として、また来島者の憩いの場としての機能を併せ持つ都市公園として昭和 53 年度より整備、昭和 56 年度より順次開園を行い、現在は概成し、おもに老朽化施設の再整備を行っている。

大神山公園は、丘陵地の大神山地区と、二見湾に面する平坦地の大村中央地区に分けられる。大神山地区は、小笠原の玄関口である二見棧橋の背後に位置する丘陵地で、大神山山頂からは、二見港を始め、野羊山・洲崎・夜明山・旭山・三日月山・兄島を見渡せる絶好の展望地であり、緑地保全としての役割も果たしている。大村中央地区は、大村集落内に位置し、お祭り広場・遊戯広場を中心とし、親水護岸・砂浜等海浜

を含めた利用中心の公園であり、また、ウミガメが園内で産卵する都市公園として、多くの人々に親しまれている。

平成 20 年度から指定管理制度を導入し、現在は令和 5 年度から 5 年間の指定期間で（公財）東京都公園協会が管理を実施している。

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

大神山公園	大神山地区	大村中央地区	合 計
計 画 面 積	14.62ha	2.78ha	17.40ha
開 園 面 積	12.54ha	2.77ha	15.31ha

（2）事業内容

令和 4 年度は、大神山公園において休憩舎改修・パーゴラの設置を行った。令和 5 年度は引き続き園路などの施設を改修するほか、大神山地区外周部の急傾斜地の安全対策を進めていく。

6 自然公園

（1）概 要

昭和 47 年 10 月 16 日、小笠原諸島は父島・母島の集落及び農業地域並びに硫黄島、南鳥島、沖ノ鳥島を除いた全域及び周辺海域が国立公園に指定され、優れた自然や景観の保存を図っている。一方、観光を大きな柱とする小笠原村を訪れる観光客の利便を図るために、園地、歩道等の施設整備を行っている。（令和 4 年 10 月、小笠原国立公園指定 50 年を迎えた。）

なお、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域に指定されることに併せて昭和 50 年 5 月 17 日に南硫黄島の削除が、世界自然遺産登録に向けた推薦書類仮提出に併せて、平成 21 年 11 月 12 日に公園区域及び公園計画の変更が行われた。

(2) 国立公園区域の現況

(単位：ha)

列島	島別	公園面積	保護地域別				普通地域 (陸域)
			特別保護 地区	特別地域			
				第1種	第2種	第3種	
父島列島	父島及び 付属島	3,270	2,291	495	344	140	
母島列島	母島及び 付属島	2,230	1,514	454	190	54	18
聳島列島	聳島及び 付属島	542	542				
火山列島	北硫黄島	558	558				
その他	西之島	30	30				
計		6,630	4,935	949	534	194	18

海域…海域公園地区 779.6ha(14箇所)

普通海域…父島列島、母島列島、聳島列島：地先海岸から5km、
北硫黄島、西之島：地先海岸から2km

(3) 公園施設整備

令和5年4月現在、園地7箇所、歩道9路線を整備し、休憩舎9棟、便所5棟、展望台4箇所等を供用している。

令和5年度については利用状況や老朽化に応じて、宮之浜園地、御幸之浜園地等の再整備を進める。

母島山稜線歩道については、令和元年度に歩道付近の斜面が崩落し、現在一部の区間で通行止めをしている。令和4年度は代替ルート of 動植物調査及び斜面変位計測器を設置してモニタリングを継続中。令和5年度は代替ルートの設計等を行う。

園地

父島	三日月山園地	展望台、便所、休憩舎
	境浦園地	休憩舎、便所
	中央山園地	展望台、便所、休憩舎
	小港園地	休憩舎2棟、便所
	宮之浜園地	休憩舎、便所
母島	御幸之浜園地	休憩舎、展望台
	鮫ヶ崎園地	休憩舎、展望台

歩道

父島	三日月山線歩道	岩盤崩落の為、一部閉鎖
	電信山線歩道	2.8km
	父島海岸線歩道	8.0km
	(付帯 コベベ海岸)	休憩舎、便所
	旭山線歩道	1.1km
	初寝浦線歩道	1.3km
母島	母島山稜線歩道	斜面崩落の為、一部使用停止中
	南崎線歩道	7.4km
	西台線歩道 (付帯 北港)	1.4km 休憩舎
	東山線歩道	2.0km

(4) 公園の管理

ア 許認可事務

(ア) 国立公園内の諸行為の規制に関する申請相談、書類作成指導、現場調査、許可書または副申書作成

- (イ) 国立公園内の無許可等違反行為の監視、指導
- (ウ) 国立公園内の巡視利用指導
- (エ) 国立公園内動植物調査

イ 施設管理

園地、歩道と、これらに付随する休憩舎、便所等の点検、維持管理を行っている。

(5) 小笠原ビジターセンター

小笠原の歴史や自然を紹介するため、昭和 63 年に都市公園施設（陳列館）として開設したが、平成 14 年に東京都自然公園条例に基づく自然公園施設となり、新館を増築して平成 19 年に追加開設した。歴史文化や自然環境、世界遺産などに関するパネルや映像、標本による常設展示のほか、タイムリーな企画展示を行い、繁忙期には夜間も開館して講演会、自然体験教室などを実施している。平成 23 年度から大神山公園と一括して指定管理者制度を導入し、(公財) 東京都公園協会が管理を実施している。

第 4 世界自然遺産保全

第4 世界自然遺産保全

1 概要

小笠原諸島の豊かで独特な自然は、平成 23 年 6 月にフランスのパリで開催された第 35 回世界遺産委員会において、世界自然遺産の 4 つの評価基準（『自然景観』『地形・地質』『生態系』『生物多様性』）のうちの『生態系』の評価基準に合致するとして評価され、同年 6 月 29 日に世界自然遺産として登録された。日本における世界自然遺産は、平成 5 年に「屋久島」「白神山地」、平成 17 年に「知床」が登録されており、『小笠原諸島』は 4 番目の登録となる。世界遺産委員会の審議では、小さい島でありながら、小笠原でしか見ることのできない固有種の割合が高いこと、特に陸産貝類（カタツムリの仲間）や植物において、進化の過程がわかる貴重な証拠が残されていることが高く評価された。

東京都では、この貴重な小笠原諸島の自然を守っていくために、関係機関と連携し、世界自然遺産登録前から様々な取組を行っている。

2 ノヤギの排除

小笠原諸島では、過去に食用として持ち込まれたヤギが野生化し、森林の破壊や表土の流失、固有植物の食害等の問題が起きている。ヤギは 19 世紀初期の頃に小笠原諸島に持ち込まれたと言われており、持ち込まれたヤギは家畜として小笠原の父島、兄島、弟島、母島や平島等で放牧された。明治 9 年小笠原諸島の日本帰属が確定した後も日本本土や八丈島等からも導入され、これまでのヤギと交雑しながら繁殖していった。増えたヤギは聟島や母島属島等にも放され、各島に放されたヤギは、第二次世界大戦中には食用のため聟島列島を除いて獲りつくされ激減したが、戦後再び聟島列島のヤギが父島や父島属島の兄島、弟島、西島、南島、東島等に放された。次第に食料として利用されなくなり、野生化したヤギの数が大幅に増加し、島の生態系に大きな影響を与えるようになった。

東京都は、このような問題を解決するため、平成 9 年度から生態系や生物多様性を改善するために野生化したヤギ（ノヤギ）の排除を実施してきた。

ノヤギの排除は、特に高密度にノヤギが生息して生態系に多大な被害を与えている聟島列島から始め、平成 15 年度までに聟島列島（聟島、媒島等）のノヤギの排除作業を完了した。聟島列島のノヤギ排除の成功を受け、父島列島の兄島においては、平成 16 年度から排除作業を行い、平成 19 年度に作業を完了した。弟島においては、平成 20 年度から排除作業を行い、平成 22 年度にはノヤギの排除作業を完了した。

ノヤギの排除に成功した島では、これまでノヤギにより生育が抑えられていた在来植生が確認されている。例えば兄島ではノヤギの食害により絶滅が心配されていたウラジロコムラサキやコヘラナレン等の希少植物の個体数が増加していることが確認されて

いる。一方で、ギンネム、モクマオウ等の侵略的外来植物も拡大しており、外来植物対策が必要となっている。

平成 22 年度からは、残す父島で集中的にノヤギ排除の取組を進めている。有人島である父島におけるノヤギ排除に当たっては、有識者や研究者等から助言をいただき、罨や GPS の設置等による新たな排除手法の検討や各種モニタリングを実施して、自然環境の状況や排除効果等、随時効果検証を行いながら根絶に向けて取組を進めている。

【ノヤギの排除頭数の推移】（東京都事業分）

（単位：頭）

年度	H9～ H15	H16～ H19	H20～ H22	H23～ H27	H28～ R2	R3 (2021)	R4 (2022)	計
聳島列島・ 西島	1,478							1,478
兄島		387						387
弟島			221					221
父島			102 (H22)	1,688	893	417	543	3,643

3 父島列島の植生回復

(1) 外来植物駆除

小笠原諸島では、固有種、希少種の生育環境を維持・回復させるため、外来植物の駆除事業を実施している。東京都では、父島列島における都が管理する用地やノヤギの排除を実施している地域の周辺等において、特に侵略性の高いアカギ、モクマオウ、リュウキュウマツ、ギンネム等の外来植物を対象に駆除を実施しており、伐採による駆除のほか、自然環境に配慮しながら薬剤による駆除を行っている。

(2) 弟島のオガサワラグワ保全

オガサワラグワは小笠原の固有の樹木で、主に弟島、父島、母島に生育しているが、過去の乱伐等により個体数が減少し、現在まとまった個体群は弟島のみとなっている。

東京都では、自生個体から種子を採取し、弟島島内で植栽する取組を実施しており、島内の試験地においてポット苗によるオガサワラグワの播種育成を行うほか、試験地において育成した苗を島内の都有地に新たに植栽している。

また広根山周辺の自生個体群では、都レンジャー（後述）の調査により、近年多くの新規稚樹が確認されており、生育状況のモニタリングを実施している。



(左) 成木
(下) ポット苗



オガサワラグワ（弟島）

(3) 兄島のグリーンアノール対策

平成 25 年 3 月、兄島の南部において侵略的外来生物であるグリーンアノールが発見され、小笠原諸島世界自然遺産科学委員会は「兄島に侵入したグリーンアノールに関する非常事態宣言と緊急提言」を行った。

本提言を受け、世界自然遺産の管理機関は、健全な乾性低木林の生態系が残る兄島の保全に向けた取組を進め、東京都では、平成 28 年度から兄島で 3 番目の防除柵となる C ラインの設置を行った。C ラインは全長約 2.4 km で、上部は 90° の忍び返し構造になっており、現在もその機能を維持するため、定期的な点検や補修を行っている。



グリーンアノール防除柵（C ライン）

(4) 南島の植生回復

南島は小笠原諸島父島の南西約 1 km に浮かぶ南北約 1.5 km、東西約 400 m の小さな無人島である。石灰質の土地が隆起・沈降してできた沈水カルスト地形という特異な地形から、平成 20 年 3 月には国指定天然記念物に指定されている。

南島もかつてはノヤギが多数生息し、食害や踏圧により植生に大きな被害をもたらしていた。また、ノヤギ排除後も観光客の利用等により、島の植物が踏みつぶされ赤土がむき出しになる等の悪影響が確認された。

東京都は、南島の特異な景観を守り失われた植生を回復するため、平成 13 年度から表土の流出防止や利用経路への転石設置等の植生回復事業を実施するとともに、侵略的外来種対策として、平成 18 年度からシンクリノイガやオオバナセンダングサなどの外来植物、平成 23 年度からはネズミ類の駆除を進めている。また、東京都と小笠原村の協定により南島における適正な利用のルールを制定し運用している（後述）。

植生回復工事や利用ルールの遵守等に取り組んで来た結果、南島の自然環境は大きく回復し、現在も外来植物駆除や動植物等のモニタリング調査等を継続している。



南島の扇池

4 聳島列島の植生回復

聳島列島は父島から約 50km 北に位置し、聳島、媒島、嫁島等のいくつかの小さな無人島からなる。聳島列島は、かつては森林に覆われていたと考えられているが、ノヤギにより、植物が食べつくされ、土壌が踏みつけられ植生が破壊された。森林は草地や裸地となり、一部では激しい土壌浸食が生じ、陸域のみならず海域の生態系にも大きな影響が及んだ。

先述したノヤギ対策により、平成 15 年度にノヤギの排除作業を完了した結果、ノヤギに食べつくされていたモモタマナやタコノキ、シャリンバイ等の木本種の稚樹が、ノヤギの排除後に出現するようになり、オガサワラアザミやオオハマギキョウ等の希少種も確認されるようになった。また、海鳥類では、クロアシアホウドリの繁殖数が大幅に増加していることが確認されている。

東京都ではノヤギの排除に引き続いて聳島列島の植生回復を目指す取組を行っている。特に媒島では、ノヤギ排除後に裸地化した土壌の流出を抑制するための植生復元工事の取組を行っている。また、残存林が残る屏風山周辺において、ギンネムやタケ・ササ類等の外来種の拡大が課題となっており、自然環境の調査や外来種の対策を進めている。

5 希少動植物の保護・増殖事業

絶滅に瀕する小笠原固有の動植物の保護・増殖を図るため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種を中心とした希少動植物の保護増殖に取り組んでいる。

希少植物については昭和 61 年度より育成・増殖に取り組んできたが、平成 22 年度からは環境省直轄事業となり、東京都レンジャーの巡視により得られた情報の提供など事業協力を行っている。

アカガシラカラスバトは、一時期その生息数が非常に少なくなったことから、生息域外保全事業として平成 13 年より恩賜上野動物園で保護・増殖に取り組み、危険分散のために平成 20 年より多摩動物公園へ一部の繁殖個体を移して飼育してきた。現在では、関

係機関による生息域内保全事業として天敵であるノネコの駆除も進んでいることから、生息域内・飼育下共に個体数が増え、一定の成果をあげている。

オガサワラカワラヒワは、近年急速にその生息数を減らし絶滅が危ぶまれていることから、令和3年度より生息域外保全事業として飼育繁殖に取り組んでいる。また、令和5年度に生息域内保全事業として、オガサワラカワラヒワの繁殖地である姉島・妹島・姪島においてネズミ類の駆除計画を作成し、今後3年間で駆除を進めていく。



オガサワラカワラヒワ

オガサワラシジミは国内で最も絶滅に近い蝶類であったため、平成19年度より多摩動物公園において生息域外保全として飼育繁殖に着手し、累代飼育に成功した後は、20世代まで継続したが、令和2年度に飼育下の全ての個体が死亡し、繁殖が途絶えてしまった。野生個体は、平成30年6月に母島で確認されたのが最後であるが、本種の保存のためには、生息域内における個体の確認が必須であるため、モニタリング調査を継続している。

また、平成23年度からは、現地での保全策を強化するため、母島においてオガサワラシジミの食餌木調査（オオバシマムラサキなど）や保全施設の整備等を実施してきたが、野生個体の再確認後の対応に備え、この管理を継続している。

6 エコツーリズムの推進

小笠原諸島では、平成14年に南島と母島石門一帯を東京都の自然環境保全促進地域に指定するとともに、東京都と小笠原村で協定を締結し、平成15年4月より、東京都自然ガイドの同行や利用経路の設定・人数制限等といった適正な利用のルールを制定し、エコツーリズム事業を推進している。利用ルールの運用のほか、自然環境や利用状況の調査を実施するとともに、エコツーリズムの実質的な役割を担う東京都自然ガイドを養成している。令和5年4月1日現在の認定ガイド数は、南島で200名、石門で34名であり、継続して新規認定講習及び既認定者の更新のための講習を実施している。

特に、かつて土壌が荒廃していた南島では、これまでに植生回復や利用ルールの遵守等に取り組んで来た結果、自然環境が大きく回復したため、令和5年6月から人数や時間等の制限を一部廃止することとなった。



南島の自然環境の回復
(左) 平成 15 年、(右) 令和 5 年

7 東京都自然保護指導員（都レンジャー）

東京都レンジャー（以下、都レンジャー）は、東京都自然保護指導員の通称で、小笠原諸島の自然保護と適正利用を推進するため、平成 16 年に都独自のレンジャー制度として導入された。現在は小笠原地域の父島に 5 名・母島に 4 名配置されており、本州から約 1,000km 離れた海洋島という特殊な自然環境の中で活動を行っている。

主な活動としては、不法行為の監視及び是正指導、自然公園施設の点検及び危険箇所
の応急補修、利用マナーの普及啓発及び指導、環境教育プログラムや職場体験プログラムの実施、定期船の入出港立ち会いによる外来種対策への協力、小笠原からの動植物の違法な持ち出し防止、観光業者等への自然環境の保護と利用の促進に係る指導及び助言等、非常に多岐にわたる業務を実施している。

また、先述した東京都の世界自然遺産の保全事業と連携して国立公園内の動植物調査等も行っており、小笠原諸島の自然を守るために、都レンジャーはなくてはならない存在となっている。



都レンジャーによる歩道補修

第 5 港 湾

第5 港 湾

1 概 要

本土から隔絶して位置する小笠原諸島において、港湾及び漁港は、民生の安定と産業の振興を図るために必要不可欠である。

現在、父島に二見港と二見漁港、母島に沖港と母島漁港があり、これらの整備、管理運営を行っている。

本土と同諸島を結ぶ交通の拠点である二見港は、父島の西側の二見湾内に位置する静穏で安全な天然の良港であり、周辺海域の避難・補給基地等としての役割も担っている。

二見湾内の最奥部にある二見漁港は、年間を通じて比較的気象、海象の影響が少なく、地元漁船の拠点漁港であるとともに、周辺海域で操業する漁船の避難漁港として利用されている。

母島の南西部に位置する沖港は、母島と父島を結ぶ海上交通の結節点となっている。

母島漁港は母島の北東部の東港及び北港(湾の名称)にある天然の湾形を利用した漁港であり、周辺海域で操業する漁船の避難漁港等としての役割を担っている。

(1) 港湾・漁港施設の現況

小笠原諸島の港湾施設は、昭和43年の返還当時には、戦前に東京府が築造した小規模な施設が残っているのみであり、漁港施設と呼べるものは皆無の状態であった。

小笠原諸島の早期復興を図るため、昭和44年に制定された小笠原諸島復興特別措置法、その後の小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき事業を推進し、港湾・漁港施設の整備・改良を着実にやってきた。

二見港においては、岸壁(−7.5m)200m、岸壁(−5.0m)160mのほか、物揚場、係船浮標、上屋、船客待合所等の諸施設を整備している。

また、沖港においては、岸壁(−5.0m)180mのほか、物揚場、防波堤、船客待合所、港湾緑地施設としての脇浜なぎさ公園等の諸施設を整備している。

二見漁港においても、防波堤、岸壁、船揚場、物揚場等の諸施設を整備している。

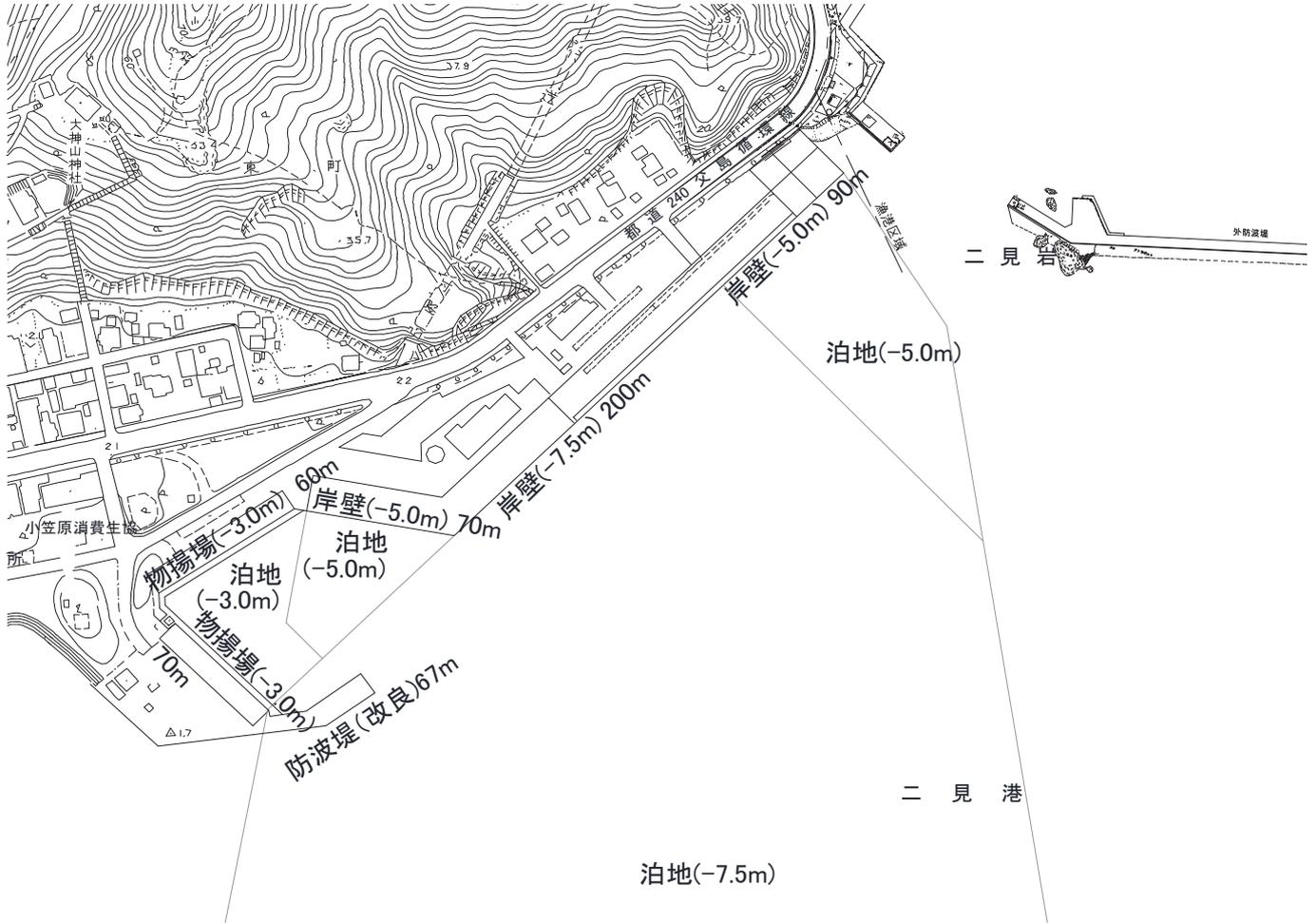
母島漁港については、昭和63年3月に第4種漁港として指定され、平成元年度から平成15年度までに取付道路350m及び防波堤293m等が完成している。

ア 港湾・漁港施設

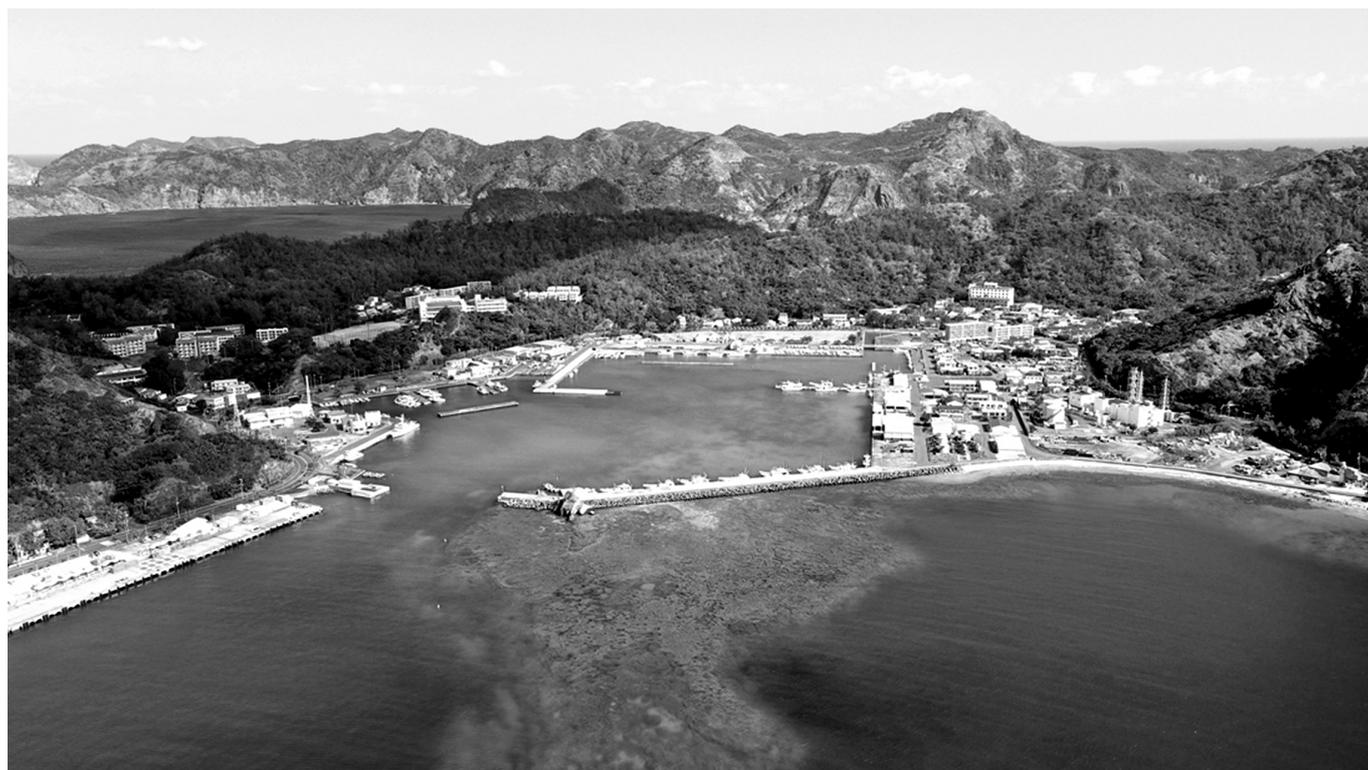
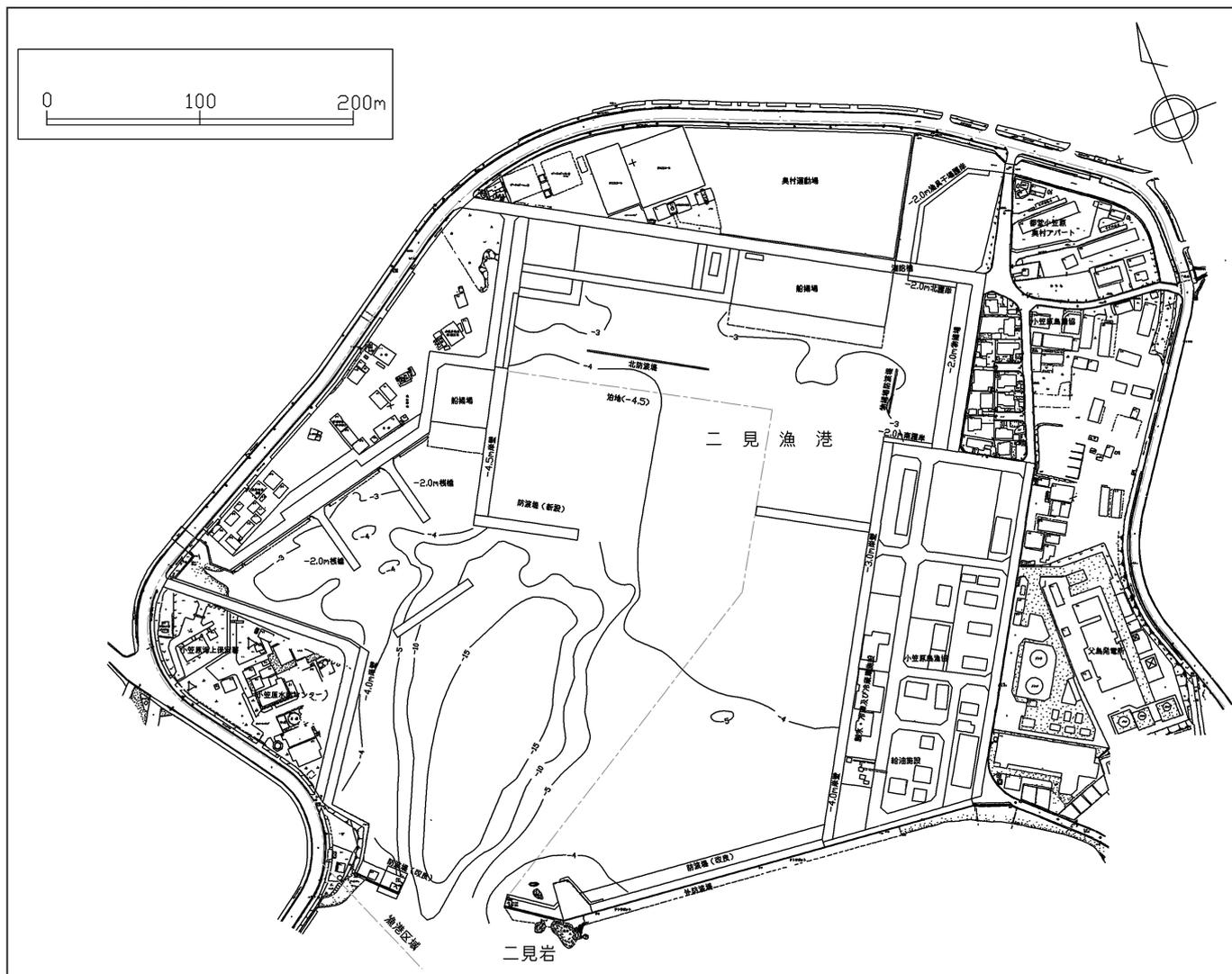
港湾名	父 島		母 島	
	二見港	二見漁港	沖港	母島漁港
種別指定	地方港湾 昭45.6.15指定	第4種漁港 昭45.6.15指定	地方港湾 昭45.8.28指定	第4種漁港 昭63.3.31指定
管理者指定	東京都 昭45.6.15指定	東京都 昭45.7.30指定	東京都 昭45.8.28指定	東京都 昭63.3.31指定
係留施設	[岸壁・棧橋・物揚場等] 470m [係船浮標] 3基	[岸壁・棧橋・物揚場等] 717m (1,003) ()は係船利用している外郭施設の防波堤を含む。 [船揚場] 5,725㎡(135m)	[岸壁・物揚場等] 522m [船揚場] 3,840㎡(70m)	[岸壁・物揚場等] 0m (70) ()は係船利用している外郭施設の防波堤を含む。 [船揚場] 2,440㎡(40m)
その他の主要施設	[道路] 313m [船客待合所] 平屋建823㎡ 1棟 平屋建117㎡ 1棟 [防波堤] 64m [上屋] 平屋建211.6㎡ 1棟 平屋建298.1㎡ 1棟 [オイルフェンス庫] 平屋建24.7㎡ 1棟 [野積場] 7,400㎡ [給水施設] (50m/m)1基 (40m/m)1基	[道路] 1,636m [橋梁] 1橋 [漁港施設用地] 18,790㎡ [防波堤] 487m [護岸] 769m [防波護岸] 100m	[道路] 512m [船客待合所] 平屋建299㎡ 1棟 [防波堤] 632m [野積場] 1,570㎡ [石積堤] 478m [人工海浜] 162m [公園緑地] 6,250㎡ [オイルフェンス庫] 平屋建25.0㎡ 1棟	[道路] 350m [防波堤] 293m
区域	三日月山三角点と野羊山三角点を結んだ線及び陸域に囲まれた水域ただし、大神山三角点より125度250mの地点から白星山三角点を結んだ線及び陸域に囲まれた水域を除く面積(395ha)	大神山三角点より125度250mの地点から白星山三角点に引いた線及び陸岸に囲まれた海面(陸域略)(39.9ha)	母島緯度測点(北緯26度38分9秒46,東経142度9分23秒06)を中心として半径1,200mの円内及び陸域に囲まれた水域(11ha)	母島臥牛角東端から石門崎東端に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに乾崎北端から北岬北端に引いた線及び陸岸により囲まれた海面(陸域略)(467.2ha)

イ 港湾施設図及び写真

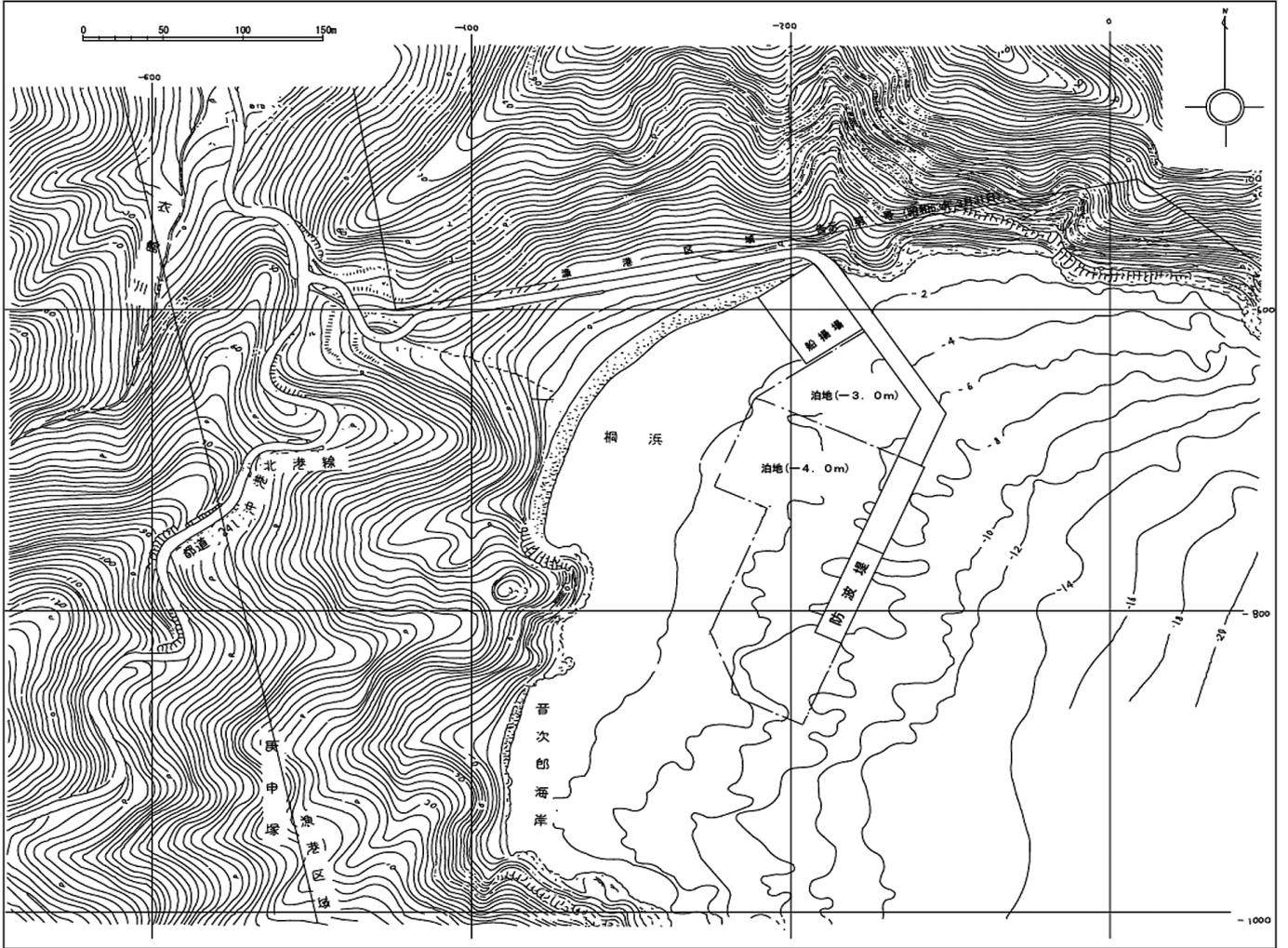
① 二見港



③ 二見漁港



④ 母島漁港



(2)港灣・漁港施設の復興事業計画、振興事業計画及び振興開発計画の成果

港灣名 年	父 島						母 島										
	二見港			二見漁港			沖 港			母島漁港							
	S44～53 (復計)	S54～63 (振計)	H元～20 (振開計)	H21～R3 (振開計)	R4実績 (振開計)	S44～53 (復計)	S54～63 (振計)	H元～20 (振開計)	H21～R3 (振開計)	R4実績 (振開計)	S44～53 (復計)	S54～63 (振計)	H元～20 (振開計)	H21～R3 (振開計)	R4実績 (振開計)	H元～20 (振開計)	H21～R3 (振開計)
泊地浚渫	39,270m ³	19,240m ³	—	795m ³	—	200,896m ²	21,053m ²	7,461m ²	—	—	77,860m ³	—	—	—	1,436m ³	13,240m ²	—
護岸(防波) 改良を含む	52.5m	—	93.3m	23.7m	—	397.7m	254m	215m	—	—	83.5m	29m	—	—	—	—	—
防波護岸	—	—	—	—	—	100m	—	—	—	—	38m	—	201m	—	—	—	—
防波堤	—	64m	—	68m改良	—	207m	150m	60m	70m	—	166.4m	330.3m	74.3m	18m	—	293m	—
岸壁棧橋 改修含む	140m	65m	313m	新船対応 20m	28m改修	265m	102m	245m	—	—	65m	—	80.0m	新船対応 20m	—	—	—
物揚場	130m	—	132m改修	—	—	104m	—	104m改修	—	—	90m	170m	115m	11m	—	—	—
係船浮標	3基	3基	3基	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道路	313m	—	—	—	—	737m	554m	204m	—	—	252.5m	280m	—	—	—	350m	—
用地造成	10,370m ²	—	—	—	—	12,635m ²	16,150m ²	543m ²	—	—	5,429m ²	—	—	—	—	—	—
その他	船揚場、待合 所、給水施設、 野積場等	—	—	—	—	消波工、船揚 場、橋梁、土留 壁護岸補修、給 水施設等	—	—	—	—	航路泊地、突堤 補強、船揚場、 野積場、給水施 設等	—	海浜整備 石積堤180m 船揚場24m 石積改良15m 沖港船倉待所 新築 なぎさ公園改 良268m等	—	用地買収 6,971m ² 船揚場 40m	—	—
事業費	1,188,433 千円	871,256 千円	6,085,356 千円	2,421,329 千円	177,749 千円	1,999,318 千円	1,672,588 千円	3,455,295 千円	3,009,085 千円	0 千円	2,166,571 千円	4,278,829 千円	5,273,815 千円	1,830,651 千円	191,202 千円	5,929,949 千円	0 千円
国 費	819,224 千円	727,156 千円	3,779,518 千円	1,686,313 千円	106,649 千円	1,830,572 千円	1,422,309 千円	2,682,526 千円	2,703,336 千円	0 千円	1,893,387 千円	3,828,013 千円	3,870,234 千円	1,489,973 千円	172,081 千円	5,245,322 千円	0 千円

2 港湾、漁港の管理運営

地方港湾である二見港(父島)、沖港(母島)は、港湾法及び東京都港湾管理条例等に基づき、また、第四種漁港である二見漁港(父島)、母島漁港(母島)は、漁港漁場整備法及び東京都漁港管理条例等に基づき、これら施設の使用許可、維持管理をはじめとする管理運営業務を行っている。

なお、二見港及び沖港は、島民の生活に密接な関係を有していることから、定期船や食品・生活物資等を積載した船舶を優先的に船席指定するなど、公共性の確保を第一に行っている。また、二見漁港及び母島漁港については、地元漁業者の産業基盤や周辺海域で操業する漁船の避難漁港として利用されるよう維持・管理している。

二見漁港においては、海洋性レクリエーションの普及に伴い、遊漁船、モーターボート等の漁船以外の船舶(プレジャーボート)と漁船との利用調整を図り、適正な漁港の維持・管理を行うため、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、一部施設の管理について、小笠原島漁業協同組合を指定管理者として運用している。

3 港湾利用状況

(1) 二見港(父島)利用状況

項目 年(1月~12月)	入港船舶		船舶乗降人員			海上出入貨物		
	隻数	総トン数	計(人)	乗込	上陸	計(t)	移出	移入
29年	8,878	1,358,234	123,808	61,979	61,829	54,551	14,049	40,502
30年	9,776	1,526,683	132,073	66,334	65,739	56,788	16,459	40,329
31年 (元年)	8,783	1,936,368	123,734	61,736	61,998	55,634	15,587	40,047
2年	8,198	926,065	62,870	31,418	31,452	60,646	17,502	43,144
3年	8,424	1,010,655	78,068	38,884	39,184	54,825	17,100	37,725

(注) 1 入港数は延べ隻数 2 資料は「港湾調査」より

(2) 二見漁港(父島)の漁船の利用状況

項目 年(1月~12月)	利用船総数 A		※利用地元船 B		利用外来漁船 C		属 地 漁獲量 (トン)	属 地 陸揚金額 (百万円)
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数		
29年	14,240	108,420	14,235	108,332	5	88	389	411
30年	14,630	131,154	14,600	130,780	30	374	432	494
31年 (元年)	14,605	102,654	14,600	102,565	5	89	317	342
2年	14,606	101,158	14,600	100,959	6	199	374	414
3年	15,345	134,990	15,330	134,795	15	195	328	367

(注) 1 利用数は延数であり、休憩、陸揚等による滞在中の日数も1日1隻とした。

2 ※は、利用延数不明のプレジャーボートは含まれない。漁船のみの数である。

3 資料は「漁港の港勢調査」より 4 A=B+C

(3) 沖港(母島)利用状況

項目 年(1月～12月)	入港船舶		船舶乗降人員			海上出入貨物		
	隻数	総トン数	計(人)	乗込	上陸	計(t)	移出	移入
29年	2,595	144,550	28,097	13,283	14,814	19,560	7,926	11,634
30年	2,776	154,266	28,408	14,182	14,226	18,162	6,298	11,864
31年 (元年)	2,665	150,403	29,172	14,534	14,630	17,542	6,968	10,574
2年	2,768	151,441	22,158	11,090	11,068	19,904	8,105	11,799
3年	2,285	150,398	22,019	11,015	11,004	25,086	7,328	17,758

(注) 前項(1)二見港利用状況の(注)と同じ

(4) 沖港(母島)の漁船の利用状況

項目 年(1月～12月)	利用船総数 A		※利用地元船 B		利用外来漁船 C		属 地 漁獲量 (トン)	属 地 陸揚金額 (百万円)
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数		
29年	8,030	53,947	8,030	53,947	—	—	90	284
30年	8,030	51,830	8,030	51,830	—	—	101	336
31年 (元年)	8,030	53,947	8,030	53,947	—	—	88	289
2年	8,031	52,346	8,030	52,341	1	5	117	195
3年	7,667	50,090	7,665	50,078	2	12	74	195

(注) 前項(2)二見漁港の漁船の利用状況の(注)と同じ

4 小笠原空港整備計画の概要

経 過

平成 3 年 11 月	運輸省の第 6 次空港整備五箇年計画に予定事業として採択
平成 7 年 2 月	空港建設予定地を兄島に決定
平成 8 年 1 月	環境庁が兄島建設に反対の意向を表明
平成 8 年 12 月	第 7 次空港整備五箇年計画に継続事業として採択
平成 10 年 5 月	空港建設予定地を父島の時雨山周辺域に決定
平成 13 年 5 月	これまでの時雨山周辺地域の調査を「小笠原空港環境現況調査結果(概要)」として公表し、閲覧開始
平成 13 年 11 月	時雨山周辺地域での空港建設計画の撤回を決定 新たな航空路案として「水上航空機案」、「硫黄島活用案」、「洲崎地区活用案」、「鴛島案」の 4 案の検討を開始
平成 20 年 1 月	村民アンケートの結果、回答した村民の 7 割強が航空路を必要と意思表示
平成 20 年 2 月	都及び村で小笠原航空路協議会を設置
平成 20 年 4 月	第 1 回小笠原航空路協議会（小笠原村で開催）
平成 20 年 10 月	第 2 回小笠原航空路協議会 小笠原航空路 P I 評価委員会設置
平成 20 年 12 月	第 1 回小笠原航空路 P I 評価委員会
平成 21 年 3 月	第 3 回小笠原航空路協議会
平成 21 年 5 月	第 2 回小笠原航空路 P I 評価委員会
平成 21 年 6 月	小笠原航空路協議会が「小笠原航空路パブリック・インボルブメント実施計画書」を策定
平成 21 年 11 月	第 4 回小笠原航空路協議会 「鴛島案」を検討から外すことを決定
平成 22 年 5 月	第 3 回小笠原航空路 P I 評価委員会
平成 22 年 11 月	第 5 回小笠原航空路協議会
平成 29 年 7 月	第 6 回小笠原航空路協議会
平成 30 年 7 月	第 7 回小笠原航空路協議会
平成 31 年 3 月	第 8 回小笠原航空路協議会
令和 2 年 7 月	第 9 回小笠原航空路協議会
令和 3 年 7 月	第 10 回小笠原航空路協議会
令和 4 年 7 月	第 11 回小笠原航空路協議会
令和 5 年 7 月	第 12 回小笠原航空路協議会

第 6 社会福祉・社会保障

第6 社会福祉・社会保障

1 概要

昭和43年6月、小笠原支庁が開設されると同時に都の実施する福祉行政は、村民課住民係で、また、村の福祉行政は、民生観光課住民係でそれぞれ行ってきた。

昭和54年4月、小笠原村が一般市町村と同じ地方公共団体として発足したことにより、小笠原支庁の実施する福祉行政は、総務課福祉衛生係が行ってきた。

昭和56年7月、東京都島しょ保健所小笠原出張所が設置されたことにより、保健衛生業務は保健所へと移管され、小笠原支庁が実施する福祉行政は、総務課行政係が行ってきた。

平成5年4月、老人福祉法及び身体障害者福祉法の一部改正に伴い、高齢者福祉事務及び身体障害者福祉事務の一部が村に移管された。

令和5年4月現在、総務課行政担当が生活保護事務、母子父子福祉事務、女性福祉事務、特別障害者（児）福祉事務、村がその他の福祉事務を行っている。都と村は、相互に連携を取り合いながら住民の福祉ニーズを把握し、福祉の充実に努めている。

2 生活保護

令和5年4月1日現在、生活保護法の被保護世帯及び人員は19世帯20人である。管内の生活保護率は、伊豆七島や都全体の保護率と比較し、非常に低いことが特徴としてあげられる。

(1) 生活保護状況比較 (令和5年4月1日現在)

	小笠原村	島部	東京都
被保護世帯数	19世帯	434世帯	230,787世帯
被保護者数	20人	483人	276,304人
保護率	7.5‰	21.1‰	19.6‰

※ 出典 福祉保健局の統計「福祉行政統計」令和5年4月 1-1・1-2表

※ 停止中のものも含む。

(2) 世帯類型 (令和5年4月1日現在)

種類	高齢	母子	障害者	傷病	その他	計
世帯数	15	0	1	2	1	19

(3) 生活保護扶助別実施状況

(令和4年度)

	保護世帯 保護人員 (実数)	保 護 の 種 類								合計
		生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	医療 扶助	介護 扶助	生業 扶助	葬祭 扶助	その他	
延世帯	236	211	127	0	178	94	0	0	0	610
延人員	248	223	139	0	182	94	0	0	0	638

※ 保護世帯・保護人員は実数であり、保護の種類とは一致しない。

(4) 保護の開始・廃止状況

(令和4年度)

区分	申請	取下げ	却下	保護開始		保護廃止	
				世帯	人員	世帯	人員
件数	2	0	0	2	2	3	3

3 児童福祉

(1) 児童の状況

(令和5年4月1日現在)

区分 地区	人口	保育所入園児 (へき地保育所含む)
父島	2,078	50
母島	444	17
計	2,522	67

(2) 児童福祉施設

村立保育所 1(父島) 村立特例保育所 1(母島)

(3) 児童に対する各種手当の支給状況

(令和5年4月1日現在)

(単位:人)

種類	児童手当	児童育成手当	児童扶養手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
地区	(国事業→村実施)	(都共同事業)	(国事業)	(国事業)	(国事業)
父島	153	24	15	0	3
母島	27	4	4	0	1
計	180	28	19	0	4

(4) 入院助産

(単位:人)

年度 地区	S54年度 ～ H29年度	30年度	31年度 (元年度)	2年度	3年度	4年度
父島	8	0	0	0	0	0
母島	12	0	0	0	0	0
計	20	0	0	0	0	0

4 心身障害者

(1) 状況

(令和5年4月1日現在)

(単位:人)

区分 性別	身体障害者手帳 交付者数			精神障害者保健 福祉手帳交付者数			知的障害者 愛の手帳交付者数			心身障害者 扶養年金加入者数			補装具交付		
	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計
男性	23	4	27	4	2	6	4	0	4	0	0	0	3	0	3
女性	15	1	16	3	3	6	2	0	2	1	1	2	1	0	1
計	38	5	43	7	5	12	6	0	6	1	1	2	4	0	4

(2) 障害別手帳交付状況

(令和5年4月1日現在)

	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語	肢体	内部	計
父島	2	1	0	24	11	38
母島	1	0	0	2	2	5
計	3	1	0	26	13	43

(3) 特別障害者(児)手当等

(令和5年4月1日現在)

	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
人員	0	0	0	0

(4) 心身障害者福祉手当

年度	30年度	31年度 (元年度)	2年度	3年度	4年度
人員	9	9	9	9	8

5 高齢者福祉

(1) 高齢人口(65歳以上)

(各年1月1日現在)

年 地区	31年	2年	3年	4年	5年
父島	300	314	322	345	340
母島	102	103	100	94	96
計	402	417	422	439	436

(2) 老人ホームへの入所状況

年度	30年度	31年度 (元年度)	2年度	3年度	4年度
入所者 (措置含む)	6	9	7	6	10
入所 待機者	0	0	0	0	0

(3) 後期高齢者医療制度対象者数 (令和5年4月1日現在)

	対象者数
父島	141
母島	52
計	193

(4) 老人クラブ(父島・母島) (令和5年4月1日現在)

	男	女	計
父島	10	19	29
母島	4	9	13
計	14	28	42

※ 令和4年度老人クラブ助成費 547,200円(都)

6 民生委員

民生委員は児童委員を兼ね、村との協力のもとに生活困窮、児童、心身障害者、高齢者、母子問題などの悩みを持つ人の相談、指導、保護にあたり社会奉仕的性格を有する。

令和5年4月1日現在の民生・児童委員数は、父島4名・母島2名であり、そのうち1名は、主任児童委員を兼ねている。

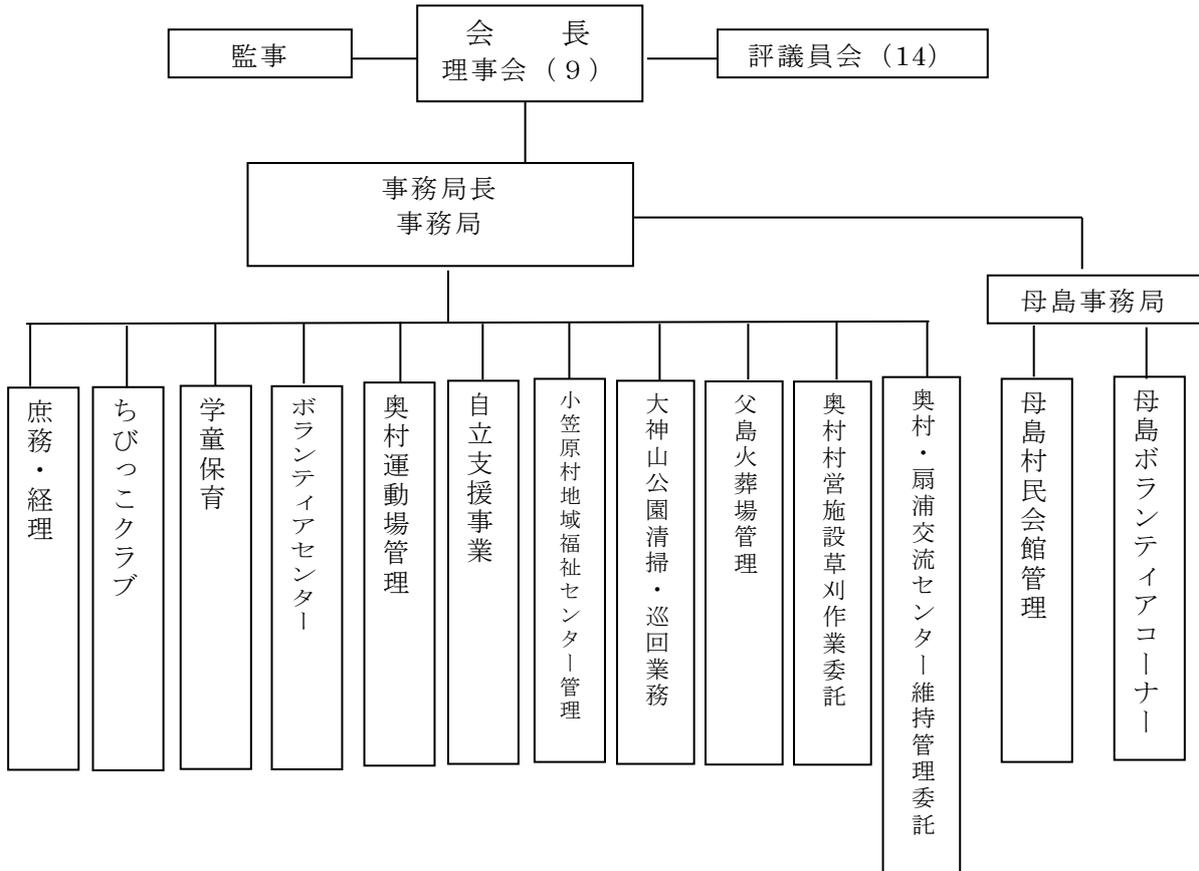
7 社会福祉協議会

小笠原村における民間の福祉活動を推進する団体として、昭和50年12月11日に結成され、昭和62年10月20日社会福祉法人となる。事務所を小笠原村地域福祉センター及び母島村民会館内に置く。

(1) 組織

- ア 理事 9名(父島6名、母島3名)
- イ 評議員 14名(父島9名、母島5名)
- ウ 監事 2名
- エ 事務局 事務局長、次長1名、主査2名、主任2名、主事5名、

小笠原村社会福祉協議会組織図



オ 会員数 (令和5年3月現在)

区分	地区		
	父島	母島	合計
個人会員	838	285	1,123
賛助会員	11	8	19
団体会員	28	9	37

(2) 事業 (令和4年度)

ア 地域福祉

福祉団体助成事業(4団体)、実習生の受入、福祉教育、福祉バザーの開催、行事の開催(世代間交流事業、郷土文化の伝承、夏休みラジオ体操)

イ 児童福祉

行事の開催(こどもの日、クリスマス子ども大会)、ちびっこクラブ運営(3才児7名、4才児7名)、学童保育とびうおクラブ運営(小学1~3年生 通年10名、夏20名)、障害児放課後支援事業ターゲットズ運営、一時預かり事業めかじきつず運営、子育て支援、チャイルドシートの貸出

ウ 高齢者福祉

行事の開催(敬老の日)、遠征ゲートボール・グラウンドゴルフ大会参加助成事業、高齢者総合相談、高齢者地域支え合い事業(村受託)(食事サービス、ほがらかサービス)、介護予防体操教室(明老会受託)

エ 自立支援事業

高齢者及び障害者就労支援、バザー運営、居場所作り

オ 地区ボランティア事業

(ア) 地域支え合いボランティア活動

食事サービス(調理・配食・回収)(登録ボランティア84名)

(イ) 高齢者ふれあいサロン活動

楽々サロン(登録ボランティア5名、活動47日)

(ウ) ボランティア団体活動支援(登録8団体)

(エ) ボランティア保険の事務取扱

ボランティア保険 父島343名、母島120名、合計463名

行事保険 父島33件、母島11件、合計44件

カ 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)契約(継続3件、終了1件)

キ 福祉資金の貸付

(ア) 生活福祉資金 貸付 新規0件、継続0件

(イ) 新型コロナ特例貸付 貸付 新規0件、延長貸付0件、再貸付0件

R4.8.31受付終了

(ウ) たすけあい資金貸付事業 貸付 0件

ク 助葬事業

葬儀コーディネートと葬具の貸出・払出

ケ 小笠原諸島戦没者追悼・平和祈念

戦没者追悼式典の開催、墓碑等の清掃・供養

コ 共同募金活動(共同募金会協力:令和4年10月1日~令和5年3月31日)

募金総額 392,935円

配分金 地域配分B 70,000円

サ 施設管理受託事業

(ア) 母島村民会館(村指定管理)

(イ) 奥村運動場(村指定管理)

(ウ) 小笠原村地域福祉センター(村指定管理)

(エ) 大神山公園清掃・巡回業務(東京都公園協会受託)

(オ) 父島火葬場管理(村受託)

(カ) 奥村村営施設草刈作業(村受託)

(キ) 奥村・扇浦交流センター維持管理(村受託)

(3) 予 算

(単位 千円)

会 計 名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計		69,989	69,303	75,087
特 別 会 計	たすけあい資金貸付事業	102	102	102
	施設管理	41,740	42,946	44,580
	ちびっこクラブ	17,037	16,770	16,738
	助葬事業	3,367	3,367	3,367
合計		132,235	132,488	139,874

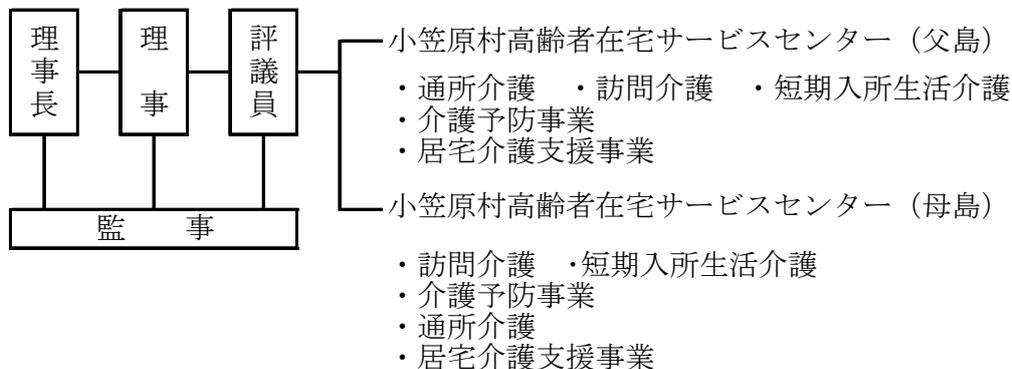
8 社会福祉法人明老会

小笠原村において福祉サービスを提供するため、平成11年3月10日に法人認可を受け設立。事務所を地域福祉センターに置き、父島では併設されている小笠原村高齢者在宅サービスセンターにおいて、母島では母島高齢者在宅サービスセンターにおいて、小笠原村からの委託を受け、介護保険制度上のデイサービス、訪問介護、ショートステイ及び補完サービスとしてのいきがいデイサービス、その他介護予防事業を実施している。

(1) 組 織

職員配置 (令和5年度)

本部統括施設長	1名
施設長	1名
管理者	3名 (うち3名兼務)
生活相談員	2名 (うち2名兼務)
介護員	9名 (うち2名兼務)
看護師	2名
サービス提供責任者	1名
栄養士	1名
介護支援専門員	4名 (うち4名兼務)
事務員	1名



(2) 事業 (令和4年度)

通所介護事業 (デイサービス)

	実施日数	利用延人員	利用実人数	1日平均利用人数
父島	247日	1,406人	15.3人	5.7人
母島	243日	1,116人	7.6人	4.6人

訪問介護事業 (ホームヘルプサービス)

	実施日数	利用延件数	実施実時間数	利用実人数
父島	253日	546件	440.7時間	5.8人
母島	300日	482件	363.00時間	3.0人

短期入所生活介護事業 (ショートステイ)

	利用日数	利用実人数
父島	162日	33名
母島	36日	10名

第 7 章 保健衛生・食品・環境衛生

第7 保健衛生・食品・環境衛生

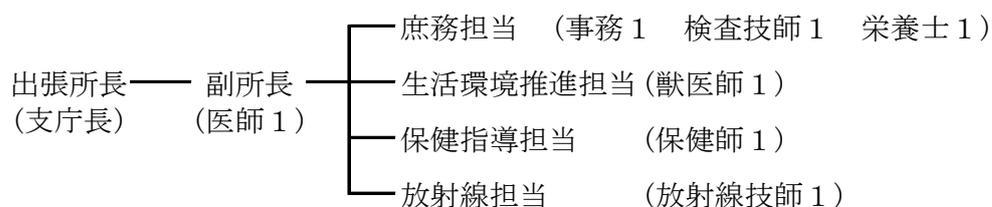
1 概要

島しょ保健所小笠原出張所が開設される以前の感染症予防、食品衛生監視等の生活衛生業務は小笠原支庁総務課で行われていた。昭和56年7月島しょ保健所小笠原出張所が開設され、これらの公衆衛生業務が島しょ保健所小笠原出張所で行われるようになった。現在、小笠原地域の公衆衛生活動は島しょ保健所小笠原出張所、小笠原村が連携して行っ



ている。島しょ保健所小笠原出張所の組織及び分掌事務は以下のとおりである。

(1) 島しょ保健所小笠原出張所の組織と職員配備



(注)出張所長は東京都保健所処務規程により支庁長の職にあるものが兼務する。

(2) 島しょ保健所小笠原出張所の分掌事務

庶務担当

- ・ 健康危機管理に係る企画調整、人口動態統計等に関すること。
- ・ 診療所、歯科診療所、薬局等医療関係施設の許可及び諸届け、医師・歯科医師、薬剤師等医療関係従事者の免許に関すること。
- ・ 衛生上の試験検査に関すること。
- ・ 保健栄養業務、栄養改善及び栄養調査に関すること。

生活環境推進担当

- ・ 飲食店、食品製造業、食品販売業の許認可及び監視指導その他食品衛生に関すること。
- ・ 旅館、民宿、理・美容所、墓地、火葬場、プール等の許認可及び監視指導その他環境衛生に関すること。
- ・ 動物由来感染症予防、動物愛護管理等に係る獣医衛生に関すること。

保健指導担当

- ・ 感染症、結核その他疾病の予防に関すること。
- ・ 精神保健福祉、難病対策等に係る保健指導に関すること。

- ・ 地域保健に係る村への技術的支援に関すること。

放射線担当

- ・ エックス線検査に関すること。
- ・ 健康診断に関すること。

2 保健衛生

(1) 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等関係法令に基づき、感染症の発生予防とまん延防止を目的に対策を進めている。

令和元年度からは新型コロナウイルス感染症対策を重点的に実施している。

ア 感染症発生届出受理件数

類型	疾患名	届出件数		
		2年度	3年度	4年度
1～5類	—	—	—	—
新型インフルエンザ等	新型コロナウイルス感染症	2	16	425

イ 結核健康診断実施状況（令和4年度）

区分	QFT 検査	X線 撮影	喀痰 検査	検診結果	
				要観察	要医療
定期外検診	0	0	0	0	0
患者家族検診	—	—	—	—	—
接触者検診	0	—	—	—	—
管理検診	0	0	0	0	0
学校・施設・町村等の検診	0	328	0	0	0
事業主	—	133	—	—	—
施設長(措置者)	—	—	—	—	—
学校長(入学者)	—	17	—	—	—
町村長(住民)	—	178	—	—	—
3年度総数	0	328	0	0	0

(2) 母子保健対策

長期療養児等に対する相談や母子保健事業等を実施している小笠原村と連携して、母子保健サービスの向上に努めている。

(3) 精神保健福祉対策

精神障害者の早期支援・受診援助、専門的相談、社会復帰支援、住民の心の健康づくりの支援を行っている。保健師による個別の相談支援や関係機関との連携、協力した支援体制の整備等を行っている。年1回、都立精神保健福祉センターによる精神保健福祉巡回相談を活用し、専門相談や講演会等を実施している。

(4) 特殊疾病対策

個別の療養支援に加え、東京都保健政策部疾病対策課による専門医等相談指導（巡回相談）を活用し、個別相談や関係者向けの研修会を実施している。

(5) 保健師活動

総合的な地域保健活動の推進を目的に、地域の人々の健康保持増進、疾病の予防と早期発見、健康の回復と社会復帰への支援等、個別支援と関係機関と協働した取組みを行っている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の管内での流行により、感染症に関する相談、支援が激増した。

保健師による個別援助活動

区分 \ 年度	2年度	3年度	4年度
家庭訪問	77	65	336
面接相談	88	54	522
電話相談	352	152	2,242
関係機関連絡・その他の相談	588	422	1,382

(6) 健康相談事業

島しょ保健所小笠原出張所では、一般健康相談、従業員50人未満の事業所を対象とした小規模企業健診、感染症法上の学校・施設等からの依頼による受託検診等を行っている。

年度	一般健康相談	小規模企業健診	受託検診等	計
2年度	0	476	42	518
3年度	7	422	68	497
4年度	8	483	66	557

※住民健診（X線検査）の数は含まない。

(7) 検査

検査は、保健所で実施している一般健康相談、事業所等から依頼の小規模企業健診、学校・施設・村等から依頼の健診・検査などの業務を行っている。

検査実施件数 (令和4年度)

区分	総数	一般健康相談	小規模企業健診	学校・施設・町村等の健診・検査	勸奨検便
X線(デジタル撮影)	1,205		396	809	
尿定性	555		200	355	
糞便培養・O-157	554				554
末梢血液一般	252		203	49	
生化学 ※	2,314		1,873	441	
血清・輸血	肝炎HBV				
	肝炎HCV				
	性感染症検査※				
	HIV検査				
心電図	361		215	146	
聴力検査	277		228	49	
計	5,518	0	3,115	1,849	554

※生化学と性感染症検査は項目数

3 保健栄養

(1) 特定給食施設指導

特定給食施設等において利用者の健康維持増進を図るため、施設の特性に応じた栄養管理が適切に行われるよう個別指導及び集団指導を行っている。

対象施設は、「特定給食施設」1施設、「その他の給食施設」4施設で合計5施設である。

給食施設指導状況 (令和4年度)

区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
		1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満かつ1日250食未満
個別指導 延施設数	16	-	4	12
(再掲)巡回指導	3	-	-	3
集団指導 開設回数	1	-	-	-
延施設数	2	-	-	2

(2) 地域連携

住民の健康づくりを推進するため、栄養改善や健康づくりに関わる関係機関のネットワーク化を図り、連携システムを構築するために、小笠原健康栄養連絡会を実施している。

(3) 地域における食生活改善普及事業

都民が望ましい生活習慣を継続して実践できる食環境づくりのため、「野菜メニュー店」の普及に取り組んでいる。

(4) 栄養表示等普及促進事業

食品表示法に規定する食品表示基準に基づく栄養成分表示等の保健事項及び健康増進法に基づく特別用途食品表示許可制度並びに誇大表示の禁止に係る表示の適正化及び普及を図ることを目的に、食品関連事業者に対する普及啓発及び相談指導等を実施している。

(5) 栄養指導

電話・来所等による専門的な栄養相談等を実施している。

4 食品衛生・環境衛生・獣医衛生

(1) 概要

ア 食品衛生業務

食品による健康被害等を未然に防止し、都民の食生活の安全を確保するため、食品関係営業者等に対して許可業務、施設の衛生指導等を行っている。また、食中毒などの健康危害が発生した際は、関係施設や食品等を検査し、速やかに原因を究明して被害の拡大と再発の防止に努めている。

イ 環境衛生業務

多くの都民が利用する旅館、理・美容所、クリーニング所、墓地、火葬場、受水槽施設、プール等の施設において、許可・確認業務を行っている。これらの施設に対して、監視指導及び検査等を実施して利用者の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

ウ 獣医衛生業務

「狂犬病予防法」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、動物の飼養に関する苦情相談対応や普及啓発、所有者や拾得者からの動物の引取りや負傷動物の収容、咬傷事故への対応、動物取扱業者の監視指導等を行っている。

(2) 食品衛生関係業態数と監視指導件数（令和4年度）

業種		総数	監視指導 件数
総数		115	305
改正前食品衛生法第52条に規定する営業		115	305
飲食店営業	飲食店営業	83	184
	旅館・ホテル	40	82
	一般飲食店	26	60
	すし屋	2	2
	仕出し屋	0	0
	弁当屋	6	21
	そう菜屋	1	15
	自動車 許可ある集団給食	3 5	1 3
喫茶店営業		1	1
菓子製造業		14	43
アイスクリーム類製造業		2	6
乳類販売業		0	6
食肉販売業		2	25
魚介類販売業		2	25
魚介類せり売り業		2	0
魚肉ねり製品製造業		2	0
食品の冷凍又は冷蔵業		0	0
清涼飲料水製造業		1	6
冰雪製造業		1	0
酒類製造業		2	2
そうざい製造業		3	5
かん詰又はびん詰食品製造業		0	2
食品製造業等取締条例に規定する営業等※		0	0
ふぐの取扱い規制条例に規定する取扱所	弁当等人力販売業	0	0
	つけ物製造業	0	0
	製菓材料等製造業	0	0
	粉末食品製造業	0	0
	そう菜半製品製造業	0	0
	調味料等製造業	0	0
	魚介類加工業	0	0
	食料品等販売業	0	0
	給食	0	0
ふぐの取扱い規制条例に規定する取扱所		0	0

※食品製造業及び食品衛生法施行細則第16条に規定する営業は令和3年6月1日の法改正により廃止

業種		総数	監視指導 件数
総数		106	238
改正後食品衛生法第55条に規定する営業		57	130
	飲食店営業	45	105
	一般飲食店	39	96
	集団給食	2	4
	自動車	4	5
	食肉販売業	1	4
	魚介類販売業	1	2
	菓子製造業	5	7
	清涼飲料水製造業	1	3
	水産製品製造業	1	2
	冰雪製造業	1	2
	冷凍食品製造業	1	2
	漬物製造業	1	3
	改正後食品衛生法第57条に規定する営業等		49
	乳類販売業	0	0
	弁当販売業	2	0
	野菜果物販売業	2	14
	百貨店、総合スーパー	1	12
	その他の食料・飲料販売業	5	50
	コーヒー製造・加工業	2	1
	調味料製造・加工業	5	5
	製茶業	1	4
	卵選別包装業	10	3
	その他の食料品製造・加工業	4	2
	行商	1	0
	集団給食施設	1	4
	その他	3	0
公衆衛生に与える影響が少ない営業		12	13

(3) 環境衛生関係業態数と監視指導件数（令和4年度）

業種	総数	監視指導件数	
総数	122	73	
理容所	2	2	
美容所	2	2	
クリーニング所(取次所)	2	2	
旅館業	102	54	
	旅館・ホテル	9	4
	簡易宿所	93	50
プール	1	5	
水道施設	2	1	
小規模給水施設	3	5	
墓地等	8	2	
	墓地	5	0
	火葬場	3	2

(4) 狂犬病予防及び動物愛護（令和4年度）

区分	総数	
犬の捕獲収容頭数	0	
引取り頭数	0	
	犬	—
	猫	—
負傷動物収容頭数	0	
返還頭数	0	
譲渡頭数	0	
動物による事故	0	
	件数	0
犬	咬傷犬数	0
	被害者数	0
苦情処理件数	0	
行政処分等	0	
	口頭指導件数	0
	注意指導書交付数	0
相談対応件数	1	
動物取扱業		
	施設数	2
	監視指導件数	2

5 小笠原村健康診断

(1) 特定健康診査

平成 20 年度より、国の医療制度改革に伴い、これまで老人保健法に基づき実施してきた住民検診の基本健康診査を終了し、新たに高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を開始した。検診項目は身体測定・検尿・血圧・心電図・肝機能・血糖・血清脂質・貧血等が実施され、必要に応じて眼底検査が行われた。対象者は 40 歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の他、30 歳代の住民、共済・社会保険等の被保険者・被扶養者等が受診した。

特定健康診査受診状況

年 度		国民健康保険	後期高齢者医療	集合契約対象	30歳代住民等
4年度	対象者	528	191		
	受診者	337 (63.8)	90 (47.1)	75	115

()内は受診率

(2) 肺がん検診

昭和 62 年度から村は「小笠原村健康診断」時に肺がん検診を実施している。

肺がん検診実施状況

年度	区分	対象者	合計	40～49歳	50～59歳	60歳以上
元年度		741	34 (4.6)	12	5	17
2年度		582	33 (5.7)	—	8	25
3年度		581	26 (4.5)	—	7	19
4年度		565	26 (4.6)	—	7	19

()内は受診率

※対象者は国民健康保険・後期高齢者医療保険の50歳以上(令和元年までは40歳以上)

※喀たん検査数のみ

(3) 胃がん検診

胃がん(消化器)検診は内視鏡による検査が実施された。

小笠原村住民健診受診状況

年度	区分	対象者	合計	40～49歳	50～59歳	60歳以上
元年度		741	152 (20.5)	34	33	85
2年度		744	159 (21.4)	34	36	89
3年度		733	162 (22.1)	31	41	90
4年度		719	104 (14.5)	11	33	60

※対象者は国民健康保険・後期高齢者医療保険の40歳以上

()内は受診率

(4) 婦人科検診

乳がん及び子宮がん検診は乳房エコー及び触診、細胞診コルポスコープ診により実施された。

婦人科検診受診状況(30歳以上)

年度	区分	対象者	合計	40～49歳	50～59歳	60歳以上	40歳未満
元年度	乳がん	837	387 (46.2)	124	77	75	111
	子宮がん		348 (41.6)	113	73	63	99
2年度	乳がん	826	391 (47.3)	117	89	84	101
	子宮がん		362 (43.8)	112	85	72	93
3年度	乳がん	816	399 (48.9)	122	89	86	102
	子宮がん		366 (44.9)	114	86	69	97
4年度	乳がん	809	389 (48.1)	122	99	86	82
	子宮がん		357 (44.1)	115	93	74	75

()内は受診率

6 医療及び避難救助

(1) 村立診療所（父島・母島各1か所）

ア 父島

昭和43年6月、日本復帰に伴い、米国の診療所を引継ぐかたちで小笠原村診療所は開設された。

その後、年々、施設・医療機材等は整備充実され、昭和53年には清瀬地区に隔離病棟を含む診療所施設を建設、平成22年5月に有料老人ホームを併設した新診療所が完成し、現在に至っている。

診療所では一般診療の他、妊婦検診、予防接種事業等も行っている。また、専門診療（保険診療）は、産婦人科を年6回、精神科を年3回、耳鼻咽喉科、眼科、小児科を年2回ずつ、皮膚科、整形外科を年1回ずつ行い、より一層の充実を図っている（父島、母島）。

イ 母島

母島診療所は、昭和47年10月に開設された。当初2階に併設されていた医師住宅は昭和59年3月、別に新たに建設されている。その後、平成6年4月にカンファレンスルームを含む2階建の診療所が新築され、平成13年度にCT装置を設置した。

診療体制も平成28年度から看護師1名が増員され3名体制となり、歯科においては、平成元年度から歯科医師が常勤となり、以前の父島の歯科医師による月1回の出張診療はなくなった。

	父 島	母 島
名 称	小笠原村診療所	小笠原村母島診療所
開設年月	平成22年5月	平成6年4月
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、産婦人科、精神科、歯科	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、産婦人科、精神科、歯科
病床数	9床	4床
職員構成	医師(3)、歯科医師(1)、看護師(9)、助産師(1)、歯科技工士(1)、歯科衛生士(1)、管理栄養士(1)、調理師(3)、臨床検査技師(1)、事務職員(4)、X線技師(1)、理学療法士(1) ※X線技師は併任職員(保健所勤務)として職員不足時に対応	医師(1)、歯科医師(1)、看護師(3)、歯科衛生士(1)
施設構成	診察室(2)、薬局(1)、X線撮影室(1)、CT撮影室(1)、相談室(1)、手術室(1)、手術準備室(1)、内診室(1)、検査室(2)、病室(8室8床)、歯科診療室(1)、技工室(1)、受付(1)、待合室(1)、事務室(1)、医局(1)、スタッフステーション(2)、浴室(2)、機械浴室(1)、洗濯室(1)、リハビリテーション室(1)、食堂(1)、調理室(1) 《隔離病棟》 病室(1室1床)	診察室(1)、薬局(1)、X線撮影室(1)、手術室(1)、ナースステーション(1)、カンファレンスルーム(1)、医局(1)、処置室(1)、浴室(1)、病室(2室4床)、歯科診療室(1)、技工室(1)、受付(1)、待合室(1)、事務室(1)、保健相談室(1)、CT撮影室(1)

(2) 急患移送

島内の医療機関で処理することが困難であり、かつ患者の生命に危急に重大な影響がある患者もしくは失明等、日常生活に多大な障害をもたらす可能性が極めて高い患者を緊急に内地の医療機関へ移送するために、海上自衛隊のヘリコプター等を要請している。



海上自衛隊救難ヘリコプターUH-60J

(出典：海上自衛隊ホームページ)

(<https://www.mod.go.jp/msdf/equipment/rotorcraft/rescue/uh-60j/>)

救 急 患 者 移 送 実 績

昭和43年度～令和4年度

年 度	件 数 (※)		人 員
	総件数	(うち海上自衛隊)	
昭和43～49	40	—	—
昭和50～63	166	(166)	185
平成 元	18	(18)	21
2	28	(26)	29
3	24	(21)	28
4	30	(30)	32
5	12	(12)	16
6	33	(27)	35
7	20	(12)	21
8	39	(30)	43
9	29	(16)	31
10	40	(30)	40
11	34	(15)	37
12	29	(30)	30
13	25	(26)	26
14	35	(33)	37
15	39	(38)	44
16	28	(28)	29
17	24	(24)	27
18	20	(20)	21
19	32	(32)	34
20	36	(36)	39
21	22	(22)	23
22	21	(21)	23
23	34	(34)	39
24	30	(30)	33
25	32	(32)	35
26	23	(23)	27
27	31	(31)	34
28	21	(20)	23
29	25	(24)	28
30	24	(24)	28
31(元)	23	(22)	23
2	16	(16)	20
3	28	(28)	29
4	20	(19)	20
計	1,131	(1,016)	1,190

※総件数の中には、海難事故等で移送された患者も含む。

※（ ）内は海上自衛隊による移送実績。ただし、平成14年9月までは第31航空群による移送のみをカウントしている。

※海上自衛隊の他に、海上保安庁や航空自衛隊の機体を使用することもある。

(3) 遭難救助

遭難救助については、附近の海上で遭難事故が発生した場合、島内の船舶が海上保安庁に協力する体制をとっている。

第 8 章 防災対策

第8 防災対策

1 防災計画

東京都地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画で、災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものである。

このうち、震災編では、都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」では、南海トラフ巨大地震により島しょ部に大規模な津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっている。また、小笠原村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。被害想定を受け、都は、南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を含めて、東京都地域防災計画（震災編）の改定に着手している。

令和4年4月現在、小笠原村では、父島二見港における最大津波高を9.8m、最大津波高の到達時間を88.3分、母島沖港では、最大津波高10.4m、最大津波高の到達時間を87.7分と想定しており、支庁では、小笠原村や関係機関と連携しながら、これらを踏まえた防災の取組を進めている。

また、遠隔離島である島しょにおいては、物資等の供給が途絶することを想定し、1週間分程度を目標に備蓄を進めるとともに、家庭内備蓄も勧奨している。

【これまでの主な災害】

昭和58年11月6日夜から7日朝にかけて父島・母島間を台風17号が北東進し、平均風速22.6m/秒、瞬間風速58.6m/秒、最低気圧932.5hPaを記録し大きな被害をもたらした。「災害救助法」のほか「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が適用され、各種の融資が行われた。また関係機関による「総合生活相談」を開設し、被災者の相談に当たった。

また、昭和61年9月28日、台風17号（雨台風）が父島の北西約10kmを通過した際、最低気圧954.6hPa、最大瞬間風速59.7m/秒を記録し、農業部門を主に大きな被害をもたらしている。

さらに、平成9年は、4月22日に台風1号が父島・母島に最接近したのを皮切りに、台風6号が6月13日に農作物に被害をもたらし、20号においては9月18日早朝に支庁入口のアコウの大木を根こそぎなぎ倒し、10月22日の24号は、瞬間風速53.9m/秒の記録を残し、25号は11月7日に日降水量約350ミリで過去30年における父島

気象観測所の最高記録を更新した。これにより、村内の各所で土砂崩れ等を引き起こした。都道の損壊3か所、家屋の全・半壊が各1戸、床上浸水1戸など大きな被害があった。

平成18年9月には、台風14号が接近し、中心気圧915hPa、最大瞬間風速58.8m/秒を記録。人的被害はなかったものの、民宿や飲食店で屋根材等が飛散し、漁業組合の資材倉庫が全壊した。また、農業部門でもビニールハウスや鉄骨ハウスが破損するほか、露地物にも大きな被害をもたらした。同年10月には台風18号が追い討ちを掛け、各方面での被害がさらに拡大することになった。

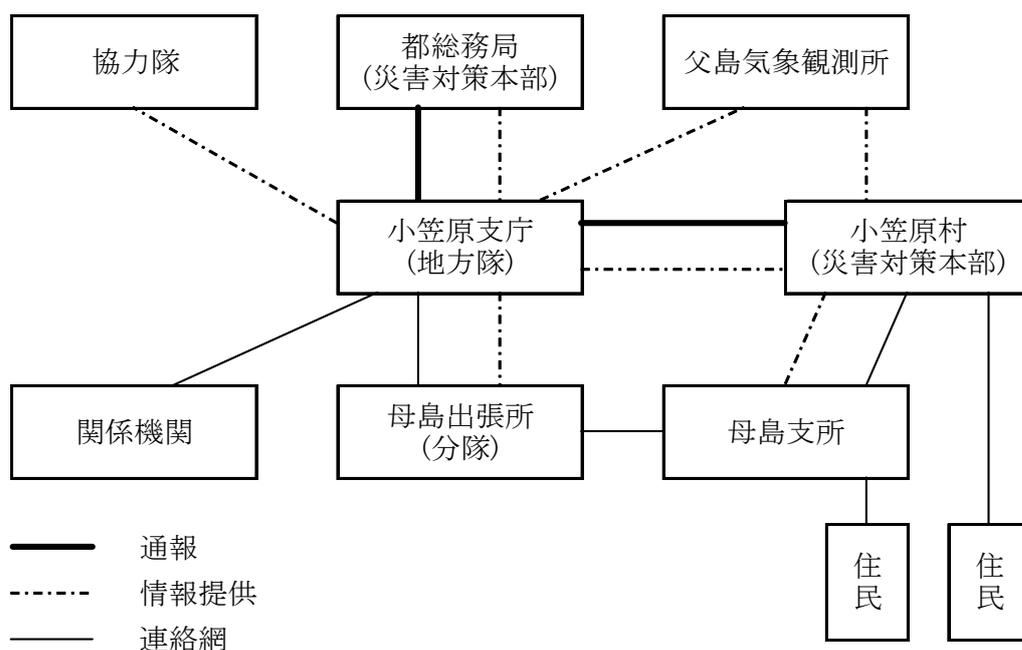
また、平成23年3月11日に東日本大震災による津波が発生した。小笠原諸島では、昭和35年のチリ津波で大きな被害があったこと、平成5年7月の北海道南西沖地震により奥尻島で多大な被害があったことから、小笠原村長は、15時30分に全島民及び観光客等に対して浸水予測地域からの避難指示を行った。避難所（父島診療所含む）には父島では約210人、母島では約40人の避難者があった。気象庁等から情報を逐次収集し津波の収束を確認し、平成23年3月12日14時に避難指示を解除した。

令和元年10月には、台風19号及び台風21号が立て続けに接近した。特に台風21号は最大瞬間風速52.7mを記録し、住居や民宿で屋根材等が飛散したり、ビニールハウス等が破損するなど、父島・母島ともに大きな被害をもたらした。

2 災害通信連絡

情報の収集・伝達、被害状況の収集・伝達等の連絡体制確保のため、防災行政無線を配備（非常用発電装置完備）し、万全を期している。

また、災害時の情報連絡系統は次のとおりである。



3 小笠原地方隊

支庁においては、東京都災害対策本部条例第2条に基づき、東京都災害対策本部小笠原地方隊を設置し、管轄区域内の地域において、東京都災害対策本部の事務を包括的に分掌するとともに小笠原村地域防災計画に基づく災害予防、災害応急及び災害復旧を援助し、また、災害救助法に基づく救助事務を執行している。

小笠原地方隊編成及び分担業務

隊長 小笠原支庁長 補佐 総務課長 特命担当 担当部長	総務課	課長	総務課長	庶務班	地方隊、総務課の庶務。動員態勢。本部長室、関係機関、母島出張所との連絡、他課に属さない事項
				財務班	庁舎等の防災、応急修理。救援物資調達。災害対策関係の財務。義援金品受領ほか
				広報班	広報・広聴。災害調査。小笠原村及び報道機関との連絡・調整。災害救援物資の搬出
	産業課	課長	産業課長	商工班	産業課の庶務。商工業の災害応急対策
				産業班	農林産業の災害応急対策
				農業センター班	農業センターの維持・管理
				水産班	水産業の災害応急対策
				海事班	水産センターの維持・管理。「興洋」の船体保持
				通信班	漁業無線局の維持・管理。通信情報収集
	土木課	課長	土木課長	土木管理班	土木課の庶務。公園施設内の災害応急対策
				道路河川班	水防活動。流木対策。道路、橋梁、堤防等の点検・整備及び復旧
				住宅班	被災者のための住宅設営・修理。被災者住宅等の応急融資
	港湾課	課長	港湾課長	港湾管理班	在港、入出港船舶の調整。港湾施設の保安・災害応急対策
	保健課	課長	島しょ保健所 小笠原出張所 副所長	保健活動班	被災者の健康管理や生活環境の確保、その他衛生管理活動に関する事項
	母島分隊	分隊長	母島出張所長	庶務班	母島における地方隊各課の対応事務
				技術班	
				営農班	
	協力隊	警察協力隊	隊長	小笠原警察署長	被災者の救出及び避難、行方不明者の捜索及び死体の検死、災害地の警備、交通の規制、その他公安に関する事項
総合事務所		所長	総合事務所長	国有財産の保安・点検	

4 避難所、災害用備蓄物資

ア 避難所

島別	場 所
父島	地域福祉センター
	村立小笠原小・中学校
	扇浦交流センター
	小笠原高等学校
	奥村交流センター
	計 5か所 1,710 人
母島	母島支所
	村立母島小・中学校
	母島診療所
	計 3か所 580 人
計	8か所 2,290 人

※収容人員は長期収容の場合の人員

イ 災害用備蓄物資

島別	保管場所	備蓄物資
父島	支庁及び備蓄倉庫	クラッカー、アルファ米、毛布、カーペット、ローソク、キャンドルランプ他
	村役場備蓄倉庫	ミネラルウォーター、アルファ米、紙おむつ、粉ミルク、消毒液、マスク他
母島	支庁母島出張所	クラッカー、アルファ米、毛布、カーペット、ローソク、キャンドルランプ他
	村役場母島支所	ミネラルウォーター、アルファ米、紙おむつ、粉ミルク、消毒液、マスク他

第9章 警察・消防・海上保安

第9 警察・消防・海上保安

1 警察

(1) 治安関係

ア 犯罪発生状況

(単位：件)

年 度	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	その他	合 計
平成 30 年	0	1	1	4	6
平成 31 年(令和元年)	0	0	1	3	4
令和 2 年	0	1	5	5	11
令和 3 年	0	0	3	1	4
令和 4 年	0	1	1	1	3

令和4年度は、凶悪犯罪（殺人、強盗、放火等）の発生は無く、特異事件としては盗撮を目的とした住居侵入事件で被疑者を、東京区検察庁に書類送致をしている。

イ 犯罪抑止対策

管内の犯罪情勢を踏まえ、次のような対策を実施している。

- (ア) 定期船の入出港時における警戒警備の強化
- (イ) 犯罪発生が予想される地区へのパトロール、戸締り・施錠の声掛け運動の推進
- (ウ) 大型連休及び夏季休暇中等における防犯意識の高揚を図るため、定期船入港時における各種キャンペーン活動や夜間パトロールを定期的を実施
- (エ) 特殊詐欺対策のポスター掲示及びパトカー広報を利用した注意喚起
- (オ) パトロール等の署外活動において宿泊施設、飲食店、農園等へのポスター掲示依頼と、チラシ配布による110番通報依頼
- (カ) 特異事案発生時における関係機関との連携とコンプライアンスの注意喚起
- (キ) DV（ドメスティックバイオレンス）等に発展する恐れがある男女間トラブル兆しの発見及び早期事件化による重要犯罪の未然防止

ウ 少年の非行防止対策

少年の健全育成のため、次のような対策を実施している。

- (ア) 小中学校、高等学校と連携による、セーフティー教室、薬物乱用防止教室等の開催
- (イ) 社会参加活動、少年柔剣道の実施による健全育成活動

- (ウ) 少年の溜り場地区の把握と防犯協会会員等との合同パトロール、補導活動
- (エ) 防犯関係機関、学校関係者との意見交換

(2) 交通関係

ア 交通事故発生状況

(単位：件)

年 度	人身事故				物件事故
	死亡事故	重傷事故	軽傷事故	計	
平成 30 年	0	0	1	1	36
平成 31 年(令和元年)	0	1	0	2	24
令和 2 年	0	0	2	2	30
令和 3 年	0	0	0	0	48
令和 4 年	0	0	1	1	48

死亡事故は、平成 7 年 8 月以降発生していない（令和 5 年 1 月 1 1 日で、死亡事故ゼロ 1 0, 0 0 0 日を達成）。令和 5 年度の交通事故件数は、5 月 3 1 日現在で人身事故 0 件（前年比± 0）、物損事故 2 5 件、父島 2 3、母島 2（前年比+ 1 4）と、物損事故が増加傾向となっている。

なお、物損事故は、2 5 件中 1 8 件が単独事故（駐車車両への接触等含む）である。

イ 交通事故防止対策

交通事故防止のため、管内実態に即した下記の対策を実施している。

- (ア) 島民、観光客に対する交通安全キャンペーン活動
- (イ) 無免許運転や飲酒運転等、悪質交通違反の指導取締り（R 5. 1. 1 0 に母島内で飲酒運転を検挙）
- (ウ) シートベルトの装着及びヘルメットの正しい着用に向けた指導取締りの推進
- (エ) 道路管理者及び関係機関と連携した道路環境の整備
- (オ) 交通安全講習会、おがさわら丸入港時のキャンペーンによる交通安全広報活動の推進
- (カ) ちびっこクラブ、保育園、小中学校、高等学校に対する出張型の交通安全教室の推進

(3) 災害対策関係

ア 山岳、水難事故防止対策

山岳、水難事故防止と事故発生時の救助活動を迅速的確に行うため、次のような

対策を実施している。

- (ア) 観光客等に対する定期船「おがさわら丸」入港時の事故防止キャンペーン
- (イ) 山岳地帯の危険箇所等の実態把握
- (ウ) 装備資器材の点検整備と習熟訓練
- (エ) 関係機関との連携強化や情報共有

イ 暴風雨、津波対策

台風や地震による津波被害から島民を安全な場所に避難誘導するため、関係機関との連携を強化し、次のような対策を実施している。

- (ア) 小笠原村地域防災計画に基づく防災訓練の推進
- (イ) 管内危険箇所の実態把握と関係機関等への連絡通報
- (ウ) 台風接近時及び地震発生時における父島観測所等関係機関からの情報収集
- (エ) 災害発生時のパトロールによる情報収集と避難誘導による二次被害の防止

2 消 防

現在、村には消防署が設置されていないので、非常勤の消防団員による消防態勢をとっている。組織、設備等は次のとおりである。

(1) 組 織 (令和5年4月1日現在)

島別	団員(条例定数)	結 成	
父島	団長 1人	昭和44年4月	35人 父島
	副団長 1人	昭和47年4月	50人 父島
	部長 1人	昭和49年4月	59人(父島44人、母島15人)
	班長 8人		(母島分団結成)
	団員 56人	昭和59年4月	60人(父島44人、母島16人)
母島	副団長 1人		(母島副分団長設置)
	分団長 1人	平成14年4月	母島副団長設置(副分団長廃止)
	班長 3人	平成30年4月	93人(父島67人、母島26人)
	団員 21人		部長新設、班長増員
計	93人	令和5年4月現在	50人(父島32人、母島18人)

(2) 設 備

島別	消防車		小型ポンプ		防火水槽	消防車庫	消火栓
父島	水槽付	2台	B2級	2台	40m3級	2か所	95か所
	ポンプ積載	1台			9基		
母島	水槽付	1台	B2級	1台	3基	1か所	23か所
			B3級	1台			

(3) 火災発生件数

	年度別	件数		年度別	件数
	父島	28年度		1	母島
29年度		1	29年度	0	
30年度		0	30年度	1	
31(元)年度		4	31(元)年度	0	
2年度		0	2年度	0	
3年度		0	3年度	0	
	4年度	0	4年度	0	

3 海上保安

(1) 沿革

昭和59年10月、小笠原諸島周辺海域の警備、救難、犯罪取締りなどを目的に、横浜海上保安部小笠原海上保安署が開設された。

令和3年3月には、巡視船「みかづき」が父島に配備され、外国漁船による違法操業等に対応するとともに、領海警備や海難救助など様々な事案への業務執行体制が強化された。

また、令和4年1月には、3階建の「船艇支援センター」が竣工し、業務執行体制に加え防災対策も強化された。

(2) 業務

ア 刑事関係

平成26年9月頃から、小笠原諸島周辺海域にさんご密漁を目的とした中国漁船団が現れ、ピーク時の同年11月には200隻以上の中国漁船が確認された。

当庁巡視船のほか、東京都及び水産庁所属船による取締りの結果、10隻11名の中国人船長等を逮捕し、平成27年1月以降、中国さんご密漁漁船は確認されなくなったが、平成31年2月に当庁巡視船が母島東南東沖の排他的経済水域内を航行している中国漁船を確認し、立入検査を実施するため停船命令を発するも逃走したことから、追跡のうえ海上保安官が移乗し、同漁船の中国人船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（立入検査忌避）で現行犯逮捕した。

引き続き、巡視船及び航空機による外国さんご密漁漁船の警戒を行っているほか、賀島列島、父島列島、母島列島のわが国領海内において行われた犯罪、その他の水域で行われ小笠原の区域又は領海に及んだ犯罪の捜査に日夜従事している。

犯罪発生状況（件）※令和5年4月1日現在

	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯	1	0	0	3	0
その他	1	0	0	0	3

イ 救難関係

関係機関と緊密な連絡体制を保ち、海難情報の早期入手に努めるとともに、船舶海難、人身海難への迅速な対応に努めている。

また、海浜事故を未然に防止すべく、小中学校生徒に対する出張型の海浜安全教室やマリンレジャー目的の来島者に対する安全指導等を推進している。

海難発生状況 ※令和5年4月1日現在

	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
船舶海難（隻）	0	0	1	2	0
人身海難（件）	5	1	3	6	0

ウ 環境防災関係

平成16年1月、排出油被害を最小限に抑えるため、官民各団体からなる「小笠原管内排出油等防除協議会」を設立し、実働訓練及び講習会を開催する等して排出油事故の発生に備えているほか、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げて海洋環境保全思想の普及に取り組んでいる。

エ その他

北西太平洋上においては、父島二見港以外に良港が無く、多くの船舶が海上荒天時や傷病者発生時に避難・緊急入域のため同港に入港することから、これに係る諸手続きの処理及び当該船舶の監視を行っている。

また、父島二見港は検疫港及び出入国港に指定されており、本州や外国へ向うヨット等の補給・中継地点となっていることから、当該ヨット等乗船者に対し、気象等に関する情報提供や安全指導を実施している。

入港船舶に対する安全指導等実施状況※令和5年4月1日現在

	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数（隻）	60	29	24	29	4



船艇支援センター

第 10 章 学校教育・社会教育

第 10 学校教育・社会教育

1 学校教育

(1) 小中学校

ア 概要

小笠原小中学校は、昭和 43 年 6 月 26 日の復帰に伴い、旧ラドフォード提督学校に開校した。規模は 8 教室、小学校児童 32 人(男 19 人、女 13 人)、中学校生徒 21 人(男 9 人、女 12 人)、教職員 8 人(男 6 人、女 2 人)であった。その後、47 年に中学校(9 教室)が完成して、同年 9 月に小中学校が分離独立した。

48 年に小学校(9 教室)が完成した。その後、50 年に校庭、52 年に体育館、53 年にプールと施設が整備されていった。また、児童生徒数の増加により、61 年に小学校 2 教室、中学校も 63 年度に 2 教室増築された。なお、校旗が 47 年に、校歌が 53 年にそれぞれ制定されている。

母島小中学校は昭和 43 年の復帰に伴い、母島への旧島民の帰島にあわせて整備され、48 年に第 1 期工事(6 教室)が完了し、同年 9 月 1 日に開校した。その後、49 年に 3 教室増築、運動場、52 年にプール、53 年に体育館、59 年に 4 教室増築と施設が整備されていった。また、62 年には運動場が再拡張された。なお、校旗が 53 年に、校歌が 60 年にそれぞれ制定されている。平成 16 年度に校舎の改築工事が実施された。

現在(令和 5 年 4 月)、小笠原小学校に特別支援学級(知的障害、情緒障害)と特別支援教室、母島小学校に特別支援教室、小笠原中学校に特別支援学級(知的障害、情緒障害)が設置されている。

イ 施設

令和 5 年 4 月 1 日現在

学校別	事項 教室数 (室)	校 舎		校地面積 m ²	体育館 m ²	プール
		面積 m ²	構造			
小笠原 小学校	普通 8 特別 3	1,561	鉄筋コンクリート	13,394	796	小笠原中と共用
小笠原 中学校	普通 3 特別 7	1,229	鉄筋コンクリート	4,325	小笠原小と共用	25×11m
母 島 小中学校	普通 7 特別 10	2,395	鉄筋コンクリート	10,434	784	25×11m

ウ 児童生徒数

各年 5 月 1 日現在

年度	小笠原小学校		母島小学校		小笠原中学校		母島中学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
平成30年度	168	6	27	6	55	3	8	3
平成31(令和元)年度	170	6	28	6	57	3	11	3
令和2年度	150	6	31	6	67	3	5	3
令和3年度	138	6	32	6	71	3	12	3
令和4年度	134	6	33	6	74	3	13	3
令和5年度	133	6	28	6	67	3	14	3

エ 教職員数

各年 5 月 1 日現在

年度	区分			
	小笠原小学校	母島小学校	小笠原中学校	母島中学校
平成30年度	15	11	15	12
平成31(令和元)年度	15	13	15	12
令和2年度	15	11	17	11
令和3年度	15	12	15	12
令和4年度	15	12	17	12
令和5年度	16	12	16	12

※臨時職員除く

(2) 高等学校

ア 概要

米軍統治時代、小笠原の唯一の教育機関は、米軍関係者の子弟の教育のために設立されたラドフォード提督学校(Admiral Arthur Radford Elementary School)であったが、島民の子弟の教育も併せて行っていた。9年制のラドフォード提督学校(昭和40年までは7年制)の初等・中等教育を修了し、高等学校進学を希望する者は、米軍の援助によりグアムのハイスクールに親元を遠く離れて進学しなければならなかった。7年制の時代はジュニアハイスクールの2年生へ、9年制の時代はシニアハイスクールの1年生へ入学していた。

小笠原諸島返還に先立ち、政府と東京都はそれぞれ現地調査団を派遣したが、島民から高等学校設置の要望を強く受けた。返還後、その適地を奥村旭山山麓と定め、困難な用地造成ののちプレハブ校舎を建設し、返還翌年の昭和44年4月24日に校長以下10名の教職員と23名の生徒により開校式・入学式を執り行った。

開校当初は2・3年生全員がグアムのハイスクールから転入、1年生も中学2年生までは米軍時代の英語教育を受けてきた生徒であったことから、日本語教育がベースとなっていた。各教科指導についても特段の工夫が必要であった。数年間はこの状態が続き、昭和52年、義務教育の全課程を日本の教育で通した生徒が入学して

来た時から、一般の高校と同様の授業を行うことができるようになった。

返還直後に建築したプレハブ校舎は、時の経過とともに老朽化が進み、体育館もなく、グラウンドもないに等しい狭さであったため、将来の高校教育の充実を考慮し、移転改築をすることとした。

改築事業は清瀬の山林(国有地)を購入し、昭和 57 年度の測量・地質調査を皮切りに 7 年計画で開始され、昭和 59 年度、60 年度用地造成。61 年度教室棟及びグラウンド完成。62 年 4 月奥村旧校舎から清瀬新校舎に移転して授業開始。62 年度管理棟完成。そして 63 年度には体育館が完成した。

その後、平成 25 年度には新たに武道場棟を建設し、平成 29 年度からは老朽化した校舎の改修工事を実施した。

これらの高校の施設は、在校生徒への教育活動だけではなく公開講座・体育施設及び図書館開放事業を行うことにより多くの村民に利用されている。

一方、母島は父島に遅れること 4 年、昭和 47 年度に帰島が開始された。母島からは昭和 47 年度に 1 名、49 年度に 2 名が入学してきたが、海上 50km の距離は父島に寄宿しなければ通学不能であった。

東京都教育庁は、母島島民の強い要望を受け、一時的措置として小笠原支庁職員住宅 1 棟を借用してその宿舎に充てた。そして、昭和 50 年度に東京都立小笠原高等学校寄宿舎(ぎんねむ寮)を建設し、昭和 51 年 5 月に開寮した。このときの入寮生は 3 年生女子 2 名、2 年生男子 1 名であった。

その後、昭和 63 年度及び平成元年度に 5 室 10 名分、200m² の増築を行い、8 年度には 2 室 4 名分、食堂、学習室の増築 153m² 及び厨房の改修を行った。

なお、小笠原高校の校章は昭和 49 年の創立 5 周年に、校歌は昭和 54 年の開校 10 周年記念式典の時に制定され、平成 31 年 4 月に創立 50 周年を迎えている。



イ 生徒数

令和5年5月1日現在

単位：人

学年	定員			在籍人員		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
1 学年	15	15	30	13[1]	16[1]	29[2]
2 学年	15	15	30	9[1]	7[2]	16[3]
3 学年	15	15	30	10[0]	4[1]	14[1]
合 計	45	45	90	32[2]	27[4]	59[6]

[]内書は寄宿舎入寮生で内数

ウ 卒業生徒数

第1回(昭和45年3月16日)から54回(令和5年3月4日)まで

単位：人

卒業年度	昭和44 ~53年度	昭和54 ~63年度	平成元 ~10年度	平成11 ~20年度	平成21 ~30年度	平成31年度 (令和元年度) ~令和4年度	合 計
男 子	46	38	85	70	81	25	345
女 子	53	40	86	75	79	34	367
合 計	99	78	171	145	160	59	712

エ 校 舎

単位：m²

区分	名 称 等	面積
敷地	建物敷地	7,377
	グラウンド	8,517
	その他	20,324
	計	36,218
建物	管理棟 (鉄筋コンクリート造 平屋)	522
	特別教室棟 (鉄筋コンクリート造 2階建)	488
	普通教室棟 (鉄筋コンクリート造 3階建)	884
	武道場棟 (鉄筋コンクリート造 3階建)	938
	陶芸室 (鉄筋コンクリート造 平屋)	8
	グラウンド倉庫 (鉄筋コンクリート造 平屋)	24
	体育館 (鉄筋鉄骨コンクリート造 3階建)	2,389
計	5,253	

オ 寄宿舍

単位：㎡

区分	名 称 等	面積
敷地		984
建物	鉄筋コンクリート造 2階建	607

※ 収容定員 男子 12 名、女子 14 名（1 室 2 名） 合計 26 名

2 社会教育

(1) 概 要

郷土資料館としてローズ記念館が昭和 62 年母島に開館。図書館としては、地域福祉センター、母島村民会館、高等学校の各図書室が利用されている。各種文化団体による独自の活動及び文化祭が行われている。

体育施設は運動場が父島、母島に整備されている。村民の親睦とスポーツを通じて健全なる精神と体力の向上を図るため小笠原村体育協会が昭和 47 年に設立され、以後スポーツ活動の核心として村民にスポーツを普及している。また、昭和 55 年に父母交流スポーツ大会が開催され、以後継続されている。小中学校体育館、高等学校の体育館、グラウンドが開放され、村民に利用されている。

(2) 郷土資料館（ローズ記念館）

ローズ記念館利用状況

年度	入館者数 (人)	開館日数
平成30年度	5,783	299
平成31(令和元)年度	4,946	288
令和2年度	2,416	239
令和3年度	3,428	287
令和4年度	4,554	302

(3) 文化事業・活動等

年度	事業名
平成30年度	平成31年成人式 南アルプス市中学生交流(来島) 東京都交響楽団(弦楽四重奏 ソプラノ) 文化サークルフェスティバル
平成31年度 (令和元年度)	令和2年成人式 南アルプス市中学生交流(訪問) 東京都交響楽団(弦楽四重奏 ソプラノ) 文化サークルフェスティバル
令和2年度	令和3年成人式
令和3年度	令和4年成人式 東京都交響楽団(弦楽四重奏 ソプラノ)
令和4年度	生活文化振興事業(寄席)島しょ

(4) スポーツ

ア 施設

(ア) 施設の状況

島・名称	区分	会議室	テニスコート		グラウンド		ゲートボールコート	
			面数	照明	面数	照明	面数	照明
父島 奥村運動場		1	3	有	1	無	2	一部有り
母島 評議平運動場		1	2	有	1	有	—	—
母島 元地ゲートボール場		—	—	—	—	—	1	有り

(イ) 利用状況

奥村運動場

利用者延人数(人)

年度	会議室	テニスコート	グラウンド	ゲートボールコート
平成30年度	3,224	12,250	5,870	3,362
平成31(令和元)年度	2,939	12,847	6,780	1,510
令和2年度	1,351	10,246	5,154	1,146
令和3年度	2,177	9,465	4,416	1,039
令和4年度	2,632	8,667	4,395	1,181

評議平運動場

利用者延人数(人)

年度	テニスコート	グラウンド
平成30年度	455	1,050
平成31(令和元)年度	349	802
令和2年度	595	870
令和3年度	593	621
令和4年度	641	1585

イ スポーツ大会等

年度	事業名
平成30年度	第36回父母交流スポーツ大会(父島)
	第46回小笠原ロードレース大会
	第45回母島返還祭スポーツ大会
平成31年度 (令和元年度)	第37回父母交流スポーツ大会(父島)
	第47回小笠原ロードレース大会
	第46回母島返還祭スポーツ大会
令和2年度	新型コロナ感染症対策の為実施大会なし
令和3年度	新型コロナ感染症対策の為実施大会なし
令和4年度	第50回小笠原ロードレース大会(父島)

3 文化財

(1) 概要

小笠原村は、特別天然記念物のメグロをはじめ学術上貴重な文化財を有している。
また小笠原村文化財保護審議会において、文化財の保護・活用に取り組んでいる。

(2) 文化財の種類等

区 分		件数
国指定	特別天然記念物	鳥類 2
	天然記念物	哺乳類 1
		鳥類 2
		昆虫類 10
		陸貝 1
		その他 2
		地質鉱物 1
		区域 1
東京都指定	史跡	1
	旧跡	3
	有形文化財	古文書 4
		歴史資料 1
	有形民俗文化財	1
無形民俗文化財	民俗芸能 2	
小笠原村指定	有形文化財	古文書 3

第 11 通 信

第 1 1 通 信

1 電 話

(1) 概 要

小笠原諸島における電話サービスは、昭和 58 年 2 月 17 日母島の交換業務開始によって、父島と母島間は自動化されたが、対本土間は依然として手動交換による待時通話方式であった。

昭和 58 年 2 月 4 日種子島宇宙センターから国産の N-2 ロケットによって打ち上げられた通信衛星 CS-2a（打ち上げ後さくら 2 号 a と命名）を介して、昭和 58 年 6 月 21 日午前 10 時父島・母島ともに全国ダイヤル即時網に編入され、対本土間のダイヤル即時通話が可能となるとともに、名称も従来の小笠原父島電報電話取扱所から小笠原父島電報電話局と改称した。

昭和 60 年 4 月 1 日、日本電信電話公社は日本電信電話株式会社（NTT）に生まれ変わるとともに平成元年 4 月 1 日に当電話局の名称も NTT 小笠原父島営業所と改称した。

その後、NTT 東京支店管内の営業窓口は全て閉鎖となり、サービスに関する窓口は 116 番等で受け付けている。

平成 22 年の海底光ケーブルの陸揚げにより、小笠原の通信は海底光ケーブルにて、固定電話、モバイル通信、インターネット通信、専用線を運用することとなった。令和 4 年には局舎屋上の 2 基のパラボラアンテナを撤去した。

(2) 沿 革

昭和 43 年 9 月 15 日	磁石式交換機で父島島内交換業務開始
昭和 44 年 3 月 30 日	対本土と待時式通話開始（2 回線）
昭和 48 年 4 月 9 日	対本土への回線増設（4 回線）
昭和 50 年 10 月 17 日	交換機の更改（クロスバ式交換機に取り替え）
昭和 51 年 12 月 25 日	対本土への回線増設（6 回線）
昭和 52 年 12 月 23 日	母島に公衆電話 3 箇所開通（父島と無線で接続）
昭和 56 年 6 月 10 日	対本土への回線増設（9 回線）
昭和 57 年 10 月 15 日	父島に新局舎完成
昭和 58 年 2 月 17 日	電子式交換機で母島交換業務 父島の交換機も電子式交換機に更改
昭和 58 年 6 月 21 日	父島、母島共に全国ダイヤル即時網に編入 小笠原父島電報電話取扱所の名称を小笠原父島電報電話局と改称

昭和 59 年 7 月 1 日 級局に伴う基本料改定

昭和 60 年 4 月 1 日 日本電信電話公社から日本電信電話株式会社
(NTT) として新会社発足

昭和 63 年 2 月 19 日 東京 23 区への通話料金の改善 (隣接料金適用)

平成 元年 4 月 1 日 電報電話局の名称を営業所に変更
NTT 小笠原父島の愛称でスタート

平成 8 年 11 月 29 日 父島、母島共にデジタル交換機に更改

平成 9 年 12 月 5 日 父島、母島共に ISDN サービスを開始

平成 11 年 3 月 31 日 夜明山、三日月山、電波停止 (旧設備廃止)

平成 11 年 4 月 24 日 NTT-DoCoMo(mova) 父島サービス開始

平成 11 年 7 月 1 日 名称変更 (東日本電信電話(株) 小笠原父島営業所)

平成 11 年 12 月 18 日 NTT-DoCoMo(mova) 母島サービス開始

平成 13 年 12 月 28 日 営業所の統廃合により小笠原父島営業所の廃止
お客様サービスは立川営業所へ移行

平成 15 年 12 月 26 日 立川営業所の廃止に伴いお客様サービスは 116 番へ移行

平成 18 年 6 月 8 日 NTT-DoCoMo (FOMA) サービス開始

平成 19 年 3 月 29 日 AU (KDDI) 父島サービス開始

平成 20 年 11 月 5 日 天気予報サービス「177」において小笠原諸島の天気予報
を提供

平成 21 年 12 月 18 日 東京都建設局は、八丈島～小笠原父島、母島の海底光ケ
ーブル(約 800Km) の整備・保守事業者を NTT 東日本に
決定

平成 22 年 10 月 14 日 小笠原父島へ海底光ケーブルの陸揚げを開始

平成 23 年 3 月 16 日 海底光ケーブルでの情報サービスの提供を開始

平成 23 年 7 月 1 日 地上デジタル放送を村営光ケーブルでの提供を開始

平成 23 年 7 月 1 日 SoftBank(ソフトバンクモバイル) 父島サービス開始

平成 23 年 7 月 1 日 SoftBank(ソフトバンクモバイル) 母島サービス開始

平成 24 年 7 月 23 日 父島～母島間の電波停止

平成 26 年 7 月 1 日 名称変更 (株式会社 NTT 東日本 - 南関東 小笠原父島
サービスセンタ)

令和 2 年 8 月 28 日 父島～母島間の電波停止

(3) 加入電話契約数

(NTT 東日本ホームページ「電気通信役務契約等状況報告」から)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
契約数	950	921	654	627	591

(4) 携帯電話

通話可能エリア

(令和4年4月現在)

島名	NTT ドコモ	a u	Softbank
父島	北部・中央部	北部・中央部	北部・中央部
母島	中央部	中央部	中央部・南部

※ 上図に掲げる地域が使用可能となっており、各社とも村役場周辺等の市街地を中心にサービスエリアを展開している。
(各社ウェブサイトのサービスエリアページから)

2 郵政業務

日本郵政公社は平成19年10月1日、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の5社に分割民営化されたが「ゆうパック」(小包郵便物)を含む郵便物の配達・引受けはこれまでどおりであり、島民の利便性は損なわれていない。

また、小笠原郵便局内、二見港船客待合所に設置されたATMもこれまでどおりであり、貯金関係業務についても民営分社化による島民への影響はない。

平成24年4月、郵政民営化法改正法が成立し、郵便事業株式会社と郵便局株式会社は平成24年10月1日統合され「日本郵便株式会社」となったが、集配業務はいままでどおりの扱いである。

令和3年4月1日より簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第7条の規定に基づき、日本郵便株式会社との業務委託契約による業務を行うため、母島支所内に簡易郵便局を設置し、営業している。

3 テレビ受信

昭和 59 年 5 月、実用放送衛星（ゆり 2 号 a）を介して、NHK 衛星第一放送が開始された。次いで昭和 61 年 12 月、NHK 衛星第二放送が開始された。

平成 8 年 4 月、郵政省による電気通信格差是正事業の一環として、東京都が「小笠原地区テレビ放送難視聴解消事業」を実施した結果、通信衛星（JCSAT-3）を介し、新たに NHK 総合、同教育テレビ、在京民放 5 局に MX TV を加えた都内同様の地上波テレビ放送が視聴可能になり、各家庭では、NHK 衛星放送は VHF 受信アンテナにより、地上波テレビ放送は UHF 受信アンテナを設置することにより視聴できるようになった。

これに伴い、小笠原村では「小笠原村テレビ視聴管理組合」を設立し、地上波テレビ放送視聴者からの利用料徴収やテレビ放送施設の管理運営などを行ってきた。

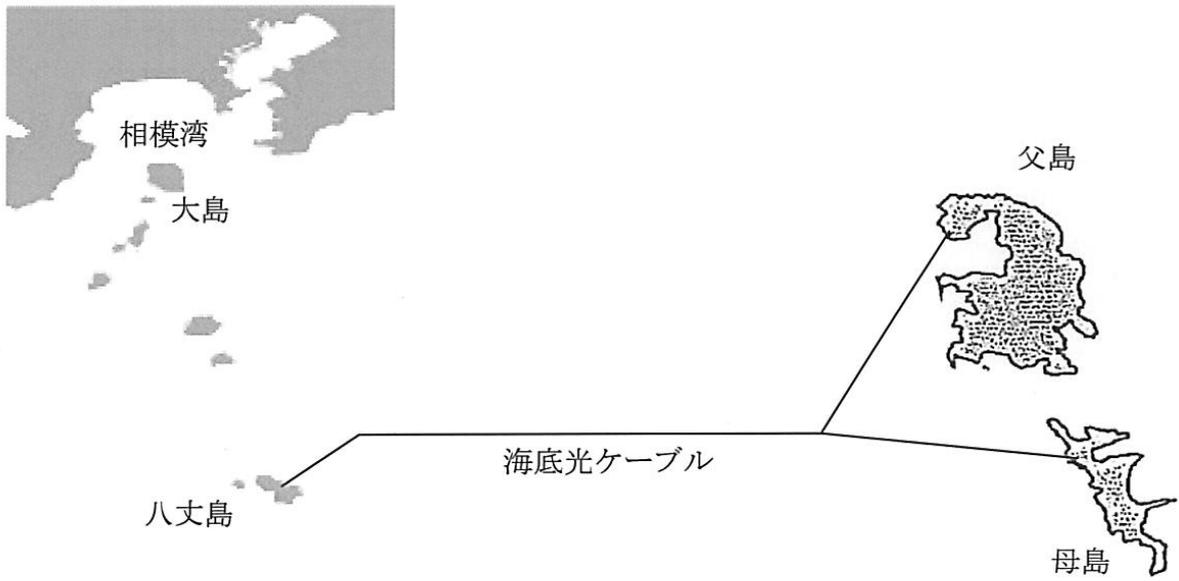
平成 23 年 7 月のアナログテレビ放送終了による地上デジタル放送への移行に伴い、小笠原村は平成 22 年 4 月に有線テレビジョン事業者認可を取得し、地デジ難視聴対策衛星放送を一括受信し、情報基盤整備事業にて整備した島内光ケーブル網（FTTH）を利用して、テレビ放送波を配信する有線テレビ事業を開始した。平成 8 年より行っていた通信衛星を介した地上波テレビ放送（UHF）は、平成 22 年 6 月末をもって運用を終了した。

また、国は、平成 21 年度 1 次補正予算による「地域イントラネット基盤施設整備事業」を実施する都に対して補助金の交付を決定し、都はこの事業により、八丈島から小笠原村父島及び母島まで海底光ファイバーケーブルを敷設し、小笠原村内にある既設の村営 FTTH 網へ接続し、それを電気通信事業者等に貸与することにより、村民へ地上デジタル放送を提供することとした。

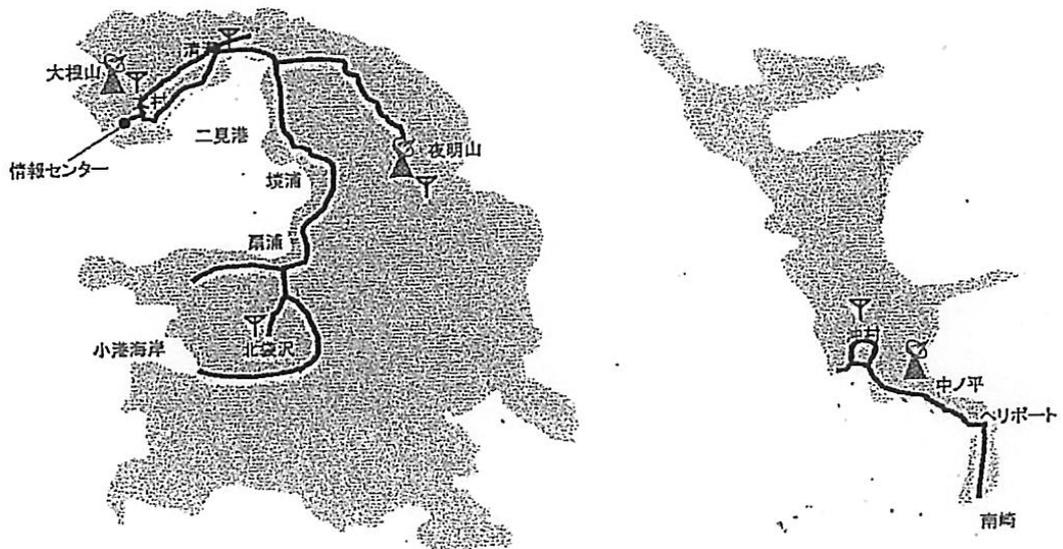
平成 23 年 3 月に八丈島-父島・母島間に海底光ファイバーケーブルが完成。小笠原村ケーブルテレビとして、平成 23 年 7 月より地上デジタル放送を開始し、視聴可能となった。

（参考）令和 5 年 4 月 1 日現在加入者数 1,242 世帯・事業所

平成23年7月以降の小笠原のテレビ受信システム



村内光ケーブル網



4 インターネット

小笠原村でのインターネットの普及は、平成 9 年 12 月に NTT より父島、母島において ISDN サービスが開始された頃から村民の利用者が増え始めたが、接続料の定額サービスは適用されず、村民の利用者は高額な通信料を負担していた。

それ以降本土では、ISDN 回線より高速な ADSL 回線による定額接続サービスが開始され、インターネット接続は ADSL 回線による定額接続サービスが主流となったが、通信事業者が小笠原村内で提供する本土～小笠原間の通信回線は衛星回線に限られていたため、ISDN サービス以外の通信サービスは提供されなかった。

小笠原村では、平成 17 年度に実施した村内の情報通信整備事業により村内の基幹光ケーブル網を整備し、翌平成 18 年度事業として村内の各世帯への IP 告知端末設置事業を実施し、村内の FTTH 網整備を完了した。この FTTH 網を利用し、村民からの要望の大きかった定額によるインターネット接続サービスを小笠原村が通信事業者となり、衛星通信事業者の JSAT の回線を利用して、平成 19 年 10 月よりサービスを開始したが、衛星経由ということで通信速度は、ISDN 回線の 128kbps よりも早いものの 1 回線あたり上り 2Mbps、下り 10Mbps の回線を 10 回線使用して、村民への常時接続サービスを提供してきた。

平成 23 年 3 月に八丈島～小笠原間の海底光ケーブルが敷設されたことにより、本土との高速大容量な通信回線が利用可能となった。これにより、平成 23 年 7 月から通信衛星を介した接続サービスから光ケーブルを介したインターネット接続サービスへ移行した。

令和 2 年 9 月から、小笠原村が整備した FTTH 網を IRU 契約にて電気通信事業者に貸与する方式により、民間ブロードバンドサービスへ順次切替工事を行い、これまで受けることができなかった民間事業者による様々なサービスを受ける事が出来るようになった。

これを受けて、小笠原村によるインターネット接続サービス事業は、令和 3 年 3 月末をもって終了した。

第 12 章 電力関係

第 1 2 電力関係

1 概要

小笠原では東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター小笠原事務所が、父島と母島の内燃力発電所（ディーゼル発電機）で電力を発電し、供給・保守を行っている。

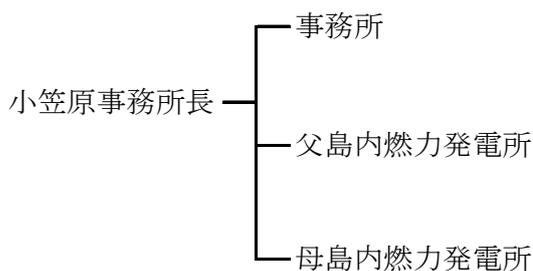
父島返還直後は旧米軍の電力設備を継続して使用していたが、昭和 47 年に出力 1,200 k w の発電所を奥村に建設して旧設備を廃止した。その後電力需要の増加にあわせて、昭和 51 年に 600 k w、昭和 62 年に 1,000 k w を増設して対応していたが、人口の増加と安定供給のうえから、平成 9 年 7 月に 1,500 k w を増設して、総出力 4,300 k w で父島の電力供給を行っていた。平成 19 年 3 月には昭和 47 年に設置した発電設備 600 k w × 2 台を廃止 1,200 k w 1 台を新設する更新工事を完了した。

平成 30 年 6 月には昭和 51 年に設置した発電設備 600kw を廃止して 1,500kw 1 台へ増設する更新工事を完了して、現在は総出力 5,200kw で父島の電力を供給している。

配電設備は返還後、日本の基準にあわせて逐次取替増設を行い現在に至っている。

母島の電力設備は、昭和 49 年に東京都の電力施設であった発電設備（160 k w × 2 台）と配電設備を引継ぎ、供給・保守を開始した。その後、昭和 54 年に 160 k w を増設、その後平成 2 年、平成 9 年、平成 22 年、平成 23 年に 240 K w 各 1 台の新設を行い、旧設備の 160 K w 発電設備すべての更新が終了し、現在総出力 960 k w で電力を供給している。

2 組織



3 サービス区域の供給電圧・周波数

サービス区域		父島	母島	供給方式	
供給電圧	高圧電力	6.6kv	3.3kv	3相3線	
	低圧電力	動力	200v	200v	3相3線・単相2線
		電灯	100/200	100/200	単相2線・単相3線
周波数		50Hz			

参考；島しょ部における発電設備概要（令和5年6月末現在）

単位；k w

	内燃力（ディーゼル） 発電設備	その他 発電設備	総出力
大 島	15,400		15,400
利 島	920		920
新 島	7,700		7,700
式根島	0	新島より海底ケーブルで送電	
神津島	5,100		5,100
三宅島	6,500		6,500
御蔵島	720	水力；50	770
八丈島	15,100		15,100
青ヶ島	760		760
父 島	5,200		5,200
母 島	960		960

父島内燃力発電所（父島 奥村）



第 13 章 上下水道・清掃

第 1 2 上下水道・清掃

1 水道事業

昭和 43 年 6 月、小笠原諸島の返還に伴って最も急がれた事業は、急増が予想される人口に対する良質な水の安定的供給事業であった。

当初は、復興という特別な事業のため「暫定措置等に関する法律」によって水道法の適用を受けない水道として運営されたが、昭和 48 年に父島、母島とも簡易水道としての事業許可を受けた。平成 25 年度には父島と母島の事業統合に関わる一連の申請と届出を済ませ、平成 26 年 4 月 1 日から小笠原村簡易水道としての事業を開始した。

(1) 父島

昭和 43 年度の緊急給水対策工事等を経て、昭和 44 年度から「小笠原諸島復興計画」による水道施設の建設が開始された。

井戸の増設や旧ダムの改修、浄水場の建設等を昭和 45 年度までに行い、昭和 46 年度より時雨ダム等の水源施設等の本格的な対策を実施し、創設事業及び第一次拡張事業を昭和 53 年度までに完了した。

その後、昭和 54 年度からの「小笠原諸島振興計画」で、主に配水系統の充実を図った。昭和 57 年度からはトリハロメタン低減対策としてダム水の曝気を行うとともに、活性炭処理施設、薬品注入室等を新設し高度浄水処理を開始した。また、ガスクロマトグラフの設置等水質管理機能を充実させた。昭和 62 年度には、浄水管理及び散在する施設の効率的運用の必要から集中監視設備を設置した。

さらに、平成元年度からの「小笠原諸島振興開発計画」で扇浦地区周辺一帯が新たに集落地区に指定され、給水区域を拡張することとなった。平成 3 年度に事業の変更許可を受け、第 3 次拡張事業に着手した。施設の能力を更新するとともに導送配水系統を整備し、また、平成 20 年度には「小笠原水道ビジョン」を策定し、現状と将来見通しを公析・評価した上で目指すべき将来像を描き、実現のための方策等を示した。平成 23 年度に事業の変更認可を受け、平成 24 年度から新浄水場築造工事に着手、平成 27 年 3 月に竣工し、給水を開始した。

施設能力は 1 日 1,100m³、常住人口 2,300 人に給水が可能である。

(2) 母島

昭和 45 年度から当面返還後の村民への最小限の給水を確保するため、井戸 3 本、浄水機等の設置により 1 日 100m³の給水を可能とした。

昭和 47 年度から本格的な工事に入り、昭和 49 年度まで乳房ダムをはじめとして浄水場、配水池等の主要施設が完成した。その後、昭和 54 年度からの「小笠原諸島振興計画」で、主に導水及び配水系統の充実を図った。昭和 57 年度からはトリハロメタン低減化対策としてダム水の曝気を行うとともに、薬品注入室等を新設し消毒方法の変

更を行った。昭和 62 年度には老朽化した浄水機の入れ替えを行った。

さらに、平成元年度からの「小笠原諸島振興開発計画」で静沢地区周辺一帯が新たに集落地域に指定され、その開発に伴う配水系統の拡充を行った。平成 25 年度に事業の変更認可を受け、25 年度末をもって事業の全部を父島に譲り渡した。

平成 26 年度から新浄水場築造工事に着手、令和 2 年 3 月に竣工し、給水を開始した。令和 3 年度に全ての工事が完了した。

施設能力は 1 日 310m³、常住人口 530 人に給水が可能である。

父 島

年度	施設能力 (m ³ /日)	主要実施事業	備考
返還時	120		井戸1箇所 取水2箇所 大村配水池
43	240	奥村井戸改修2箇所 屏風谷ダム改修	
44	390	奥村井戸4箇所 扇浦井戸2箇所 連珠ダム復旧 扇浦浄水場 奥村配水池(1号)	
45	480	扇浦ダム復旧 連珠ダム嵩上 扇浦浄水場増設	扇浦浄水場運転 (5月14日)
46～48	800	小曲ダム(1期・2期)	
49～50	800	時雨ダム(1期・2期) 清瀬配水池	
51～53	1,100	奥村配水池(2号) 扇浦浄水場拡張 扇浦浄水場買電	大村配水池廃止
54～56	1,100	配水管敷設	
57	1,100	活性炭処理施設 時雨・小曲ダム曝気施設	
58	1,100	配水管敷設 地下水源試掘調査	
59	1,100	配水管敷設 活性炭ブローア設備	
60	1,100	薬品注入室新設 薬品注入設備(1期) 配水管敷設	
61	1,100	排泥池増設 薬品注入設備(2期) 配水池配管取替	
62	1,100	中央監視盤室新設 中央監視盤設備(1期) 配水管敷設 時雨ダムアスファルト遮水壁改良	
63	1,100	中央監視盤設備(2期) 配水管敷設	
元	1,100	中央監視盤設備(3期) 導水管取替 テレメーター設置 配水管敷設・取替	
2	1,100	導送配水管取替 ダム曝気施設改良	
3	1,100	ろ過機設置 配水管敷設	1,100m ³ /日 2基
4	1,100	扇浦送水ポンプ設置 配水管敷設	
5	1,100	導送水管移設 配水管敷設 送配水管取替	
6	1,100	清瀬水位計取替 送・配水管敷設取替	
7	1,100	導送配水管敷設 扇浦配水地築造	
8～9	1,100	導送配水管敷設 増圧ポンプ所改良	
10	1,100	導送配水管敷設 異形管取替	
11～12	1,100	導配水管取替 送配水管新設	
13～15	1,100	浄配水施設改良 配水管取替 管網整備	
16	1,100	導送配水施設改良 配水管取替・新設 管網整備 水道施設基本計画(父島)	

17	1,100	導送配水施設改良、水源水質調査、管網整備	
18	1,100	導送配水施設改良、小曲ダムゲート改良	
19	1,100	導送配水施設改良、時雨ダム取水ポンプ取替え	
20	1,100	配水管施設改良、貯水施設改良(時雨、連珠ダム)	
21	1,100	配水管新設、用地買収、地質調査、 浄水施設基本設計、奥村配水池建替(1号)、濁度計設置	
22	1,100	配水管新設、導水管取替、奥村配水池建替(2号) 浄水場基本設計(その2)、樹木調査	
23	1,100	配水管新設、導送水管新設 基本造或工事 浄水場詳細設計	
24	1,100	配水管新設、導送水管新設 新浄水場築造Ⅰ期	
25	1,100	配水管新設、導送水管新設 新浄水場築造Ⅱ期	
26	1,100	配水管新設、導送水管取替 新浄水場築造Ⅲ期	平成27年3月14日給水開始
27	1,100	配水池、調整池、詳細設計 境浦ダム改良、計装監視改良 配水管新設、導送水管取替	
28	1,100	清瀬配水池建替(1号)、計装監視改良 配水管新設、旧浄水場解体	
29	1,100	清瀬配水池建替(2号)、配水管新設 第2原水調整池整備工事	
30	1,100	第2原水調整池整備工事その3	
31(元)	1,100	配水管新設、配水管取替、ダム改修調査(1) 第2原水調整池整備工事その3	
2	1,100	第2原水調整池整備工事その4、第2原水調整池整備工事 (設備)、配水管取替、ダム改修調査(2)	
3	1,100	配水管取替、小曲ダム観測測量調査	
4	1,100	配水管取替、管網整備(奥村分譲地)、小曲ダム電源 ケーブル本設工事、用地測量(小曲ダム護岸)	

母 島

年度	施設能力 (m ³ /日)	主要実施事業	備考
45	100	井戸3箇所 浄水機(井戸系) 配水池(1号)	
46~47	150	乳房ダム(1期・2期)	
48	400	乳房ダム(完成) 沖村浄水場	沖村浄水場運転 8月22日
49~54	400	配水池(2号) 浄水機	浄水機(井戸系)廃止
55	400	浄水池	
56	400	大谷川導水管 配水管敷設	
57	400	玉川導水管敷設 中塩素処理施設 乳房ダム曝気1箇所	
58~59	400	配水管敷設 沖村浄水場排泥池築造	
60~61	400	薬品注入設備(1期・2期) 薬品注入室新設	
62~63	400	浄水機入替(1期・2期)	
元	400	配水管取替	
2	400	井戸1箇所 配水管敷設	井戸1箇所廃止
3	400	配水管敷設	
4	400	ダムゲート改良(1期) 送・配水管取替	
5	400	ダムゲート改良(2期) 送・配水管取替	
6	400	送・配水管取替	
7	400	送・配水管取替 静沢地区整備	
8~9	400	送・配水管取替 浄水池・配水池設備	
10	400	送・配水管取替 薬品注入設備改良	
11	400	送・配水管取替 水質監視設備改良	
12	400	送・配水管取替 薬品注入設備改良	
13~17	400	—	
18	400	植栽フロート型水質改善装置(乳房ダム)	
19	400	配水池建替(1号)	
20	400	配水池建替(2号)、植栽フロート設置(乳房ダム)	
21	400	水源水質調査、濁度計設置	
22	400	浄水場基本設計その1	
23	400	浄水場基本設計その2	
24	400	浄水場基本設計その3 用地取得	
25	400	浄水場詳細設計 用地取得	
26	310	浄水場改良工事(倉庫棟解体)	
27	310	浄水場改良工事(管理棟建築) 浄水場改良工事(管理棟設備)	

28	310	浄水場改良工事(旧管理棟解体) 浄水場改良工事(擁壁)	
29	310	浄水場改良工事(機械工) 浄水場改良工事(浄水機棟設備) 浄水場改良工事(浄水機棟建築)	
30	310	浄水場改良工事(機器製作、据付) 配水管新設	
31(元)	310	浄水場改良工事(機器製作、据付)、既設建物解体 配水管新設	
2	310	浄水場改良工事(擁壁、着水井、排水池)	
3	310	浄水場改良工事(着水井上屋、電気機械、場内整備、場内配管)、 管更新設計	
4	310	送配水取替工事(沖村3,8号線)、管路更新詳細設計 井戸ポンプ制御盤改良	

2 生活排水処理事業

小笠原諸島が米軍の直轄統治下におかれた時代における厨房、浴室及びし尿等の生活排水は、数個を単位とした地下腐敗槽を設け地中に浸透させる方式をとっていた。この地下浸透式の腐敗槽は、おおむね3年くらいで浸透機能が低下するため、代替施設をそのつど施工していた。しかし、上水道が井戸を重要な水源の一つとしている関係上、地下に浸透したし尿及び汚水が水源に混入する恐れがあり、早期の下水処理施設の完成が望まれていた。

地域し尿処理施設の整備により上記の問題は解決され、生活環境の改善、向上及び水質の保全を図っている。

(1) 父島地域し尿処理施設

昭和44年の「小笠原諸島復興計画」の中で生活基盤整備の一環として、処理人口2,000人を対象とした地域し尿処理施設の整備が決定され、し尿処理場、管渠、中継ポンプ所等、本格的な施設の建設が進められた。昭和48年9月から処理場の運転を開始した。

昭和54年度からの「小笠原諸島振興計画」の中では、流入汚水量の増加に対処するため処理場の増設工事、村道整備に伴う管渠布設工事を行い、汚水処理機能の拡充を図った。また、施設の老朽化のため、し尿処理場、管渠、中継ポンプ所等、施設の改良を行った。

平成元年度からの「小笠原諸島振興開発計画」では、し尿処理場の上屋整備や設備改良、中継ポンプ所等の施設改良を行った。また、集落地域に指定された扇浦地区について、整備のための調査を行った。

平成7年度から12年度では、「第2次小笠原総合計画」の将来人口に対応するため、処理能力増強のための管理棟・処理棟等の増設を行った。そして、平成15年度からは、管渠改良・ポンプ所改良を行い、老朽化の解消を図った。

現在、処理人口2,200人、1日最大汚水量1,400m³を処理することが可能である。

(2) 母島地域し尿処理施設

昭和 49 年度に基本計画及び施設に着手した。昭和 50 年度から処理人口 1,000 人を対象とした地域し尿処理施設の整備が始まり、し尿処理場、管渠、中継ポンプ所等本格的な施設の建設が進められ、昭和 54 年度に完成し昭和 55 年 4 月から処理場の運転を開始した。昭和 55 年度以降は、主に村道整備に伴う管渠布設工事を行い、し尿処理場、中継ポンプ所等の設備改良も行った。

平成元年度からの「小笠原諸島振興開発計画」では、し尿処理場の設備改良を行い、集落区域に指定された静沢地区について、管渠を布設し中継ポンプ所を建設した。

現在、処理人口 1,000 人、1 日最大汚水量 500m³を処理することが可能である。

(3) 個別生活排水事業

平成 16 年 4 月 1 日より「小笠原村浄化槽条例」を施行し、父島地域し尿処理施設区域以外の生活排水処理を、浄化槽で整備する事業を開始した。

父島

年度	施設能力 (m ³ /日)	主要実施事業	備考
47～53	1,000	管渠敷設	昭和48年9月供用開始
54	1,000	処理場増設	
55～63	1,000	管渠敷設・取替・設備改良	
元～5	1,000	管渠敷設・更生・設備改良	
6～12	1,000	処理場改良 管渠新設・調査・改良	
13	1,400	管渠改良 管網整備	平成13年12月 処理施設変更届出
14～19	1,400	管渠改良 管網整備 ポンプ所改良	
20～25	1,400	管渠改良・更生・設備改良	
26～30	1,400	施設改良設計・水処理設備改良	
31(元)	1,400	計装監視システム改良 自動除塵機整備 ポンプ場改良基本設計	
2	1,400	マンホールポンプ改良 ポンプ場改良詳細設計	
3	1,400	中継ポンプ所改良(奥村)	
4	1,400	管渠敷設(奥村分譲地 L=80m)	

母島

年度	施設能力 (m ³ /日)	主要実施事業	備考
50		管渠敷設	
51～54	500	中継ポンプ所(1期・2期・3期) 処理場(1期・2期・3期) 管渠敷設	昭和55年4月 供用開始
55～62	500	管渠敷設	
2～6	500	管渠敷設・改良	
7～8	500	施設改良・静沢地区整備	
11	500	管渠改良	
19～24	500	管渠改良・更生・設備改良	
26～28	500	処理場、ポンプ所設備改良	
2	500	計装監視システム改良	
3	500	施設改良基本設計	
4	500	施設改良詳細設計(1)	

3 施設概要

(1) 簡易水道施設

施設名	父 島 施 設			母 島 施 設																										
	名称	有効容量	名称	有効容量	名称	有効容量																								
水源施設	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>有効容量</th> <th>名称</th> <th>有効容量</th> </tr> <tr> <td>時雨ダム</td> <td>70,000m³</td> <td>境浦ダム</td> <td>3,400m³</td> </tr> <tr> <td>連珠ダム</td> <td>3,900m³</td> <td>小曲ダム</td> <td>16,400m³</td> </tr> </table>	名称	有効容量	名称	有効容量	時雨ダム	70,000m ³	境浦ダム	3,400m ³	連珠ダム	3,900m ³	小曲ダム	16,400m ³	φ 3.0m×深5.25m 1井 φ 3.0m×深4.80m 1井	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>有効容量</th> <th>名称</th> <th>有効容量</th> </tr> <tr> <td>乳房ダム</td> <td>29,650m³</td> <td>玉川ダム</td> <td>2,240m³</td> </tr> <tr> <td>大谷ダム</td> <td>5,000m³</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名称	有効容量	名称	有効容量	乳房ダム	29,650m ³	玉川ダム	2,240m ³	大谷ダム	5,000m ³			ダム		
名称	有効容量	名称	有効容量																											
時雨ダム	70,000m ³	境浦ダム	3,400m ³																											
連珠ダム	3,900m ³	小曲ダム	16,400m ³																											
名称	有効容量	名称	有効容量																											
乳房ダム	29,650m ³	玉川ダム	2,240m ³																											
大谷ダム	5,000m ³																													
取水施設	浅井戸	φ 3.0m×深5.25m 1井	浅井戸	φ 2.0m×深7.00m 3井																										
浄水施設	表流水	第2水源 第3水源																												
	導水管	8,836m		導水管	φ 50mm～φ 100mm 1,594m																									
	扇浦浄水場			沖村浄水場																										
	活性炭前処理→薬品沈殿→帯磁性イオン交換樹脂処理→塩素消毒→急速ろ過の各浄水工程を経て浄水を製造し、1,100m ³ /日の処理能力をもつ。			帯磁性イオン交換樹脂処理→薬品沈殿→塩素消毒→急速ろ過の各浄水工程を経て浄水を製造し、310m ³ /日の処理能力をもつ。																										
送水施設	送水管	φ 100mm～φ 200mm 7,876m		送水管	φ 100mm 1,278m																									
	送水ポンプ	φ 80×0.7m ³ /分×58m×11kw 2台(大村) φ 50×0.3m ³ /分×40m×7.5kw 2台(扇浦)		送水ポンプ	φ 65×0.42m ³ /分×45m×7.5kw 2台																									
配水施設	配水池	奥村配水池 有効容量 250m ³ ×2基 清瀬配水池 有効容量 150m ³ ×2基 扇浦配水池 有効容量 50m ³ ×2基		配水池	沖村配水池 有効容量 100m ³ ×2基																									
	配水管	φ 75mm～φ 200mm 20,116m		配水管	φ 75mm～φ 150mm 3,708m																									
	配水量	(単位:m ³)		配水量	(単位:m ³)																									
	年度	24 25 26 27 28 29 30 31 2 3 4		年度	24 25 26 27 28 29 30 31 2 3 4																									
	日平均配水量	704 693 689 679 676 656 643 617 644 660 659		日平均配水量	154 148 146 150 145 136 128 129 144 147 145																									
給水施設	給水件数	1,435件(令和5年4月1日現在)		給水件数	331件(令和5年4月1日現在)																									

(2) 地域し尿処理施設・浄化槽

施設名 父母別	父 島 施 設	母 島 施 設
処理場施設	<p>処理場</p> <p>① 排除方式 分流式</p> <p>② 計画人口 2,200人</p> <p>③ 計画1日平均汚水量 1,100m³/日</p> <p>④ 計画1日最大汚水量 1,400m³/日</p> <p>⑤ 汚水水質 BOD 190ppm 人口当量 72g/人/日 SS 170ppm 人口当量 65g/人/日</p> <p>⑥ 放流水質 BOD 20ppm 除去率 89%以上 SS 30ppm 除去率 82%以上</p> <p>⑦ 処理方式 汚水 長時間曝気(活性汚泥)法 余剰汚泥 好気性硝化濃縮後、加圧脱水、脱水ケーキ、農地還元等</p> <p>⑧ 敷地面積 1,750m²</p> <p>中継ポンプ所(2箇所)</p> <p>① 清瀬中継ポンプ所 ポンプ能力(2.5m³/分) (水中P11.0kw×2) ポンプ井容量 33.4m³</p> <p>② 大村中継ポンプ所 ポンプ能力(2.5m³/分) (水中P11.0kw×2) ポンプ井容量 33.4m³</p> <p>管渠敷設延長 φ200～φ500 7,723.6m</p> <p>排水設備普及件数 下水 1,204件(令和5年4月1日現在) 浄化槽 141件(令和5年4月1日現在)</p>	<p>処理場</p> <p>① 排除方式 分流式</p> <p>② 計画人口 1,000人</p> <p>③ 計画1日平均汚水量 420m³/日</p> <p>④ 計画1日最大汚水量 500m³/日</p> <p>⑤ 汚水水質 BOD 160ppm 人口当量 80g/人/日 SS 145ppm 人口当量 70g/人/日</p> <p>⑥ 放流水質 BOD 20ppm 除去率 88%以上 SS 22ppm 除去率 85%以上</p> <p>⑦ 処理方式 汚水 循環水路曝気方式 余剰汚泥 濃縮後、加圧脱水、脱水ケーキ、農地還元等</p> <p>⑧ 敷地面積 3,956m²</p> <p>中継ポンプ所(1箇所)</p> <p>① 沖村中継ポンプ所 ポンプ能力(0.46m³/分) (汚泥送水P7.5kw×2台) ポンプ井容量 33.4m³</p> <p>管渠敷設延長 φ100～φ250 3,294.0m</p> <p>排水設備普及件数 下水 306件(令和5年4月1日現在)</p>

4 清 掃

父島では平成11年3月から公害防止設備、資源化設備を備えたごみ処理施設「父島クリーンセンター」が稼働し、焼却ごみ、金属類、飲料缶、空きびん・ペットボトル、危険物・有害物、粗大ごみの6分別収集を行っている。

さらに、平成13年10月より焼却残渣を埋め立てるため、浸出水処理設備を備えた管理型の父島埋立処分場が稼働した。

母島ではダイオキシン対策措置法等を受けて、平成14年11月末をもって旧母島清掃工場を廃止し、これに代わるごみ中継施設「母島リレーセンター」が稼働した。この施設は母島で発生するごみを父島へ輸送するために解体、選別、一時保管を行い、焼却ごみは父島クリーンセンターへ輸送のうえで焼却し、資源物・有害物は従来どおり父島クリーンセンター経由で内地に搬出してリサイクルし適正処理を行っている。また、一次堆肥化設備を導入し、生ごみの分別収集・資源化も行っている。

その他、小笠原村では昭和49年から自動車の投棄を規制する条例を施行して、使用済みの自動車等の適正処理を義務づけてきた。加えて平成17年1月から自動車リサイクル法の施行に伴い、同法に則した使用済自動車の適正処理を始めるとともに、二輪車・古タイヤ等の自動車リサイクル対象外品についても引き続き適正処理している。また、家電リサイクル法対象品目についても同法に則した適正処理を行っている。

(1) 設 備

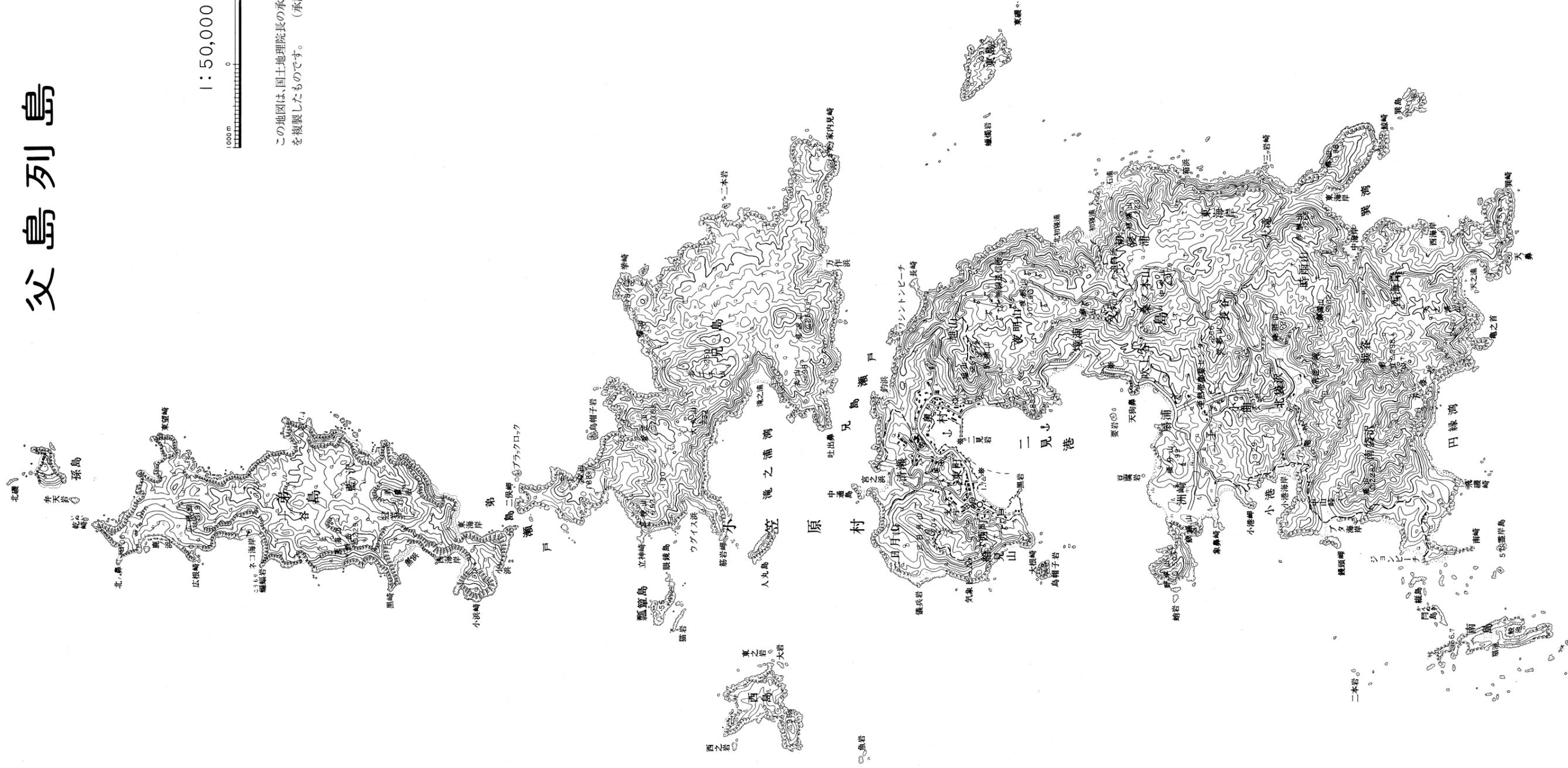
		焼却施設	中継施設			埋立処分場	
名 称		父島クリーンセンター	母島リレーセンター	名 称		父島埋立処分場	
供用開始		平成11年	平成15年4月	供用開始		平成13年	
処理能力		4.6t/8h×1炉	2t/日(中継処理)	埋立面積		3,600m ²	
資源化設備		2.1t/5h	0.32t/日	埋立容積		12,000m ³	
防塵方式		バグフィルター		汚水処理能力		10m ³ /日	

(2) 回 収

		可燃ごみ	生ごみ	金属類	飲料缶	空きびん ペットボトル	有害物 危険物	粗大ごみ	牛乳パック
父島	場所	ステーション 回収	—	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	拠点 回収
	頻度	週3～6回	—	週1回	週1回	週2回	月1回	月1回	常設
母島	場所	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	ステーション 回収	拠点 回収
	頻度	週3回	週3回	週1回	週1回	週1回	月1回	年3回	常設

參考資料

父島列島



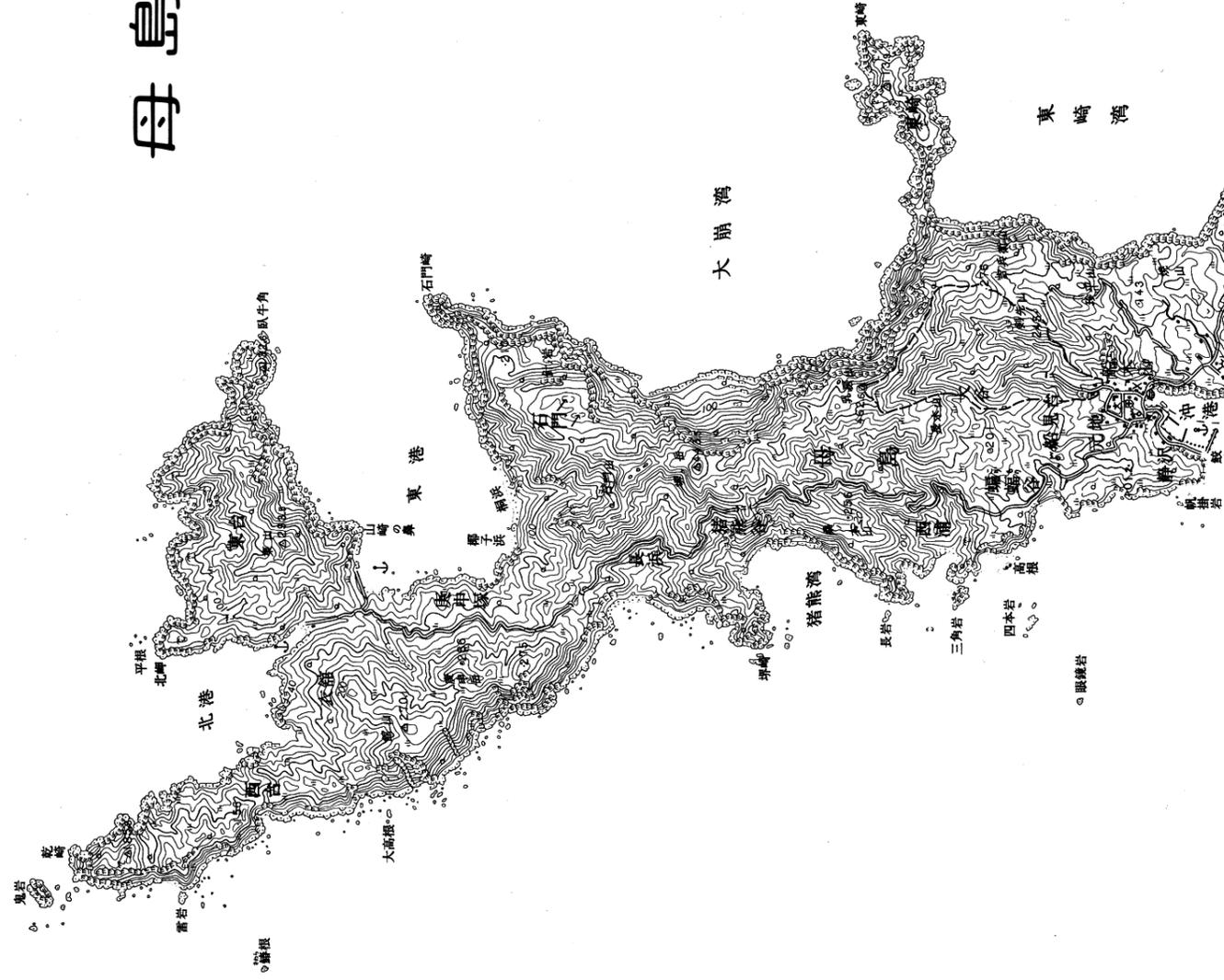
1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平24情復、第487号)

小笠原諸島
父島列島

○中嶽
○地蔵



1:50,000

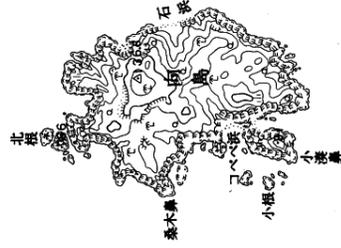


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平24情復、第487号)

母島列島

小笠原諸島 母島列島

小笠原村



向島瀬戸

○帆掛岩

○平根

○カナンナギ岩

姉島瀬戸

○北嶺

野島瀬戸

○野島

四本岩

○四本岩

下ノ島

◆ 管内概要編集協力機関

(順不同、敬称略)

- ・小笠原総合事務所
- ・海上保安庁小笠原海上保安署
- ・小笠原村
- ・社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
- ・島しょ保健所小笠原出張所
- ・警視庁小笠原警察署
- ・都立小笠原高等学校
- ・東京電力パワーグリッド株式会社小笠原事務所
- ・株式会社NTT東日本ー南関東 小笠原父島サービスセンタ
- ・日本郵便株式会社小笠原郵便局

東京都小笠原支庁

登録番号 (5) 1

管内概要

令和5年10月発行

編集・発行

東京都小笠原支庁総務課

東京都小笠原村父島字西町

電話番号 04998-2-2121

印刷

株式会社 アイコー印刷

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインクを使用しています

